

令和6年三重県議会定例会
教育警察常任委員会
説明資料

所管事項説明

| | | |
|----|--------------------|---|
| I | 教育委員会事務局の組織機構…………… | 1 |
| II | 主要事項…………… | 4 |

令和6年5月23日
教育委員会

目 次

| | | |
|----|------------------------|----|
| I | 教育委員会事務局の組織機構 | 1 |
| II | 主要事項 | |
| 1 | 令和6年度当初予算【教育委員会関係】について | 4 |
| 2 | 三重県教育ビジョンについて | 19 |
| 3 | 県立高等学校の活性化について | 22 |
| 4 | 防災教育・学校施設の整備について | 29 |
| 5 | 教職員の人材確保について | 32 |
| 6 | 学校における働き方改革の推進について | 34 |
| 7 | 不祥事根絶に向けた対応策について | 37 |
| 8 | 小中学校教育について | 39 |
| 9 | 学力の育成について | 43 |
| 10 | 高校教育について | 48 |
| 11 | 外国人児童生徒教育について | 53 |
| 12 | 特別支援教育について | 56 |
| 13 | いじめや暴力のない学びの場づくりについて | 60 |
| 14 | 不登校の状況にある児童生徒への支援について | 64 |
| 15 | 子どもたちの安全・安心の確保について | 68 |
| 16 | 人権教育について | 70 |
| 17 | 体力向上と運動部活動について | 73 |
| 18 | 健康教育・食育について | 78 |
| 19 | 社会教育について | 82 |
| 20 | 文化財の保存・活用・継承について | 86 |
| 21 | 教職員の資質向上について | 90 |

I 教育委員会事務局の組織機構

1 本庁（職員数：312名）

令和5年度から組織体制について変更はありません。

2 地域機関（職員数：40名）

○埋蔵文化財センター調査研究2課の廃止と調査研究3課の名称変更

新宮紀宝道路建設に伴う現地調査が終了したため、調査研究2課を廃止しました。それに伴い、調査研究3課を「調査研究2課」に名称変更しました。

参考

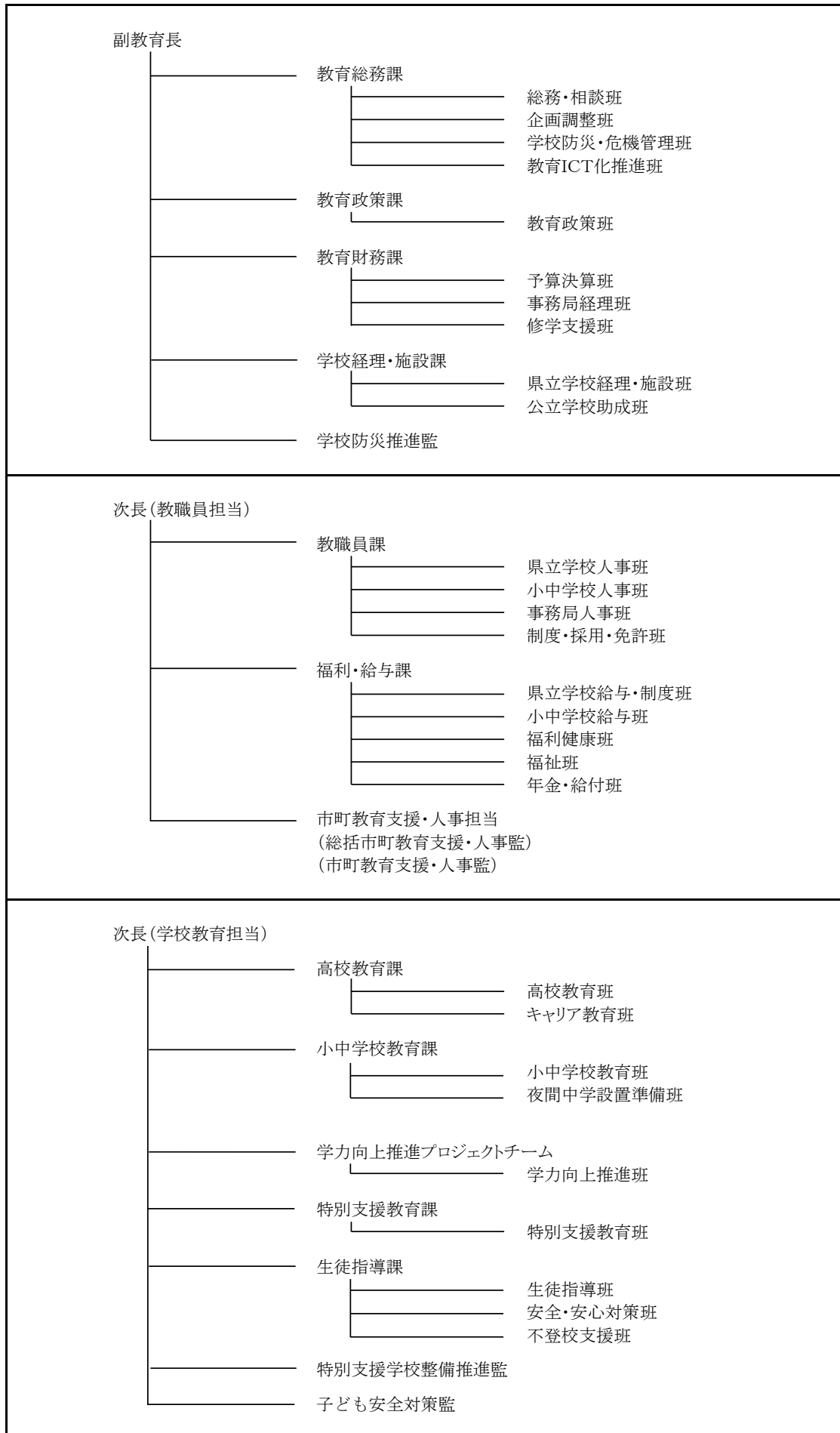
【学校数】

（令和6年4月1日現在）

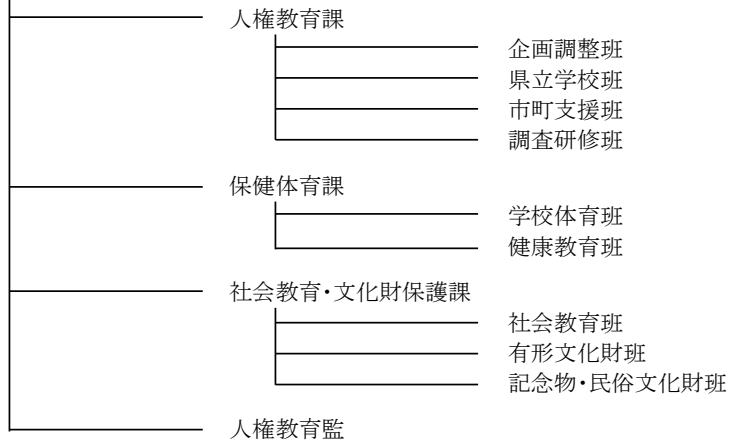
| | 小学校 | 中学校 | 義務教育 学校 | 高等学校 | 特別支援 学校 | 計 |
|-----|------------|------------|------------|-----------|------------|------------|
| 学校数 | 339 (2) | 147 (2) | 1 (0) | 56 (1) | 14 (4) | 557 (9) |

※（ ）内は分校で外数

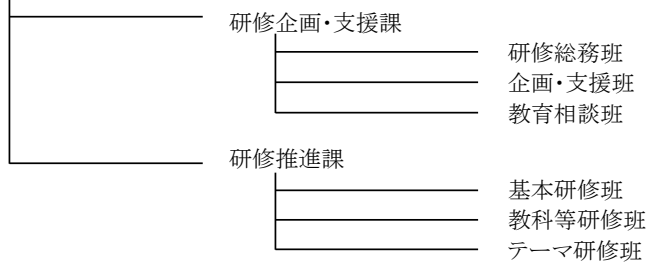
令和6年度教育委員会事務局組織表



次長(育成支援・社会教育担当)



次長(研修担当)



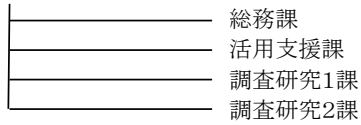
地域機関

北勢教育支援事務所

南勢教育支援事務所

紀州教育支援事務所

埋蔵文化財センター



Ⅱ 主要事項

1 令和6年度当初予算【教育委員会関係】について

1 予算調製にあたっての基本的な考え方

人口減少や経済・社会のグローバル化、超スマート社会の進展など、教育を取り巻く社会情勢が大きく変化する中、教育委員会では、令和6年度からの4年間を計画期間とする「三重県教育ビジョン」を策定しました。子どもたち一人ひとりの可能性を最大限に引き出すという基本姿勢のもと、次期計画で子どもたちに育みたい力として掲げる「自立する力」、「共生する力」、「創造する力」を育成し、子どもたちが個性を輝かせ、望む未来を実現できるよう、教育政策を推進していきます。

子どもたちが自分らしく生き抜いていく力を育むため、自己肯定感の涵養や「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」の一体的・調和的な育成に取り組みます。また、自ら考え行動する力や、社会に貢献しようとする「志」を育みます。

特別な支援が必要な児童生徒や不登校の状態にある児童生徒、外国につながる児童生徒など、子どもたちのさまざまな教育的ニーズに応じた支援を行います。増加するいじめや不登校については、「いじめをしない、させない心」を育むとともに、学校や家庭、地域など多様な主体の連携・協働により、子どもたちが安心して学ぶことができる環境の整備や学びの場の充実を図ります。

さらに、教職員の負担軽減を図り、全ての教職員がやりがいを持っていきいきと働き続けられるよう、専門人材や地域人材の配置を拡充します。また、教員不足解消に向けて、教職の魅力伝える取組を進めます。

教育委員会では、このような認識のもと、次の6項目について重点的に取り組みます。

(1) 未来の礎となる力の育成

知識・技能、思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」を育むため、一人ひとりの学習内容の理解と定着を図る取組を進めます。規範意識や自他の命の尊重、いじめを許さないといった「豊かな心」を育むため、自己肯定感を涵養するための授業づくりに取り組むとともに、家庭や地域と連携して社会全体で読書活動を推進します。「健やかな身体」を育むため、中学校の休日部活動の円滑な地域連携・地域移行を進めるとともに、運動に親しむ習慣の定着と体力の向上を図ります。生涯にわたり健康で充実した生活を送っていけるよう、健康教育や食育に取り組みます。

(2) 未来を創造し社会の担い手となる力の育成

変化が激しく予測困難なこれからの社会において、持続可能で豊かな未来を創る人材として活躍していけるよう、地域企業等と連携した課題解決型の学習や主権者教育などを通じて、社会の担い手として主体的に学びに向かう姿勢を育むとともに、技術革新等により進化する社会で求められる力を身につけるための取組を推進します。また、就職を希望する全ての高校生の就職実現に向けて支援します。

(3) 特別支援教育の推進

特別な支援を必要とする子どもたちが一貫した支援を受けられるよう、パーソナルファイルを活用して支援情報の確実な引継ぎを進めます。また、特別支援学校において、小中学校との交流及び共同学習により、豊かな人間性を育むとともに、発達段階に応じた計画的・組織的なキャリア教育や企業経験豊かなサポーター等の活用により、生徒の希望する進路を実現します。また、医療的ケアが必要な児童生徒の登校を支援することで、通学にかかる保護者の負担を軽減します。さらに、特別支援学校の狭隘化や老朽化に対応するため、移転や増築に向けた取組を進めます。

(4) いじめや暴力のない学びの場づくり

道徳教育や人権教育など教育活動全体を通じて、子どもたちに「いじめをしない、させない心」や社会性を育むことを通じて、いじめや暴力行為の未然防止に取り組みます。学校内外の専門人材も活用しながら、子どもたちのささいな変化を見逃さず、積極的ないじめの認知を進めるとともに、いじめを訴えやすい環境づくりに取り組むことで、いじめ事案への迅速かつ適切な対応を進めます。

(5) 誰もが安心して学べる教育の推進

学校への支援や相談体制、関係機関等との連携を充実するとともに、不登校児童生徒が学びたいと思ったときに学べる環境を整えるため、多様な学びの場の確保に向けた取組を進めます。外国人児童生徒が自己実現を果たし、地域社会で生きていく力を身につけられるよう、日本語指導や学習支援を充実します。義務教育段階の学び直しを行う県立夜間中学については、令和7年度の開校に向けた取組を進めます。あわせて、子どもたちが災害時に自分の命を守る力を身につけられるよう、防災教育に取り組みます。

(6) 学びを支える教育環境の整備

教職員の資質向上を図るため、経験年数や職種に応じた研修を計画的に実施するとともに、新規採用者や管理職等を対象とした新たな研修を実施します。効果的な教育活動と働き方改革を推進するため、専門人材や地域人材の配置を拡充します。学校・家庭・地域が一体となった教育活動を進めるため、コミュニティ・スクールの導入や充実に向けた取組を支援します。県立高等学校活性化計画に基づき、人口減少に対応した取組や、各校の特性を生かした特色化・魅力化の取組を進めるとともに、地域の高等学校活性化推進協議会において、高校の学びと配置のあり方について丁寧に協議を進めます。県立学校の長寿命化計画に基づく老朽化対策やトイレの改修を着実に進めます。地域の中で子どもたちを健やかに育む環境づくりを推進するとともに、文化財を将来にわたって守り伝え、活用するための取組を進めます。

2 主な重点項目

(1) 未来の礎となる力の育成

① (一部新) 学力向上推進事業 予算額 34,331 千円

みえスタディ・チェックをC B Tで実施し、児童生徒の学習内容の定着状況を把握するとともに、学習状況や生活習慣等に関する質問調査を実施し、各学校における授業改善や個に応じた指導を促進します。学力向上アドバイザーを少人数指導推進校に派遣して、校長との懇談や授業視察を通じて指導・助言を行います。授業力向上アドバイザーを派遣して、若手教員等の授業や校内研修への指導・助言を行うとともに、複数の学校の若手教員等が学校の垣根を越えて学び合う仕組みを構築します。

② 少人数教育推進事業 予算額 1,417,138 千円

小学校の少人数学級について、本県独自の小学校1・2年生30人学級(下限25人)に加え、国の学級編制標準が計画的に引き下げられていくことをふまえ、国の加配定数を活用して、令和3年度の3年生から年次進行で実施している35人学級について、令和6年度は国を先取りして6年生を35人学級とし、きめ細かな指導を行うとともに、できる限り安心して学べる環境とします。中学校については、引き続き1年生での35人学級(下限25人)を実施します。

また、県単定数および非常勤の配置により、少人数指導に取り組む学校においては、引き続き、教員の役割分担によるティーム・ティーチングや、小学校算数と中学校数学の習熟度別指導に取り組みます。

③ 小中学校指導運営費 予算額 34,355 千円

市町および小中学校を訪問して、学習指導要領に基づく授業実践や、学力向上の取組を支援します。子どもたちに応じたきめ細かな支援を行うため、補足的な学習の支援や、授業で教職員の補助を行う学習指導員を引き続き配置します。小中学校等において、本に親しむための学校図書館の工夫や、教科と関連した読書活動等を進めるため、市町にアドバイザー派遣事業を委託するとともに、取組の成果を県内学校図書館関係者に周知します。

④ (新) 自己肯定感を涵養する教育推進事業 予算額 1,388 千円

＜事業実施期間：令和6年度～令和8年度＞

子どもたちの学ぶ楽しさや分かる喜び、「自分も一人の人間として大切にされている」という実感につながる指導を行うことができるよう、モデル校において効果的な授業づくりや校内研修等の取組を進めることで、教職員の資質向上を図ります。また、自己肯定感を涵養に資する実践等について、教職員を対象とした研修を実施するとともに、全ての公立学校の校長等を対象とした講演会を開催します。

- ⑤ (一部新) 道徳教育総合支援事業 予算額 8,967千円
 道徳教育の充実を図るため、学校へ道徳教育アドバイザーを派遣し、「考え、議論する道徳」の効果的な指導方法等に係る具体的な指導・助言を行うとともに、三重県道徳教育推進会議や公開授業を通して、その成果を普及します。児童生徒の自己肯定感の向上を通じていじめや暴力をなくすため、小学3・4年生を対象としたいじめ予防プログラム実証研究を新たに行い、その成果を県内小学校に横展開します。
- ⑥ 就学前教育の質向上事業 予算額 2,032千円
 (27,532千円 ※R5年度2月補正予算含みベース)
 幼児教育の質の向上と保幼小の円滑な接続を進めるため、幼児教育スーパーバイザーおよび幼児教育アドバイザーを市町や施設へ派遣し、研修支援等を行います。また、市町が行う公立幼稚園のICT環境整備を支援します。
- ⑦ (一部新) 子どもと本をつなぐ環境整備促進事業 予算額 9,137千円
 早期からの読書習慣の形成に向けて、企業や団体等の多様な主体が連携・協働するネットワークを構築することで、社会全体で読書活動を推進する気運を醸成するとともに、子どもが読書に親しむ機会の拡充を図ります。県立学校において図書館を活用した探究的な学びや授業づくりが進められるよう、モデル校で各校に応じた図書館リニューアル計画を家庭、地域、学校等が一体となって策定し、図書館の環境整備や読書に関するイベント等に取り組みます。
- ⑧ (新) 「人権が尊重される三重」をつくるこどもサミット事業 予算額 2,560千円
 <事業実施期間：令和6年度～令和8年度>
 「人権が尊重される三重」をつくる主体者の育成を図るため、異校種の子どもたちが集まり、各校、各地域で取り組んだ人権学習や地域に人権尊重の意識を広める教育活動の成果を発表するとともに、差別を解消するために自分たちにできることを話し合うこどもサミットを開催します。
- ⑨ (一部新) みえ子どもの元気アップ部活動充実事業 予算額 123,375千円
 中学校における休日の運動部活動の地域連携・地域移行について、市町の協議会設置やコーディネーター、指導者の配置などの取組を支援するとともに、拠点型での合同部活動等の取組を進める市町を支援します。また、指導者の質の向上を図るため、JSP O公認指導者資格を取得するための新たな研修会を実施します。専門的な指導の充実と教職員の負担軽減を図るため、中学校・高校において、顧問として単独で専門的な指導や引率を行える運動部活動指導員を配置します。高校の運動部において、専門的指導が受けられるよう、技術指導を行う外部指導者(運動部活動サポーター)の派遣や、デジタル技術を活用した専門家による遠隔指導を実施し、効率的で効果的な部活動運営を進めます。

- ⑩ **みえ子どもの元気アップ体力向上推進事業** 予算額 3,772 千円
発達段階に応じた運動習慣や生活習慣等の改善を図るため、各学校の状況に応じた1学校1運動を進めるとともに、各学校で作成した元気アップシートの取組を着実に実施できるよう、教員対象の研修会や指導主事の学校訪問を通じて指導・助言を行い、子どもたちの体力向上を図ります。
- ⑪ **運動部活動支援事業** 予算額 141,510 千円
中学校、高校の県大会や東海大会の開催経費を負担します。また、生徒や教職員、中学生の引率を行う地域スポーツ団体がブロック大会および全国大会に参加するための旅費を負担します。
- ⑫ **学校保健総合支援事業** 予算額 2,729 千円
現代的な子どもの健康課題である「歯と口の健康づくり」「心の健康（メンタルヘルス）」「性に関する指導」について、専門医等を学校に派遣したり、講演会を開催したりするなど、学校における健康教育の充実を図ります。また、子どもたちへの相談やケアを行う養護教諭を支援するため、経験豊富な人材を派遣し、指導助言や業務代替を行います。
- ⑬ **学校給食・食育推進事業** 予算額 2,342 千円
地場産物を活用した「みえ地物一番給食の日」や「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」等を通じて食育を推進するとともに、学校給食の衛生管理等の徹底を図ります。また、学校給食における食品ロス削減の取組を進めます。

(2) 未来を創造し社会の担い手となる力の育成

- ① **未来へつなぐキャリア教育推進事業** 予算額 26,180 千円
高校生一人ひとりの希望や特性に応じた就職を実現するため、就職実現コーディネーターを引き続き配置し、就職相談等の就職支援を行います。人との意見、考えのやりとりや、関わり方の面から支援が必要な生徒について、就労に係る関係機関と連携し、生徒の現状共有や支援方策の協議を行うとともに、入学後の早い段階からの進路相談やソーシャルスキルトレーニング、職場実習などに取り組みます。
- ② **世界へはばたく高校生育成支援事業** 予算額 4,109 千円
高校生の留学支援やオンライン海外交流を実施するとともに、高校生を対象にしたレベル別英語ディベートセミナーを開催し、英語での発信力や論理的思考力の向上を図ります。また、科学に対する興味・関心を高めるため、三重県高等学校科学オリンピック大会を開催します。

③ (新) 郷土を題材とした学習活動推進事業 予算額 14,975 千円

＜事業実施期間：令和6年度～令和8年度＞

小中学校のモデル校において、地域企業等と連携しながら、地域における社会的課題等の解決方法を考える協働的な学習を進めるとともに、地域で活躍する人びとの魅力に触れる機会を創出します。また、モデル校の取組を県内に広く発信する合同成果発表会を実施します。小中学生が県内の観光地を訪問し、大学生のサポートを受けながら、実践的な英語でALTとコミュニケーションをとるイベント、中学生が郷土三重の魅力英語で表現するコンテストや海外の生徒と英語でコミュニケーションをとるオンライン交流授業を実施します。

④ (一部新) 地域とつなぐ職業教育充実支援事業 予算額 89,556 千円

工業高校や農業高校等において老朽化している実習設備について、新たな設備の整備を行います。Society5.0の時代を生き抜く人材を育成するため、個々の教科の学びを基礎として教科横断的な学びを行うSTEAMプログラムを実施するとともに、先進的な取組を行う企業等との連携により、プログラミングやAI、ARを活用した学習、実社会の課題解決につながる取組を進め、DX人材育成プログラムを開発し、その学習効果を検証します。

⑤ (一部新) 高等学校学力向上推進事業 予算額 46,444 千円

(73,944 千円 ※R5 年度2月補正予算含みベース)

学習指導要領に即した教育内容が的確に実施されるよう、県立高校に対して指導・助言等を行います。普通科において、教科横断的なカリキュラム編成や外部機関との連携等による学際的な教育プログラムの実践研究を行います。生成AIの学校現場での活用にかかる知見を蓄積するため、パイロット校において、生成AIを活用した教育活動を試行します。さまざまな分野で活躍する著名人による講演・座談会等を実施することで、志を持ち可能性に挑戦するリーダーの育成をめざします。

⑥ (新) 次代を担う社会の担い手育成支援事業 予算額 2,893 千円

＜事業実施期間：令和6年度～令和8年度＞

高校生が自ら考え、自分の力で社会問題を解決できるという主権者としての感覚を育みます。モデル校において、有識者やコーディネーターの助言を得ながら、主権者教育モデルプランを策定するとともに、政治的中立性を確保しつつ、主権者教育に取り組めるような好事例を構築し、その成果を県内高校に広く周知します。また、校種・学校の枠を越えた生徒たちが集い、考え、話し合うワークショップを実施します。

(3) 特別支援教育の推進

- ① 早期からの一貫した教育支援体制整備事業 予算額 21,167 千円
特別な支援を必要とする子どもが、一人ひとりの教育的ニーズに基づき最も適切な場で学べるよう、市町と連携した就学支援を進めるとともに、パーソナルファイル等を活用した支援情報の引継ぎを行うなど、切れ目のない支援を進めます。高校において、発達障がいのある生徒への支援や保護者からの相談への対応、教職員への指導・助言を行う発達障がい支援員を配置します。発達障がい支援に係る専門性向上のため、通級による指導を担当する教職員への研修を実施します。特別支援学校においては、通訳・翻訳を行う外国人児童生徒支援員を配置します。
- ② 特別支援学校メディカル・サポート事業 予算額 27,852 千円
医療的ケアを必要とする子どもが身体的に安定した状態で教育活動に参加できるよう医療的ケアを実施するとともに、研修の実施による専門性の向上や、指導医等の指導・助言による校内のサポート体制の充実を図ります。通学に係る保護者の負担軽減のため、登校時に看護師が福祉車両等に同乗し、痰吸引等の医療的ケアを行います。
- ③ 特別支援学校就労推進事業 予算額 6,288 千円
特別支援学校において計画的・組織的なキャリア教育を推進するとともに、キャリア教育サポーターを活用した職場開拓や、企業等と連携した職場実習等を実施し、高等部生徒の進路希望の実現を図ります。ICTを活用した在宅就労に向けた就職支援を行うテレワーク支援員を配置し、実習先や就職先の開拓を行います。
- ④ 特別支援学校施設建築費 予算額 569,190 千円
(872,342 千円 ※R5 年度 2 月補正予算含みベース)
盲学校および聾学校について、老朽化対策・安全対策として城山特別支援学校の隣地へ移転するため、校舎建築工事および共同調理場建築工事に取り組むとともに、建築に必要な木材調達や建設予定地の埋蔵文化財調査等を行います。松阪あゆみ特別支援学校について、教室不足の解消を図るとともに、肢体不自由のある子どもたちの新たな就学先とするため、校舎増築の実施設計を行います。
- ⑤ 特別支援学校スクールバス整備事業 予算額 71,620 千円
老朽化に伴う車両更新として、自動車NOx・PM法に適合するスクールバスを購入します。

(4) いじめや暴力のない学びの場づくり

① (一部新) いじめ対策推進事業 予算額 26,793 千円

小学校高学年の児童が社会性や規範意識を高め、いじめをなくそうとする行動に誘われるよう、弁護士によるいじめ予防授業の教材を作成し、教材を活用した授業を全ての小学校で行うための教職員研修を実施します。保護者や県立学校からの相談に応じるいじめ問題対応サポーターを任用し、きめ細かな支援を行うとともに、いじめ事案への対応に係る検証や効果的な対応策などの助言を行ういじめ対策アドバイザーを県立学校に派遣します。また、学校が認知したいじめに係る情報を学校と市町教育委員会、県教育委員会が遅滞なく共有し、いじめの問題に迅速に対応します。引き続き、不適切な書き込みを検索するネットパトロールを実施します。子どもたちがSNSによる誹謗中傷やいじめ等を行わない心と態度を育めるよう、「いじめ防止」および「情報モラルの向上」をテーマにした動画作成コンテストを開催し、『STOP!いじめ』ポータルサイト」に作品を掲載するなど、社会全体でいじめ防止に取り組む気運を高めます。

② (一部新) 道徳教育総合支援事業(再掲) 予算額 8,967 千円

道徳教育の充実を図るため、学校へ道徳教育アドバイザーを派遣し、「考え、議論する道徳」の効果的な指導方法等に係る具体的な指導・助言を行うとともに、三重県道徳教育推進会議や公開授業を通して、その成果を普及します。児童生徒の自己肯定感の向上を通じていじめや暴力をなくすため、小学3・4年生を対象としたいじめ予防プログラム実証研究を新たに行い、その成果を県内小学校に横展開します。

③ スクールカウンセラー等活用事業 予算額 467,622 千円

いじめを受けた児童生徒や不登校児童生徒、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアに対応するため、スクールカウンセラーの各学校への配置時間を拡充するとともに、教育支援センターにも引き続き配置します。スクールソーシャルワーカーの配置時間も拡充し、各学校および教育支援センターからの要請に応じた派遣、福祉や医療機関等の関係機関と連携した支援を行います。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家とも連携して、児童生徒の日常的な相談に対応する教育相談員を中学校と高校に引き続き配置します。

④ SNSを活用した相談事業、いじめ電話相談事業 予算額 27,031 千円 (教育相談事業の一部)

いじめ等の早期発見、早期対応を図るための相談窓口として、引き続き多言語でも相談できる「子どもSNS相談みえ」や、24時間体制のいじめ電話相談を実施します。

⑤ いじめ対応に係る教職員研修 予算額 635 千円

(教職員研修事業、教育相談事業の一部)

初任者や中堅の教職員、新任教頭を対象とした法定・悉皆研修において、いじめの定義の確実な理解やいじめ解消に向けた組織的対応等、いじめへの対応力向上に向けた研修を実施するとともに、専門研修において、いじめを生まない学級づくりやいじめへの対応について学ぶ研修を実施します。

(5) 誰もが安心して学べる教育の推進

① 不登校対策事業 (一部) 予算額 59,137 千円

地域の福祉や医療と連携した取組を継続するため、引き続き県内全ての教育支援センターにスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、不登校支援アドバイザーを増員して、各教育支援センターに対して助言を行います。潜在的に支援が必要な児童生徒を早期に把握し、個々の状況に応じた支援機関に適切につながるスクリーニングの取組の対象を広げます。

② (新) 校内教育支援センター設置促進事業 予算額 10,207 千円

(不登校対策事業の一部) (15,207 千円 ※R5 年度 2 月補正予算含みベース)

不登校児童生徒が学びたいと思った時に学べる環境を整備するため、新たに校内教育支援センターを設置する中学校の環境整備や、指導員を活用した校内教育支援センターの運営を支援します。

③ (一部新) 学校外での多様な学びの場の支援事業 予算額 6,280 千円

(不登校対策事業の一部)

不登校児童生徒一人ひとりの実情に応じた多様な支援を行うため、不登校児童生徒の学校外の居場所として大きな役割を担っているフリースクール等で学ぶ児童生徒の体験活動等を支援するとともに、フリースクール等を利用する公立学校の児童生徒への経済的な支援を行います。

④ 高校生等教育費負担軽減事業 予算額 3,404,475 千円

就学支援金や奨学給付金等を支給し、高校等における保護者等の教育費負担の軽減を図ります。また、家計急変世帯を対象とした支援を継続するとともに、奨学給付金の給付額を増額し、低所得世帯のさらなる負担軽減に取り組みます。

⑤ 地域と学校の連携・協働体制構築事業 (一部) 予算額 8,296 千円

経済的な理由等により、家庭での学習が困難な子どもや学習習慣が十分に身につけていない子どもに対し、地域未来塾など放課後等に補充的な学習支援に取り組む市町に補助を行います。

⑥ **スクールカウンセラー等活用事業（再掲）** **予算額 467,622 千円**

いじめを受けた児童生徒や不登校児童生徒、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアに対応するため、スクールカウンセラーの各学校への配置時間を拡充するとともに、教育支援センターにも引き続き配置します。スクールソーシャルワーカーの配置時間も拡充し、各学校および教育支援センターからの要請に応じた派遣、福祉や医療機関等の関係機関と連携した支援を行います。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家とも連携して、児童生徒の日常的な相談に対応する教育相談員を中学校と高校に引き続き配置します。

⑦ **（新）夜間中学設置準備事業** **予算額 431,573 千円**

＜事業実施期間：令和6年度＞

令和7年4月の夜間中学（みえ四葉ヶ咲中学校）開校に向け、多様なニーズに対応できる教育内容等について検討するため、先行事例の調査研究を行うとともに、設置場所となる施設の大規模改修や備品購入のほか、広報や生徒募集等、必要な準備を行います。また、学齢期の不登校生徒を対象とした「学びの多様化学校」の指定に向けた準備を行います。夜間学級体験教室「まなみえ」は、参加者の習熟度や個々の状況に応じた授業を実施します。

⑧ **社会的自立をめざす外国人生徒支援事業** **予算額 15,674 千円**

外国人生徒が社会的自立を果たし、社会の一員として活躍できるよう、学習支援や進路相談を行う外国人生徒支援専門員および日本語指導アドバイザーを県立高校に配置します。また、各校の外国人生徒担当教員を対象に、日本語指導担当者研修を実施します。

⑨ **高校生就職実現事業（外国人生徒等対応分）** **予算額 4,304 千円**

（未来へつなぐキャリア教育推進事業の一部）（再掲）

外国人生徒や障がいのある生徒に対して、きめ細かな相談や求人開拓などの重点支援を行う就職実現コーディネーターを配置します。

※就職実現コーディネーター：10名のうち、3名分（外国人生徒等対応分）

⑩ **特別支援学校外国人児童生徒の学校生活充実事業** **予算額 3,250 千円**

（早期からの一貫した教育支援体制整備事業の一部）（再掲）

特別支援学校に在籍する外国人児童生徒および保護者を支援するため、通訳・翻訳を行う外国人児童生徒支援員を配置します。

⑪ 多文化共生社会のための外国人児童生徒教育推進事業 予算額 30,485 千円

市町における外国人児童生徒の受入れや日本語指導・適応指導に係る取組への補助を行います。学習支援等を行う外国人児童生徒巡回相談員を増員するとともに、散在地域の小中学校において日本語指導が受けられるよう、オンラインを活用した日本語指導に取り組みます。

⑫ 学校防災推進事業 予算額 13,970 千円

防災ノートを新入生等に配付するとともに、防災ノートと防災教育用デジタルコンテンツを組み合わせた防災教育を推進します。また、体験型防災学習等の支援、学校防災リーダー等教職員を対象とした防災研修、高校生による東日本大震災の被災地でのボランティア活動や交流学习を実施します。

⑬ 学校安全推進事業 予算額 2,709 千円

通学路における児童生徒の安全確保のため、見守り活動の中心となるスクールガード・リーダーを育成するとともに、地域のスクールガードを養成します。県内の公立学校の教職員を対象に校種別の講習会を行い、交通安全および防犯対策の指導者を養成し、各学校での交通安全教育・防犯教育を進めます。また、学校における安全推進体制を構築するため、学校安全アドバイザーを委嘱し、実践地域で通学路の安全点検や安全マップづくりを実施します。

(6) 学びを支える教育環境の整備

① 地域と学校の連携・協働体制構築事業（一部再掲） 予算額 11,265 千円

地域とともにある学校づくりを進めるため、地域学校協働活動推進員の配置促進や、各市町のコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の導入や充実に向けた取組を支援します。また、地域未来塾など放課後等に補充的な学習支援に取り組む市町に対して補助を行います。中学校における休日の文化部活動の地域移行が円滑に進むよう、市町に対して受け皿確保などの課題への助言を行うコーディネーターの配置や運営団体における指導者の配置等の補助を行います。

②（一部新）教職員研修事業（一部再掲） 予算額 78,651 千円

「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に示された資質・能力をふまえ、経験年数や職種に応じた研修を効果的に実施します。新規採用者が教育実践への意欲と自己肯定感を高めることができるよう、新規採用者が自ら学べるオンデマンド研修用コンテンツを作成します。管理職の若年齢化やコロナ禍に着任したことによる経験不足等の課題を解決するため、従来の新任管理職研修に加えて、2、3年目の管理職等を対象に時代や社会の変化に対応したマネジメント研修を実施します。また、ネットDE研修システムの再構築を行います。

③ (新) 自己肯定感を涵養する教育推進事業(再掲) 予算額 1,388千円
＜事業実施期間：令和6年度～令和8年度＞

子どもたちの学ぶ楽しさや分かる喜び、「自分も一人の人間として大切にされている」という実感につながる指導を行うことができるよう、モデル校において効果的な授業づくりや校内研修等の取組を進めることで、教職員の資質向上を図ります。また、自己肯定感の涵養に資する実践等について、教職員を対象とした研修を実施するとともに、全ての公立学校の校長等を対象とした講演会を開催します。

④ (一部新) 学校における働き方改革推進事業 予算額 374,748千円

限られた時間の中で子どもたちと向き合う時間を確保し、より効果的な教育活動を持続的に行うため、学習教材の準備など、教職員の支援を行うスクール・サポート・スタッフを、引き続き全ての公立学校に配置します。また、教頭の学校マネジメント等にかかる業務を専門的に支援する教頭マネジメント支援員を小中学校(大規模校等6校程度)に配置します。

⑤ (新) 「みえの未来を創る」教員の魅力発信・環境整備事業 予算額 7,482千円
＜事業実施期間：令和6年度～令和8年度＞

保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求など、学校だけでは解決が難しい事案の解決を支援するため、学校管理職OB等が務める学校問題解決支援員を県教育委員会事務局に配置します。教員不足に対応するため、教員免許状を所有しているが教職に就いていない者に対し、教職の魅力を発信し、教職に就く不安を解消するための相談会を開催するとともに、対象者の掘り起こしのための広報を行います。また、教員採用のためのツールとして、パンフレットや動画を作成します。

⑥ 学校情報ネットワーク事業 予算額 433,592千円

学校情報ネットワークを安全に利用できるよう、教職員用の1人1台パソコン、ネットワークやクラウド環境の保守など情報基盤の適切な維持管理を行います。また、個人情報流出のリスクを低減するため、メールセキュリティ対策を導入します。県立高校において、定期テスト等の自動採点や点数計算を行うとともに、テスト結果の分析等ができるシステムを運用し、業務の効率化や生徒の理解度に応じた指導につなげます。

⑦ (新) 公立学校情報機器整備基金積立金 予算額 2,222,271千円
(3,343,314千円 ※R5年度2月補正予算含みベース)

公立小中学校および特別支援学校小中学部の1人1台端末の計画的な更新に要する財源を基金として造成します。

⑧ (一部新) 教育課程等研究支援事業 予算額 513,914 千円
(519,914 千円 ※R5 年度 2 月補正予算含みベース)

学習指導要領に即した授業改善や学習評価がなされるよう、小中学校の教職員等への研修等を行います。専門的な指導の充実と教職員の負担軽減を図るため、中学校において、専門的な指導や引率を行える文化部活動指導員を増員します。1 人 1 台端末の効果的な利活用や運営支援センターの整備について支援するアドバイザーを市町や学校に派遣します。また、公立小中学校の 1 人 1 台端末の計画的な更新を進めるため、共同調達に関する会議体を設置運営するとともに、市町に補助を行います。

⑨ 情報教育充実支援事業 予算額 265,960 千円

県立学校において、教科「情報」で学ぶプログラミング教育や情報デザインなど、専門的な実習に対応する学習用端末について、リースによる維持、更新を行います。

⑩ 校舎その他建築費 予算額 2,225,469 千円

県立高校について、老朽化が進む施設の安全性を維持するため、県立学校施設の長寿命化計画に基づき、計画的な老朽化対策に取り組むとともに、トイレの改修やバリアフリー化、照明の LED 化、空調設備等の更新など施設・設備の機能の向上に取り組めます。

⑪ 教育改革推進事業 予算額 3,250 千円

本県の教育のあり方について、国の教育改革の動向をふまえ、幅広い視点から検討する三重県教育改革推進会議を開催します。また、地域協議会を活用し、地域の意見を参考にしながら、高校の活性化や今後のあり方について協議します。

⑫ (新) 高等学校活性化推進事業 予算額 29,900 千円

＜事業実施期間：令和 6 年度～令和 8 年度＞

令和 7 年度に開校する熊野青藍高校が、過疎化や少子化が進む紀南地域における唯一の高校として、地域課題解決を含めた魅力ある学びを提供できるよう、2 校舎が一体となった活動や連携した授業等にかかる研究を進めます。令和 6 年度から募集停止となる南伊勢高校南勢校舎の在校生の度会校舎への移動に係る経費・手段を確保します。

⑬ 社会教育推進体制整備事業 予算額 2,798 千円

社会教育の振興を図るため、社会教育関係者を対象に研修や情報交換を行うとともに、地域課題の解決に資する学びの場が創出されるよう講習等を実施します。また、博物館法の改正に伴う審査登録や基幹統計である社会教育調査を実施します。

- ⑭ **鈴鹿青少年センター費** **予算額 142,750 千円**
PFI事業契約に基づき、民間がもつノウハウを活用し、充実した体験活動プログラムを実施するなど、青少年をはじめ幅広い世代に質の高いサービスを提供します。また、ランナーが気軽に利用できるランニングステーションを設置するなど、隣接するダイセーフォレストパーク（鈴鹿青少年の森）と一体的な管理運営を行うことでリピーターの獲得を図ります。
- ⑮ **世界遺産熊野参詣道・無形文化遺産保存管理推進費** **予算額 1,912 千円**
世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の保存と活用のため、文化庁や奈良県・和歌山県および関係市町等と連携した取組を行うとともに、多様な主体が参画できるよう講習会・講演会等を開催します。市町が実施する世界遺産追加登録候補資産の学術調査について、技術的支援を行います。また、「鳥羽・志摩の海女漁の技術」のユネスコ無形文化遺産登録に向けて、国内の気運醸成に努めます。
- ⑯ **未来へ伝えるみえのお祭りアーカイブ事業** **予算額 3,929 千円**
継承の危機にある祭り等の無形民俗文化財の支援のため、映像記録作成や過去の映像記録のデジタル化を行い、記録保存を図るとともに、その魅力を特集サイトで広く情報発信します。また、子どもたちを「みえ祭協力隊」として募集し、祭りの体験取材を行い、未来の担い手育成につなげます。
- ⑰ **埋蔵文化財センター管理運営費** **予算額 17,489 千円**
発掘調査で出土した資料等を適切に保管するために出土品の保存処理や収蔵施設の維持・管理を行うとともに、金属製品や木製品を収蔵するための新たな恒温恒湿収蔵庫を整備します。また、文化財保護への理解や子どもたちの郷土への愛着を深めるために、文化財を活用した体験事業やイベント、学校への出前事業等を行います。

歳 出(教育委員会関係・項別)

(単位:千円)

| 款 | 項 | 令和5年度 当初予算 (下段:令和4年度 第10号補正 ^{※1} 含む) | 令和6年度 当初予算 (下段:令和5年度 第9号補正 ^{※2} 含む) | 増減額 | 増減率 |
|-----|------------------------------|--|---|----------------------------|--------------------|
| | | A | B | B-A | (B-A)/A |
| 教育費 | 教育総務費 | 15,016,920 (15,083,703) | 25,384,515 (26,769,524) | 10,367,595 (11,685,821) | 69.0% (77.5%) |
| | 小学校費 | 53,448,084 | 54,065,221 | 617,137 | 1.2% |
| | 中学校費 | 29,984,038 | 30,263,920 | 279,882 | 0.9% |
| | 高等学校費 | 33,487,392 (35,398,604) | 33,445,925 | ▲ 41,467 (▲1,952,679) | ▲ 0.1% (▲5.5%) |
| | 特別支援 学校費 | 13,972,983 (14,043,683) | 13,373,280 (13,677,332) | ▲ 599,703 (▲366,351) | ▲ 4.3% (▲2.6%) |
| | 社会教育費 | 2,257,473 | 421,158 | ▲ 1,836,315 | ▲ 81.3% |
| | 保健体育費 | 661,102 (708,847) | 615,589 | ▲ 45,513 (▲93,258) | ▲ 6.9% (▲13.2%) |
| 合 計 | 148,827,992 (150,924,432) | 157,569,608 (159,258,669) | 8,741,616 (8,334,237) | 5.9% (5.5%) | |

※1 令和4年度第10号補正予算

- ・国の補正予算に対応し、「特別支援学校施設建築費」ほか6事業に2,096,440千円を計上
- ・令和5年度当初予算と一体的に予算を編成し、実施するもの

※2 令和5年度第9号補正予算

- ・国の補正予算に対応し、「公立学校情報機器整備基金積立金」ほか7事業に1,689,061千円を計上
- ・令和6年度当初予算と一体的に予算を編成し、実施するもの

2 三重県教育ビジョンについて

人口減少や少子高齢化、グローバル化の進展などさまざまな社会課題が存在する中、子どもたち一人ひとりの豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展に向け、新時代における教育施策を総合的かつ計画的に推進できるよう、「三重県教育施策大綱」をふまえ、本県の教育の新しい指針として、令和6年3月に「三重県教育ビジョン」を策定しました。

1 教育ビジョンの基本的事項

教育基本法に基づく本県の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」であり、学校教育を中心とした施策（公立学校教育、学校スポーツ、社会教育等）を対象範囲としています。

また、計画期間は、令和6年度から令和9年度までの4年間としています。

2 教育ビジョンの概要

(1) 子どもたちに育みたい力

社会の変化や展望をふまえた本県の教育のめざすべき方向性を明らかにするため、「子どもたちに育みたい力」として、自立する力、共生する力、創造する力の3つの力を示しました。

自立する力：主体的に学び、困難に向き合い、自信と誇りを持って、責任ある行動を取る力

共生する力：他者と共に支え合って生きていく力や、対立やジレンマに対処する力

創造する力：イノベーションを起こしたり、新しいアイデアや解決策を生み出したりする、新たな価値を創造する力

(2) 教育ビジョンを貫く視点

一人ひとりの可能性を最大限に引き出す教育を実現する観点から、「子どもたちに育みたい力」の育成に向けて施策を展開する上で、大切にしたい横断的な4つの考え方を「教育ビジョンを貫く視点」として示しました。

▽ 子どもたちの目線に立ち、個に応じた学びを大切にします

▽ 学年や校種を越えた連続性のある学びを実現します

▽ 家庭・地域と連携・協働して子どもたちを育む学校づくりを行います

▽ 教職員がやりがいを持って子どもたちと向き合える環境をつくります

(3) 基本施策・施策

「子どもたちに育みたい力」の育成を実現するため、6つの基本施策と32の施策を体系化して示しました。

<主な特徴>

① いじめ防止に関する基本施策の新設

いじめ防止対策を積極的に進めるため、いじめ防止の取組を基本施策に位置づけました。未然防止、早期発見、事案対応、教職員への支援体制の4つの観点から取組を進めます。

② 自己肯定感を涵養する教育の推進に関する施策の新設

子どもたちが、自他のかけがえのない価値を認識しながら、さまざまな分野に積極的に挑戦し、自身の可能性を伸ばすことができるよう、自己肯定感を涵養する教育の推進に関する施策を新たに設け、32施策の筆頭に位置づけました。多様な他者と交わる活動や多様な体験活動を推進するとともに、教職員の指導力の向上に向けた取組を進め、子どもたちの自己肯定感の涵養を図ります。

3 教育ビジョンの進行管理および周知

毎年度、K P I（重要業績評価指標）の達成状況と評価を、県議会や三重県教育改革推進会議等に報告します。また、本冊・リーフレットの配付や県ホームページへの掲載などにより、関係者への周知を図ります。

※ 本冊は、市町等教育委員会・各学校・関係機関等に配付します。また、リーフレットは、外国語版も用意し、公立学校に通う全ての子どもの保護者に配付します。

三重県教育ビジョン（令和6年3月策定）

1 教育ビジョンの位置づけ等

- 「教育基本法」に基づく本県の教育の振興のための施策に関する基本的な計画
- 対象範囲：公立学校教育、学校スポーツ、社会教育に関すること等
- 計画期間：令和6（2024）年度から令和9（2027）年度まで

2 ビジョン体系

子どもたちに育みたい力

自立する力

共生する力

創造する力

教育施策の基本的な考え方（＝三重県教育施策大綱）

- ①子どもたちの未来をひろげるために
- ②一人ひとりの幸せにつながる自己肯定感を育むために
- ③豊かな社会を創っていく力を育むために
- ④さらに充実した教育の提供をめざして
- ⑤誰もがいつでも学び、活躍できる社会をめざして

基本施策・施策

教育ビジョンを貫く視点

①未来の礎となる力の育成

子どもたちに、生きるための基礎となる「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」を育みます。

- 一人ひとりの自己肯定感を涵養する教育の推進
- 確かな学力の育成
- 幼児教育の推進
- 人権教育の推進
- 道徳教育の推進
- 読書活動・文化芸術活動の推進
- 健康教育・食育の推進
- 体力の向上と運動部活動改革の推進

②未来を創造し社会の担い手となる力の育成

育成

子どもたちに、学びに向かう姿勢や失敗をおそれず挑戦する心、社会の形成に参画する態度を育みます。

- キャリア教育の推進
- グローバル教育の推進
- 新たな価値を創り出す力の育成
- 主体的に社会を形成する力の育成

③特別支援教育の推進

特別な支援を必要とする子どもたちに、将来の自立と社会参画に向けて必要な力を育みます。

- 一人ひとりに応じた切れ目のない教育の推進
- 特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進

④いじめや暴力のない学びの場づくり

子どもたちに、いじめをしない態度や力を育むとともに、学校ではいじめの認知や対応などを適切に行います。

- いじめや暴力をなくす取組の推進
- いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実
- いじめに対する迅速・確実な対応の推進
- いじめ対策に関する教職員の資質向上と支援体制の充実

⑤誰もが安心して学べる教育の推進

誰もが安心して学べる環境の整備や通学時の安全確保、非常時の対応ができる体制の整備を進めます。

- 不登校の状況にある児童生徒への支援
- 外国につながる児童生徒の自立に向けた力の育成
- 防災教育・防災対策の推進
- 子どもたちの安全・安心の確保
- 学びのセーフティネットの構築・学びの継続

⑥学びを支える教育環境の整備

学びを地域で支える体制を整えるとともに、教職員の専門性向上や学校における働き方改革を進めます。

- 教職員の資質向上・人材確保とコンプライアンスの推進
- 学校における働き方改革の推進
- ICTを活用した教育の推進
- 地域とともにある学校づくり
- 学校の特色化・魅力化
- 学校施設の整備
- 家庭での学びの応援
- 社会教育の推進と地域の教育力の向上
- 文化財の保存・活用・継承

▽ 子どもたちの目線に立ち、個に応じた学びを大切にします

▽ 学年や校種を越えた連続性のある学びを実現します

▽ 家庭・地域と連携・協働して子どもたちを育む学校づくりを行います

▽ 教職員がやりがいを持って子どもたちと向き合える環境をつくりま

3 県立高等学校の活性化について

1 県立高等学校活性化計画について

県立高等学校の活性化については、「県立高等学校活性化計画」（令和4年3月策定、期間は令和4年度から8年度までの5年間）に基づき、これからの時代を生きていく子どもたちが、変化を前向きにとらえ、課題と主体的に向き合いながら、自ら学び、考え、多様な人々との協働をとおして、持続可能な社会を創っていく力を身に付けられるよう取組を進めています。

また、本計画に基づき、1学年3学級以下の高等学校がある地域では、それぞれの地域の活性化協議会において、高等学校の学びと配置のあり方について協議を進めています。

(1) 活性化の取組

①自律した学習者を育てる学びの推進

基礎・基本を重視し自己肯定感を高める教育の推進／キャリア教育の推進／
探究活動の推進／高等教育機関等と連携した教育の推進／
地域に根ざした教育の推進／ICTの活用による学びの推進

②これからの社会の担い手となる力の育成

よりよく生きようとする態度の育成／社会の一員としての自覚と責任感の育成／
グローバル教育の推進

③誰一人取り残さない教育の推進

特別な支援を必要とする生徒への支援／不登校の状況にある生徒等への支援／
日本語指導が必要な生徒への支援／経済的困難な状況にある生徒への支援／
学びに向かう力を育む教育の推進／交通が不便な地域における生徒の学習機会の提供

④人口減少に対応した学びの推進

協働の学びの機会の確保／学習活動の機会の確保

⑤子どもたちに必要な学びの実現に向けた教職員の資質向上と学校経営改善

教職員の育成／授業力の向上／組織運営体制の強化による教育活動の活性化

⑥これからの時代に必要な力を育む県立高等学校の各学科・課程の活性化

普通科・普通科系専門学科／職業系専門学科／総合学科／定時制課程・通信制課程

(2) これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方

- 平成29年度から地域の協力を得て取組を進めてきた3学級以下の小規模校活性化の検証結果、令和2年度に生まれた子どもたちが中学校を卒業する15年先までの中学校卒業者の減少の状況等をふまえると、これからの時代に求められる学びを提供していくには、現行の高等学校の配置を継続していくのは難しい状況にあります。このため、各地域の高等学校の学びと配置のあり方について検討を進め、その中で1学年3学級以下の高等学校は統合についての協議も行うこととします。これらについては、それぞれの地域の活性化協議会において具体的な内容を丁寧に協議することとし、協議が必要となる地域に協議会がない場合は同様の場を設けるものとします。

- こうした検討・協議は、統合という結論ありきで協議するのではなく、地域の実情に応じ丁寧に進めることとし、その際、状況に応じて、これまで取り組んできた、地域と連携した学びや学校独自の学びについての継承、交通が不便な地域における学びの機会の提供方策、分校化や校舎制への移行などについて協議することとします。
- 1学年3学級以下の高等学校のうち、他の高等学校では担うことが難しい県内唯一の学科や学びの形態を有する高等学校は、引き続き活性化に取り組むこととします。
- 入学者が2年連続して20人に満たず、その後も増える見込みのない場合は、募集停止とすることとします。

2 各地域の活性化協議会の状況

(1) 鈴鹿亀山地域

ア 令和5年度の協議（1回開催）

令和5年度に新たに協議会を設置し、15年先までの中学校卒業生数の減少の状況をふまえ、当地域において求められる学びや高校のあり方、今後協議を深めていくために必要な視点や進め方などについて協議しました。

イ 今後の進め方

令和10年度に中学校卒業生数の大幅な減少が見込まれていることから、その対応について、令和7年度までに協議会としての考え方を取りまとめます。

(2) 津地域

ア 令和5年度の協議（1回開催）

令和5年度に新たに協議会を設置し、15年先までの中学校卒業生数の減少の状況をふまえ、当地域において求められる学びや高校のあり方、今後協議を深めていくために必要な視点や進め方などについて協議しました。

イ 今後の進め方

当地域に多く設置されている普通科のあり方や、専門学科の学びの選択肢の維持の方向性、今後の段階的な学級減への対応について協議を進めます。

(3) 伊賀地域

ア 令和5年度の協議（3回開催）

「令和元・2年度の協議のまとめ」や令和3年度以降の協議をふまえ、令和10年度ごろまでに見込まれる段階的な学級減への対応の方向性について検討し、「令和5年度伊賀地域協議会のまとめ」の策定に向けた協議を行いました。また、中学生とその保護者へのアンケートの実施方法や内容等について検討しました。

「令和5年度伊賀地域協議会のまとめ」の要点

- ・「専門学科のコースや総合学科の系列など多様な学びの選択肢の維持」と「普通科の一定規模の維持」を基本として対応する。
- ・令和7～8年度に想定される学級減に対しては、現在の5校を維持しながら対応する。
- ・令和10年度以降の学級減への対応については、現在の5校の再編を含めて検討し、令和7年度までに協議会としての考え方を取りまとめる。

イ 今後の進め方

「令和5年度伊賀地域協議会のまとめ」をふまえ、令和6年度中にアンケートを実施し、結果等もふまえながら、令和10年度以降の学級減への対応について、令和7年度までに当協議会としての考え方を取りまとめます。

(4) 松阪地域

ア 令和5年度の協議（2回開催）

15年先までの中学校卒業生数の減少の状況をふまえ、当地域において求められる学びや高校のあり方、今後協議を深めていくために必要な視点や進め方について協議しました。また、中学生とその保護者へのアンケートの実施方法や内容等について検討しました。

イ 今後の進め方

令和6年度中にアンケートを実施し、結果等もふまえながら、令和11年度までの学級減への対応の方向性について協議を進め、令和8年度を目途に協議会としての考え方を取りまとめます。

(5) 伊勢志摩地域

ア 令和5年度の協議（3回開催）

令和4年度の当協議会のまとめにある「専門学科の学びの選択肢や普通科の一定規模の維持」についてさらに協議し、「統合も含めた活性化が必要である」ことを再認識したうえで、伊勢市内の高校の再編や小規模校のあり方など、今後検討を進めるための視点やスケジュール等について整理しました。

イ 今後の進め方

令和4年度のまとめや令和5年度の協議をふまえ、令和10年度に見込まれる中学校卒業生数の大幅な減少への対応について、令和7年度までに当協議会としての考え方を取りまとめます。

(6) 紀南地域

ア 令和5年度の協議（3回開催）

木本高校と紀南高校を統合して新たに設置する熊野青藍高校について、「紀南地域新高等学校ワーキング会議」や「校名選定委員会」における検討状況を共有し、新校のあり方について協議を行いました。

イ 今後の進め方

引き続き、「紀南地域新高等学校ワーキング会議」における検討状況等を共有し、令和7年4月の開校に向けて意見をいただきます。

3 今後の対応

全ての県立高等学校において、各校の生徒の実態や学校の状況に応じて県立高等学校活性化計画の取組を進めることにより、次代の担い手となる三重の子どもたちがこれからも安心して学び、豊かな社会性・人間性が育まれる高校教育を進めていきます。

三重県 中学校卒業生数の推移と予測(含社会増減)

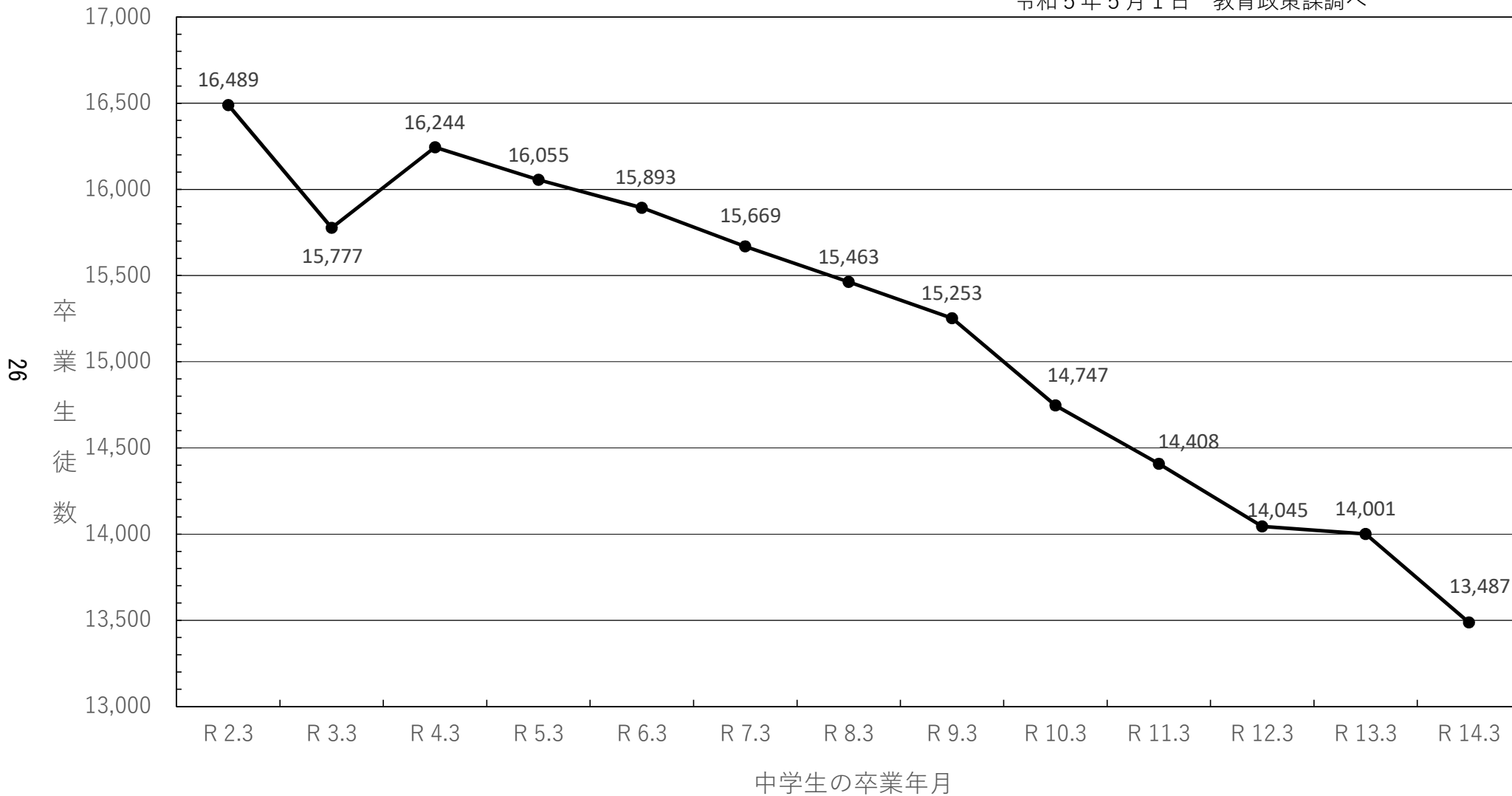
令和5年5月1日 教育政策課調べ

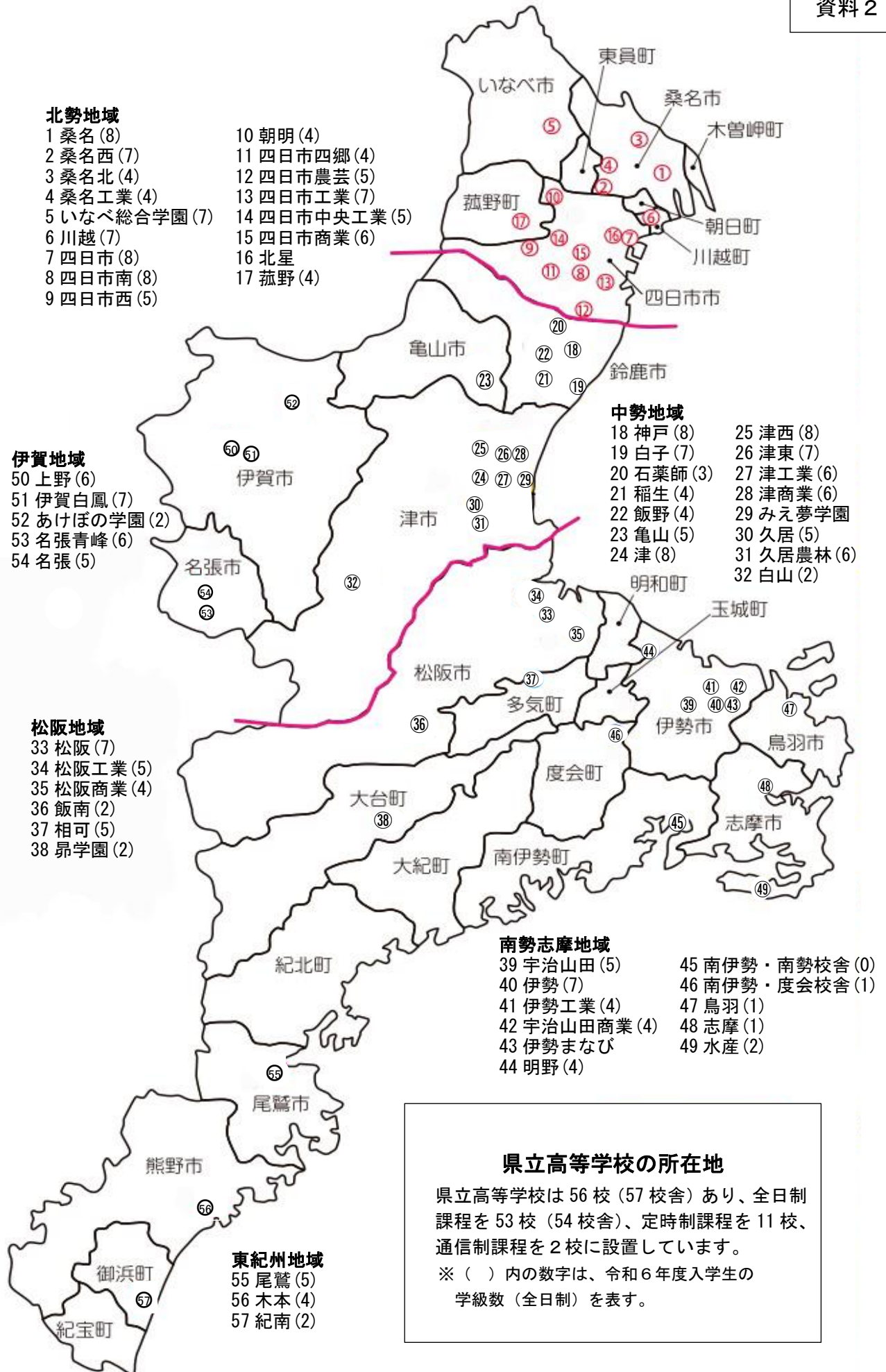
| | | R 2.3 卒業 | R 3.3 卒業 | R 4.3 卒業 | R 5.3 卒業 | R 6.3 現中3 | R 7.3 現中2 | R 8.3 現中1 | R 9.3 現小6 | R 10.3 現小5 | R 11.3 現小4 | R 12.3 現小3 | R 13.3 現小2 | R 14.3 現小1 |
|------|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 桑名 | 卒業生数 | 1,986 | 1,941 | 1,972 | 1,979 | 1,950 | 1,979 | 1,935 | 1,928 | 1,893 | 1,851 | 1,819 | 1,754 | 1,736 |
| | 前年度対比 | | -45 | 31 | 7 | -29 | 29 | -44 | -7 | -35 | -42 | -32 | -65 | -18 |
| | R5.3対比 | | | | | -29 | 0 | -44 | -51 | -86 | -128 | -160 | -225 | -243 |
| 四日市 | 卒業生数 | 3,578 | 3,418 | 3,649 | 3,437 | 3,420 | 3,423 | 3,439 | 3,349 | 3,310 | 3,239 | 3,061 | 3,175 | 3,094 |
| | 前年度対比 | | -160 | 231 | -212 | -17 | 3 | 16 | -90 | -39 | -71 | -178 | 114 | -81 |
| | R5.3対比 | | | | | -17 | -14 | 2 | -88 | -127 | -198 | -376 | -262 | -343 |
| 小計 | 卒業生数 | 5,564 | 5,359 | 5,621 | 5,416 | 5,370 | 5,402 | 5,374 | 5,277 | 5,203 | 5,090 | 4,880 | 4,929 | 4,830 |
| | 前年度対比 | | -205 | 262 | -205 | -46 | 32 | -28 | -97 | -74 | -113 | -210 | 49 | -99 |
| | R5.3対比 | | | | | -46 | -14 | -42 | -139 | -213 | -326 | -536 | -487 | -586 |
| 鈴鹿 | 卒業生数 | 2,416 | 2,259 | 2,409 | 2,221 | 2,415 | 2,264 | 2,254 | 2,215 | 2,098 | 2,109 | 2,099 | 2,038 | 1,906 |
| | 前年度対比 | | -157 | 150 | -188 | 194 | -151 | -10 | -39 | -117 | 11 | -10 | -61 | -132 |
| | R5.3対比 | | | | | 194 | 43 | 33 | -6 | -123 | -112 | -122 | -183 | -315 |
| 津 | 卒業生数 | 2,686 | 2,586 | 2,520 | 2,655 | 2,636 | 2,524 | 2,527 | 2,465 | 2,429 | 2,374 | 2,323 | 2,288 | 2,261 |
| | 前年度対比 | | -100 | -66 | 135 | -19 | -112 | 3 | -62 | -36 | -55 | -51 | -35 | -27 |
| | R5.3対比 | | | | | -19 | -131 | -128 | -190 | -226 | -281 | -332 | -367 | -394 |
| 伊賀 | 卒業生数 | 1,449 | 1,429 | 1,455 | 1,421 | 1,421 | 1,437 | 1,340 | 1,339 | 1,305 | 1,264 | 1,201 | 1,170 | 1,136 |
| | 前年度対比 | | -20 | 26 | -34 | 0 | 16 | -97 | -1 | -34 | -41 | -63 | -31 | -34 |
| | R5.3対比 | | | | | 0 | 16 | -81 | -82 | -116 | -157 | -220 | -251 | -285 |
| 小計 | 卒業生数 | 6,551 | 6,274 | 6,384 | 6,297 | 6,472 | 6,225 | 6,121 | 6,019 | 5,832 | 5,747 | 5,623 | 5,496 | 5,303 |
| | 前年度対比 | | -277 | 110 | -87 | 175 | -247 | -104 | -102 | -187 | -85 | -124 | -127 | -193 |
| | R5.3対比 | | | | | 175 | -72 | -176 | -278 | -465 | -550 | -674 | -801 | -994 |
| 松阪 | 卒業生数 | 1,924 | 1,801 | 1,844 | 1,934 | 1,854 | 1,872 | 1,808 | 1,800 | 1,747 | 1,581 | 1,622 | 1,629 | 1,600 |
| | 前年度対比 | | -123 | 43 | 90 | -80 | 18 | -64 | -8 | -53 | -166 | 41 | 7 | -29 |
| | R5.3対比 | | | | | -80 | -62 | -126 | -134 | -187 | -353 | -312 | -305 | -334 |
| 伊勢 | 卒業生数 | 1,966 | 1,827 | 1,879 | 1,925 | 1,727 | 1,754 | 1,717 | 1,724 | 1,564 | 1,568 | 1,576 | 1,542 | 1,429 |
| | 前年度対比 | | -139 | 52 | 46 | -198 | 27 | -37 | 7 | -160 | 4 | 8 | -34 | -113 |
| | R5.3対比 | | | | | -198 | -171 | -208 | -201 | -361 | -357 | -349 | -383 | -496 |
| 尾鷲 | 卒業生数 | 228 | 242 | 248 | 220 | 211 | 182 | 197 | 197 | 157 | 165 | 140 | 149 | 137 |
| | 前年度対比 | | 14 | 6 | -28 | -9 | -29 | 15 | 0 | -40 | 8 | -25 | 9 | -12 |
| | R5.3対比 | | | | | -9 | -38 | -23 | -23 | -63 | -55 | -80 | -71 | -83 |
| 熊野 | 卒業生数 | 256 | 274 | 268 | 263 | 259 | 234 | 246 | 236 | 244 | 257 | 204 | 256 | 188 |
| | 前年度対比 | | 18 | -6 | -5 | -4 | -25 | 12 | -10 | 8 | 13 | -53 | 52 | -68 |
| | R5.3対比 | | | | | -4 | -29 | -17 | -27 | -19 | -6 | -59 | -7 | -75 |
| 小計 | 卒業生数 | 4,374 | 4,144 | 4,239 | 4,342 | 4,051 | 4,042 | 3,968 | 3,957 | 3,712 | 3,571 | 3,542 | 3,576 | 3,354 |
| | 前年度対比 | | -230 | 95 | 103 | -291 | -9 | -74 | -11 | -245 | -141 | -29 | 34 | -222 |
| | R5.3対比 | | | | | -291 | -300 | -374 | -385 | -630 | -771 | -800 | -766 | -988 |
| 県内合計 | 卒業生数 | 16,489 | 15,777 | 16,244 | 16,055 | 15,893 | 15,669 | 15,463 | 15,253 | 14,747 | 14,408 | 14,045 | 14,001 | 13,487 |
| | 前年度対比 | | -712 | 467 | -189 | -162 | -224 | -206 | -210 | -506 | -339 | -363 | -44 | -514 |
| | R5.3対比 | | | | | -162 | -386 | -592 | -802 | -1,308 | -1,647 | -2,010 | -2,054 | -2,568 |

三重県中学校卒業生数の推移と予測（含社会増減）

グラフ

令和5年5月1日 教育政策課調べ



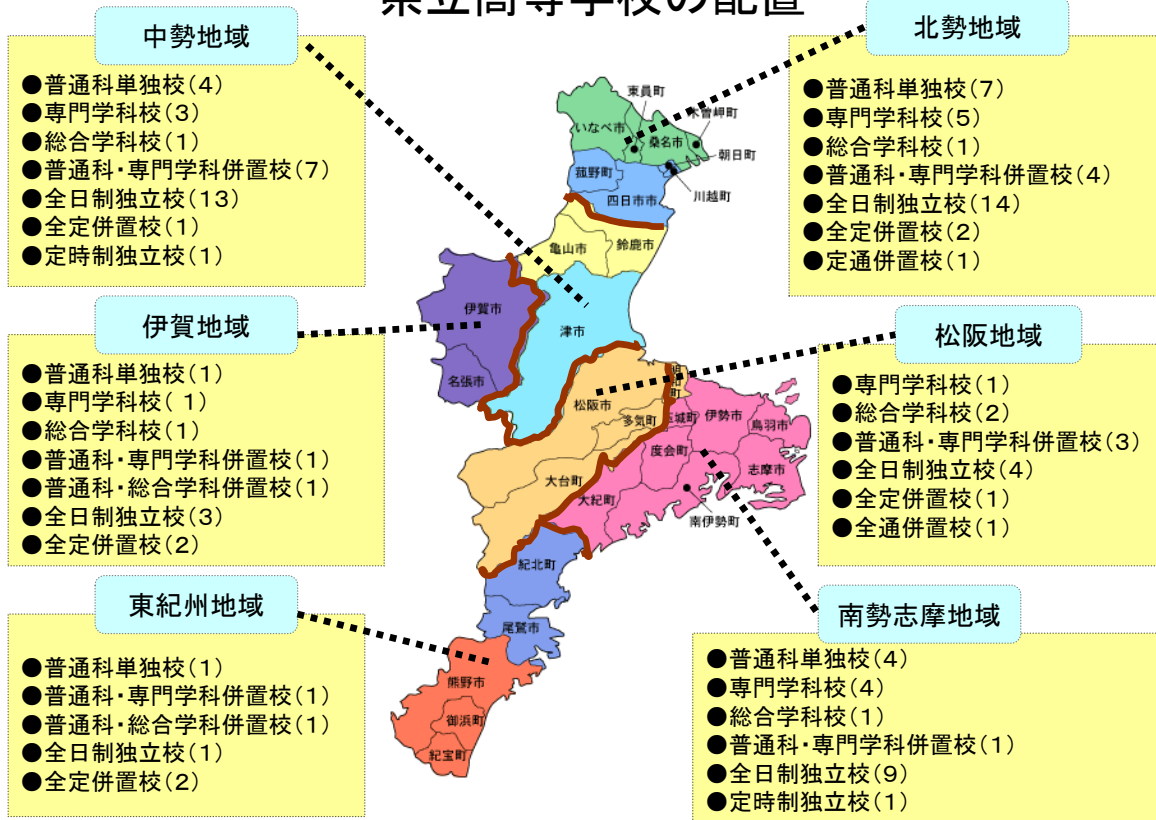


県立高等学校の教育課程による分類 【令和 6年 4月入学生】

| 全日制課程 | | 定時制課程 |
|--|--|--|
| 普通科 | 桑名、桑名西、桑名北、川越、四日市、四日市南、四日市西、朝明、四日市四郷、菰野、神戸、白子、石薬師、稲生、亀山、津、津西【単】、津東【単】、久居【単】、白山、松阪、相可【単】、宇治山田、伊勢、南伊勢(度会校舎)、志摩、上野、名張青峰【単】、尾鷲【単】、木本、紀南【単】 | 普通科 桑名、北星【単】、飯野【単】、松阪工業【単】、伊勢まなび(昼間部)【単】、上野、名張【単】、尾鷲【単】、木本【単】 |
| | コース制 四日市(国際科学)、四日市南(数理科学)、四日市西(比較文化・歴史、数理情報)、四日市四郷(スポーツ科学)、白子(文化教養) 伊勢(国際科学)、名張青峰(文理探究)【単】、尾鷲(プログレッシブ)【単】 | 専門学科 北星(情報ビジネス)【単】、四日市工業【単】、伊勢まなび(夜間部:ものづくり工学)【単】 |
| 専門学科 | 農業 四日市農芸、久居農林、相可、明野、伊賀白鳳(生物資源・フードシステム)【単】 | 総合学科 みえ夢学園【単】 |
| | 工業 桑名工業、四日市工業、四日市中央工業、津工業、松阪工業、伊勢工業、伊賀白鳳(機械・電子機械・建築デザイン)【単】、尾鷲(システム工学)【単】 | 通信制課程 |
| | 商業 四日市商業、津商業、白山(情報コミュニケーション)、宇治山田商業、松阪商業【単】、伊賀白鳳(経営)【単】、尾鷲(情報ビジネス)【単】 | 普通科 北星【単】、松阪【単】 |
| | 水産 水産(海洋・機関、水産資源) | 専攻科 |
| | 家庭 四日市農芸(生活文化)、白子(生活創造)、亀山(総合生活)、久居農林(生活デザイン)、相可(食物調理)、明野(生活教養) | 桑名 衛生看護専攻科 四日市工業 ものづくり創造専攻科 水産 漁業専攻科 機関専攻科 |
| | 看護 桑名(衛生看護) | |
| | 情報 亀山(システムメディア) | |
| | 福祉 朝明(ふくし)、明野(福祉)、伊賀白鳳(ヒューマンサービス)【単】 | |
| | その他 桑名(理数)、川越(国際文理)、神戸(理数)、稲生(体育)、飯野(英語コミュニケーション・応用デザイン)、津西(国際科学)【単】、松阪(理数)、上野(理数) | |
| 総合学科 いなべ総合学園、飯南、昴学園、鳥羽、あけぼの学園、名張、木本【すべて単位制】 | | |

※【単】は単位制

県立高等学校の配置



4 防災教育・学校施設の整備について

1 現状と課題

- (1) 令和6年元日に発生した能登半島地震では、学校現場にも甚大な被害が発生しました。

三重県教育委員会では、1月10日から三重県のカウンターパートである石川県輪島市に、災害時の学校運営などの専門的な知識を備えた教職員による「三重県災害時学校支援チーム」の先遣隊を派遣して、学校の被害状況などの調査を行い、その結果をふまえ、1月19日から第1次隊を派遣しました。派遣は、3月31日(第14次隊)まで実施し、延べ46名の隊員が、現地教員の授業支援や児童生徒の心のケアなどの活動を行いました。

今回の能登半島地震では、災害発生時の学校の対応や学校再開に向けた取組などの課題が明らかになりました。今後は、支援活動を通じて得られた経験や知見を活かし、災害時の学校支援体制を強化していく必要があります。

また、能登半島地震の被災地では、ほとんどの学校が地域住民の避難所となり、多くの教職員が各学校の避難所運営を担いました。大規模災害発生時には、避難所指定の有無に関わらず、学校が避難所となることが想定されることから、教職員を対象とした防災に関する研修を実施し、避難所の運営や被災した児童生徒の心のケアなど、実践的な災害対応力の向上を図る必要があります。

- (2) 南海トラフ地震や年々勢力を増す台風や集中豪雨等の大規模災害から児童生徒の命を守るため、東日本大震災を教訓として、防災教育の見直しや取組の強化を進めてきました。

引き続き、能登半島地震で得られた教訓もふまえて、学校における防災教育を一層推進するとともに、学校と家庭や地域が連携した防災の取組の実践に向けた支援に取り組む必要があります。

- (3) 大川小学校津波訴訟判決(令和元年10月)を受けて、文部科学省から、「想定を上回る災害発生に備えて、複数の避難場所・避難経路を設定すること」、「教職員が迅速かつ的確に判断・行動できるようにすること」など、これまで以上の防災体制を学校で構築する通知が出されました。

各学校では、危機管理マニュアルの点検・見直しを行い、教職員による確認・周知を徹底してきましたが、能登半島地震における学校の対応状況など、学校防災に関する新たな知見・情報や社会情勢等の変化に合わせて、適宜、必要な見直しを行っていく必要があります。

- (4) 県立学校施設は児童生徒の学習や生活の場であるとともに、災害時には避難所にもなる施設です。施設の安全・安心を確保するため、「三重県立学校施設長寿命化計画（令和2年3月策定）」に基づき、計画的に老朽化対策を進めるとともに、トイレの洋式化やバリアフリー化、照明のLED化、空調設備等の更新、体育施設への空調設備の導入など、施設・設備の機能向上とあわせ、脱炭素化にも取り組む必要があります。

2 令和6年度の主な取組

(1) 学校における防災体制に係る支援

①災害時の学校支援体制の整備

災害時の学校運営に関する専門的な知識や実践的な対応能力を備えた教職員により、令和2年度から設置している「三重県災害時学校支援チーム」について、能登半島地震の派遣経験を活かし、チーム隊員のスキルアップを図るとともに、災害が発生した際には、被災した学校に隊員を派遣して、学校の早期再開に向けた支援を行います。

- ・三重県災害時学校支援チーム隊員：80名（令和6年4月現在）

②防災体制の整備

各学校に配置する学校防災リーダーを対象とした防災研修等に、能登半島地震時に被災した学校で対応にあたった講師による講話や、学校が避難所となった場合の運営体験メニューを取り入れるなど、防災教育や防災対策を行う教職員の資質向上を図ります。

③県立学校の指定避難所指定

市町から県立学校を指定避難所として活用したい旨の依頼があった際には、積極的に対応するよう県立学校に周知するとともに、避難所の指定が円滑に進められるよう、支援します。

(2) 防災教育の推進

①防災ノート、デジタルコンテンツを活用した防災教育

県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等に防災ノートを配布するとともに、防災ノートとデジタルコンテンツを組み合わせた防災教育を推進します。

○防災ノート

- ・小学生低学年版、小学生高学年版、中学生版、高校生版を作成し、各学校の新入生および小学校の新4年生に配布。
- ・ポルトガル語、スペイン語、中国語、タガログ語、ビザイヤ語による外国語版を作成。

○デジタルコンテンツを活用した防災教育

- ・令和3年度に、地震発生時の状況を模擬体験できる防災学習用「360度地震体験動画」を作成。あわせて、ポータルサイト「学校防災みえ」をリニューアル。
- ・防災ノートとデジタルコンテンツを組み合わせた防災教育の実践方法を紹介するなど、児童生徒が災害発生時に適切な判断・行動ができる知識を、より効果的に身につける防災教育を推進。

②学校と地域、家庭が連携した防災教育

- ・学校防災アドバイザー等を学校に派遣し、地域、家庭と連携した防災訓練や体験型防災学習（防災啓発車による地震体験、避難所運営体験等）のプログラム作りのアドバイスや、実践のサポート。
- ・防災ノートや1人1台学習端末を家庭に持ち帰って、家族と一緒に防災学習に取り組むことを推進。

（3）危機管理マニュアルの見直し

市町教育委員会、県立学校を訪問して、ハザードマップなどの想定を上回る災害が発生した場合にも対応できる備えや、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応など、各学校における防災体制や危機管理マニュアルについて確認や助言を行います。

（4）学校施設の整備

①県立学校

「三重県立学校施設長寿命化計画」の具体的な改修計画である「第Ⅱ期三重県立学校施設長寿命化実施計画」（令和6年3月）に基づき、老朽化対策、普通教室棟のトイレや屋外トイレの洋式化を進めるとともに、体育施設への空調設備の導入に向けて取り組みます。あわせて、学校施設のバリアフリー化に向け、多機能トイレやエレベーターの整備を行います。また、省エネルギー化や脱炭素化を推進するため、普通教室等の照明のLED化を進めるとともに太陽光発電の導入に向けて取り組みます。

また、避難所の機能向上や子ども達の熱中症対策のため、全ての県立高等学校の武道場等への空調設備の導入に取り組めます。

②公立小中学校

非構造部材の耐震対策工事や老朽化対策、またバリアフリー化の整備等、小中学校における防災・地震対策が充実するよう、市町に対し各種情報の提供や国助成制度の活用に係る助言等を行います。

5 教職員の人材確保について

1 教職員の人材確保への対応について

(1) 現状と課題

本県における教職員の人材確保については、令和6年度始業時では、小中学校において11名、県立学校において1名の教員が不足している状況であり、令和5年度の同時期との比較では減少しているものの、教育委員会として最重要課題であると考えています。

近年の特別支援学級の増加や35人学級の導入、退職者の増加により、採用者数が多い状況が続いていることから、常勤講師の多くが正規教員に合格している一方、大量退職と大量採用により年齢構成が変化したことによる産休・育休取得者の増加もあり、本県の教員不足としては、講師の不足が大きな課題となっています。

また、令和5年度に実施した教員採用試験の受験倍率は4.3倍であり、採用予定数は確保できている状況にあるものの、受験者数は2,057名で平成6年度採用以来で最低となっていることから、教員採用試験の受験者をできる限り多く確保することが必要となっています。

【教員の不足状況】

(単位：人)

| | R4年度 | | R5年度 | | R6年度 |
|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| | 始業日時点 | 9月1日時点 | 始業日時点 | 9月1日時点 | 始業日時点 |
| 小学校 | 8 | 28 | 17 | 31 | 5 |
| 中学校 | 9 | 20 | 5 | 20 | 6 |
| 高等学校 | 1 | 0 | 0 | 2 | 1 |
| 特別支援学校 | 2 | 0 | 9 | 5 | 0 |
| 計 | 20 | 48 | 31 | 58 | 12 |

【教員採用選考試験の受験者数】

(単位：人)

| R3年度採用 | R4年度採用 | R5年度採用 | R6年度採用 |
|--------|--------|--------|--------|
| 2,661 | 2,457 | 2,174 | 2,057 |

(2) 令和6年度を取組

① 教員採用選考試験における取組（新規）

常勤講師等で前年度の第1次選考試験合格者および正規教員経験者を対象とした第1次選考試験の免除、試験の早期化、小学校教諭を希望する大学3年生等を対象とした試験の実施などにより、幅広い資質・能力や経験を備えた人材の確保につなげます。

② 講師等の人材確保の取組

退職教員や教員免許状を有していながら教職に就いていない人に向けた情報発信や「みえの未来の先生」相談会の実施および、過去の講師登録者への連絡により、人材の掘り起こしを進めるとともに、教員採用選考試験と併せた育児休業等代替任期付講師等の選考や、専門性を有する人への臨時免許状の発行を行うことにより、講師等の人材確保につなげます。

③ SNS等を活用した取組

教員採用のパンフレットや県のホームページ、SNSを活用して、教員採用選考試験の情報に加え、教員として求める人物像や教職の魅力を発信することで、教員志望者の確保につなげます。

④ 教職の魅力を伝えるガイダンスや説明会の実施

高校生を対象とした教職ガイダンスや大学生を対象とした説明会を実施し、教職の魅力や教員免許状の取得方法について周知することで、教職を志す人材の確保につなげます。

⑤ 大学と連携した取組

教員養成を担う県内大学と連携し、教員確保に向けた課題を共有するとともに、大学との共同授業の実施や学生が現職教員とともに受講する研修等に取り組むことで、教職を志す人材の育成を図ります。

(3) 教員のサポート体制について

① 専門人材・地域人材の活用

- ・ スクールカウンセラー
- ・ スクールソーシャルワーカー
- ・ 部活動指導員
- ・ スクール・サポート・スタッフ
- ・ 教頭マネジメント支援員*（新規）

*学校マネジメント等に係る業務（教職員の勤務管理事務支援、保護者や外部との連絡調整等）を専門的に支援（小中学校 11名）

【専門人材・地域人材の状況の推移】

| | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| スクールカウンセラー | 62,969 時間 | 65,640 時間 | 68,557 時間 | 74,020 時間 |
| スクールソーシャルワーカー | 13,705 時間 | 16,619 時間 | 24,624 時間 | 25,119 時間 |
| 部活動指導員 | 90 名 | 122 名 | 172 名 | 222 名 |
| スクール・サポート・スタッフ | 全校配置 | 全校配置 | 全校配置 | 全校配置 |

② 学校問題解決支援事業（新規）

学校だけでは解決の難しい事案に、経験豊かな学校管理職OBの活用、関係機関や専門家との連携など、外部の力を活用して取り組んでいく必要があります。そのため、国の事業を活用し、県教育委員会内に支援体制を整備するとともに、学校や教員からの相談に丁寧に応じ、弁護士などの専門家につなげるなど、学校トラブルに対する支援の充実に向けて、一層の体制強化を図ります。

6 学校における働き方改革の推進について

1 時間外労働時間削減に向けた取組

(1) 現状と課題

学校における働き方改革の推進は、教職員の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で授業の改善や子どもたちと向き合う時間を確保しながら、より効果的な教育活動を持続的に行うことを目的としています。

令和元年 12 月に給特法が改正され、各教育委員会は、所管する学校の教育職員の時間外労働の上限を月 45 時間、年 360 時間とする規則および方針を定め、その実現に向け、業務の削減や必要な環境整備等を進めてきたところです。

令和 5 年度における時間外労働が月 45 時間を超える教職員の月平均人数と全ての教職員に対する割合および全国との比較は、以下の表のとおりです。

【時間外労働が月 45 時間を超える教職員の月平均人数の推移】

| | R1 年度 | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R5 と R1 の比較 |
|------|--------------------|------------------|------------------|--------------------|--------------------|-------------|
| 小学校 | 1,282 人 (18.1%) | 678 人 (9.6%) | 631 人 (9.0%) | 648 人 (9.3%) | 626 人 (9.2%) | 51.2%減 |
| 中学校 | 1,484 人 (39.2%) | 883 人 (23.3%) | 873 人 (23.0%) | 1,070 人 (28.2%) | 1,088 人 (28.9%) | 26.7%減 |
| 県立学校 | 542 人 (12.4%) | 235 人 (5.0%) | 253 人 (5.6%) | 422 人 (9.3%) | 397 人 (9.0%) | 26.8%減 |

※ () 内は各校種ごとの全ての教職員に対する割合

【時間外在校等時間が月 45 時間を超える教職員の状況の全国との比較】

| | | R1 年度 | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 |
|--------|------|-------|-------|-------|-------|
| 小学校 | 三重県 | 20.6% | 9.1% | 10.7% | 11.3% |
| | 全国平均 | 39.6% | 25.6% | 31.4% | 29.8% |
| 中学校 | 三重県 | 43.4% | 19.2% | 28.7% | 27.6% |
| | 全国平均 | 53.8% | 33.9% | 45.4% | 44.1% |
| 県立学校 | 三重県 | 18.8% | 5.4% | 9.2% | 16.4% |
| | 全国平均 | 41.6% | 22.1% | 31.0% | 31.8% |
| 特別支援学校 | 三重県 | 1.8% | 0.7% | 1.7% | 1.3% |
| | 全国平均 | 18.9% | 9.4% | 14.8% | 14.7% |

※「令和 4 年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果」

(文部科学省) を基に作成

※令和元年度から令和 4 年度までの 4 月から 8 月の時間外在校等時間を比較

この割合は、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業等がなく通常
 の状況であった令和元年度と比較すると、小学校で 51.2%減、中学校で
 26.7%減、県立学校で 26.8%減となっています。これまで継続してきた学校
 における働き方改革の取組により、時間外労働時間は減少しており、国が調
 査した全国平均と比較しても低い傾向にあります。しかしながら、教職員の
 長時間労働が解消されるまでには至っていない状況です。

今後も、各教育委員会および学校は、教職員の長時間労働の解消に向けて、
 業務の削減や見直しを進め、学校における働き方改革をより一層推進してい
 く必要があります。

(2) 令和6年度の取組

県教育委員会および市町教育委員会、学校が一体となって、学校の働き方
 改革に取り組みます。

- ①総勤務時間縮減に係る目標の設定と統一した3項目（定時退校日設定、部
 活動休養日の設定、会議時間の短縮）の実施
- ②地域人材・専門人材を活用した教職員の業務負担軽減
 - ・スクール・サポート・スタッフ（全ての公立学校に配置）
 - ・部活動指導員 222名（対前年度比50名増）
 - ・スクールカウンセラー（74,020時間 対前年度比8.0%増）
 - ・スクールソーシャルワーカー（25,119時間 対前年度比2.0%増）
 - ・教頭マネジメント支援員（小中学校 11名）
- ③ICTを活用した業務の効率化
- ④学校および教職員が担う業務の見直し
- ⑤各学校における総勤務時間縮減に向けた課題を解決するための主体的な
 取組の推進
- ⑥中学校における休日の部活動の地域連携・地域移行を含む部活動改革

2 教職員の健康管理について

(1) 現状と課題

本県における教育職員の精神神経系疾患による休職者数の割合は、令和
 3年度の0.56%（在職者数14,504人のうち81人）に対し、令和4年度は
 0.66%（在職者数14,425人のうち95人）であり、令和3年度に引き続き全
 国平均は下回っている状況であるものの、全国状況と同様、増加となりま
 した。

三重県および全国の教育職員在職者に対する精神神経系疾患休職者の割合（単位：%）

| | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R元 年度 | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|----------|----------|
| 三重県 | 0.65 | 0.65 | 0.65 | 0.58 | 0.59 | 0.48 | 0.56 | 0.66 |
| 全国 | 0.54 | 0.53 | 0.55 | 0.57 | 0.59 | 0.57 | 0.64 | 0.71 |

現状として全国平均は下回っている状況ではあるものの、メンタルヘルス不調により休職する教職員が令和2年度以降増加する傾向にあること、また教職員のメンタルヘルスの不調には、「本人が気づきにくい」、「周りに相談できず一人で抱え込みがちである」、「再発しやすい」、「採用時や異動後など環境の変化があった場合に生じやすい」といった特徴があることをふまえ、県教育委員会では、予防対策、メンタルヘルス不調者への早期対応、復職支援および再発防止の各段階での取組を行っています。

(2) 今後の取組

教職員のメンタルヘルス不調による病気休暇・病気休職者が減少できるよう、引き続き、以下の取組を進めてまいります。

① 予防対策

(ア) 各種研修

こころの健康の保持増進については、不安や悩み、ストレスとこころの健康について正しい認識とセルフケアの重要性を学ぶセルフケア研修として、初任者研修およびメンタルヘルスセミナーを実施します。また、管理職員が、所属する職員の抱えるストレスに気づき対処する方法を身につけるラインケア研修を新任校長および新任教頭を対象として実施します。異動して一年目（新規採用者を含む）の教職員に対しては、職員同士が繋がりや悩みを共有できる機会や産業医との面談の場を設けるよう取り組み、メンタルヘルス不調の予防に努めます。

(イ) ストレスチェック

教職員のストレスへの気づきや職場環境の改善を通じて、メンタルヘルス不調となることを未然に防止することを目的に「ストレスチェック」を全ての公立学校で実施します。「ストレスチェック」の結果を活用し、セルフケアや職場環境の改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めます。

② メンタルヘルス不調者への早期対応

メンタルヘルス不調への早期の気づきと対応については、教職員を対象にした臨床心理士による「メンタルヘルスカウンセリング」や、管理職員がメンタルヘルス不調者の早期対応や職場復帰に際し、個別の支援や職場の支援について専門医に相談する「メンタルヘルスカンファレンス」を実施します。

また、利用できる事業や制度などを管理職が相談できる「メンタルヘルスコンシェルジュ」事業を実施します。

③ 復職支援および再発防止

療養していた教職員が復帰する際には、職場の雰囲気や業務に慣れるため、一人ひとりの状況に応じた復帰訓練を実施し、復職後、最大2年間、臨床心理士による面談を実施するなど、再発防止を図っていきます。

7 不祥事根絶に向けた対応策について

1 現状と課題

教職員一人ひとりが自己の使命と職責の重大さを認識し、信頼される学校・教職員であり続けるために、令和3年3月に策定した「不祥事根絶に向けた対応策について」に基づき、県立学校長会等あらゆる機会をとらえて、不祥事の根絶に向けて全力で取組を進めているところです。

2 令和6年度取組

県教育委員会に設置した「コンプライアンス推進委員会」を随時開催し、校内研修で活用する研修題材を作成するなど、学校における取組を支援します。各市町等教育委員会に対しては、市町等教育長会議において県教育委員会の取組を参考に、不祥事根絶に向けて、より実効性のある取組を、主体的に進めるよう依頼しました。

(1) 「信頼される学校であるための行動計画」に基づく取組

各県立学校に設置した「学校信頼向上委員会」において、管理職と教職員が、児童生徒との関わり方や、教職員同士の関係性などを議論し、学校として取り組む事項を検討しています。各学校の「信頼される学校であるための行動計画」にこれらを記載し、校長のリーダーシップのもと取り組んでいます。

県教育委員会は、校長の期首面談等を通じて、進捗状況の確認や助言を行うとともに、優良な取組事例を全ての県立学校に周知し、実施を働きかけます。

(2) 初任者研修および年次別研修の実施

年度当初の初任者研修、教職6年次研修および中堅教諭等資質向上研修において、コンプライアンスに関する研修を実施する際、平成31年度より初任者に対しては、教員になるにあたっての決意や心構えについてのレポートを、また年次別研修受講者に対しては、信頼される教職員であるために取り組んでいくこと等についてのレポートを提出させています。

提出されたレポートについては、新規採用者が教職6年次研修を受講する際など、5年後の年次別研修で返却することとしており、今年度より年次別研修等でレポートを返却し、その当時記載した内容を振り返り、改めて教員としてのあり方等を見直す機会を設けます。

(3) 講師等研修の実施

非常勤講師を含む講師全員に、各学校で年度当初に「講師等研修ノート」を配布し、児童生徒および保護者からの信頼に応えられる教育活動を行うことができるよう、教職員としての心構えやサービス、児童生徒との関わり方などについて、校長が研修を行います。

加えて、臨時的に任用された常勤の講師等のうち受講を希望する者に対し、総合教育センターが主催する「常勤講師等研修」において、サービスやコンプライアンスに関する研修を行います。

(4) 教職員向けコンプライアンス・ハンドブックの作成・活用

令和3年9月、服務の基本事項、不祥事発生に係る原因・背景や対応策をとりまとめた「教職員向けコンプライアンス・ハンドブック」を作成しました。県立学校のコンプライアンス・ミーティング等において、これまで県教育委員会が作成した資料や通知等と併せて活用し、不祥事の根絶に取り組んでいます。

なお、今年度、新たな事例シートを追加するなど、コンプライアンス・ハンドブックを改訂する予定です。

(5) 管理職向けマニュアル「不祥事の未然防止に向けて」の活用

令和4年3月、学校における不祥事を未然に防止するためのリスクマネジメントと、万が一不祥事が起きた場合、その影響を最小限に抑えるための初動対応をとりまとめた「管理職向けマニュアル『不祥事の未然防止に向けて』」を作成しました。県立学校において、本冊子を活用し、各学校に応じた方策を検討するなど、不祥事の未然防止に取り組んでいます。

(6) 教職員による「わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査」の実施

教職員による「わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査」について、県立高等学校、特別支援学校高等部・中学部および公立中学校・義務教育学校後期課程の生徒を対象に実施しています。

本調査を通じて各学校における実態を把握し、全ての教職員に対して生徒からの回答結果を共有することで、教職員一人ひとりが、生徒への関わり方を見直す機会としています。このような取組を継続することにより、わいせつ行為やセクシュアル・ハラスメントのない安全・安心な学校づくりに取り組んでいます。

(7) 「教職員による児童生徒への性暴力に関する電話相談」窓口の設置（新規）

令和6年4月1日、教職員による児童生徒性暴力等が行われた場合に、早期発見・対応するため、児童生徒性暴力等の通報および相談を受け付ける「教職員による児童生徒への性暴力に関する電話相談」窓口を、県教育委員会内に開設しました。

(8) わいせつ行為や体罰の未然防止に向けた研修動画の作成・活用

令和6年1月、依然としてセクシュアル・ハラスメント、わいせつ行為や体罰事案が発生していることから、ハラスメントへの理解を深め、児童生徒へのセクシュアル・ハラスメント、わいせつ行為や体罰を未然に防ぐことをねらいとした研修動画を作成しました。全ての教職員が本研修動画を視聴し、セクシュアル・ハラスメントや体罰の定義について理解を深めるとともに、ハラスメントに対する認識や感度の向上を図ることにより、児童生徒へのセクシュアル・ハラスメント、わいせつ行為や体罰の根絶に取り組んでいます。

8 小中学校教育について

平成29年3月31日に改訂された幼稚園教育要領は平成30年度から、小学校学習指導要領は令和2年度から、中学校学習指導要領は令和3年度から全面実施されています。

特に、「GIGAスクール構想」の推進、道徳の「特別教科化」、小学校外国語教育の早期化・教科化などについては、各学校が適切に対応できるよう授業改善等の取組を引き続き進めていく必要があります。

1 ICT教育の推進

Society 5.0時代を生きる子どもたちにとって、1人1台端末をはじめとする学校のICT環境は、必要不可欠な学習基盤です。1人1台端末の効果的な利活用を進め、学習の基盤となる資質・能力の一つである情報活用能力の育成を図るため、以下の取組を進めます。

- ① 令和6年度より始まる1人1台端末の更新について、三重県公立学校情報機器整備基金を活用し、市町への補助を行います。また、共同調達会議（三重県GIGAスクール構想推進協議会）を開催し、端末の仕様や利活用の方針を協議していきます。
- ② 県内におけるICT教育のさらなる推進に向け、小中学校等の教員等対象のICT端末等を活用した授業改善講座や、ICT端末等の利活用推進に課題を抱える市町に対して、課題解決に向けた具体的な対応策の提示や研修会等を実施します。
- ③ 1人1台端末の利活用の促進に向けて、アドバイザーを市町教育委員会や小中学校に派遣し、子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現をめざします。
- ④ 昨年度に引き続き、県内各小中学校の教員や各市町関係者を対象に、ICT機器を効果的に用いた児童生徒の学びの深化を図ることを目的として、ICT教育実践交流会を開催します。
- ⑤ 県教育委員会と市町教育委員会や学校との共有データベースを運用し、県内の優良事例等の共有を図ります。

2 道徳教育の充実

生命を軽視する事件や深刻ないじめ問題が発生する中で、子どもたちの自己肯定感を涵養し、生命倫理や規範意識、人間関係を形成する力等を向上させるため、「考え、議論する道徳」への転換により、児童生徒の道徳性を育むことが求められています。また、若年層の教員の割合が増えたことやいじめの問題の多様化等により、いじめを予防する教育活動のあり方や指導方法について模索している教員も増えていると考えられます。これらのことから、各学校における道徳科の授業を含む道徳教育の充実を図るため、以下の取組を進めます。

- ① いじめ予防につながる道徳教育の充実を図るため、自他の立場や感じ方、考え方などの違い等が理解できるようになってくる小学3年生・4年生を対象として、理論に基づくいじめ予防につながる授業の実証研究を行い、研究の成果を県内小中学校に横展開します。

- ② 県全体での道徳教育の充実を図るため、道徳教育推進教師や各市町道徳教育担当指導主事を対象とした道徳教育推進会議等を開催し、道徳教育アドバイザーを招聘した研修や情報交換および協議を行います。
また、好事例の学習指導案を、県教育委員会のWebサイトやクラウド上に掲載していきます。
- ③ これまでの実践研究の成果や道徳教育アドバイザーの派遣による授業実践の好事例をまとめた「道徳科の指導資料集」（令和2年3月・県教育委員会作成）の活用を促すとともに、引き続き、道徳教育アドバイザー（3名）を学校へ派遣し、効果的な指導方法等について具体的な指導助言を行い、道徳科の授業の充実を図ります。
- ④ 道徳教育実践推進地域に指定した市町を支援し、公開授業等により、その取組の成果を普及します。（実践推進地域：四日市市、名張市）

3 英語教育の推進

学習指導要領（平成29年度告示）における外国語の目標では、小中学校とともに、外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、言語活動を通してコミュニケーションを図る資質・能力の育成について言及しています。

言語活動の充実した外国語活動・外国語科の授業等で、児童生徒が英語を使って自分の思いや考えを伝えあう力を高めるため、以下の取組を進めます。

- ① 学習指導要領に沿った授業改善を進めるため、教員の指導力向上を目的とした研修会や実践例の情報発信等を行います。県内の英語教育の課題をテーマに掲げ、教科調査官や大学教員を講師とする研修を実施します。また、英語教育に係る実践好事例等の情報を伝えるため、県内国公立小中学校を対象に、英語通信を定期的に発信します。
- ② 中学生が郷土三重についての学習を深め、英語でその魅力を発信できる力を育成するワン・ペーパー・コンテストを実施します。また、コンテスト上位者を対象に、プレゼンテーションコンテストを実施し、各校での実践に資するよう研修会でコンテストの内容を共有するなど、「書くこと」「話すこと」の技能統合型の言語活動の推進に努めます。
- ③ 小・中学生が、大学生のサポートを受けながら、ALTと県内の観光施設を巡る「英語デイキャンプ」を実施します。実践的な英語でのコミュニケーションを経験することで、児童生徒の英語を活用した表現への関心を高め、英語学習への意欲向上を図ります。
- ④ 中学校をパイロット校に指定し、同年代の外国人生徒とオンラインを活用して交流する事業を通じて、生徒の国際的視野を広げ外国語に関する関心を高めるとともに、外国語の授業改善およびICTの効果的な活用法を県内に横展開します。

4 郷土・キャリア教育の推進

少子高齢化や人口流出などの地域の課題がある中で、自分たちが住む地域および郷土三重の未来を創造する人材の育成が求められています。他者と協働し、地域の住民や企業と関わりながら、地域の課題に対して解決策を考えるとともに、自分の生き方や進路について主体的に考える機会をつくることで郷土三重を担う人材の育成を図るため、以下の取組を進めます。

- ① 県内の小中学校における郷土教育・キャリア教育の推進に向け、4市町の小中学校を実践校に指定し、郷土教育・キャリア教育をコーディネートする民間企業と連携し、実践校における取組に必要な助言や情報提供を行います。
- ② 実践内容を交流するとともに、県内の小中学校や市町等教育委員会に実践内容の普及を図るため、実践交流会を開催します。また、実践校がまとめた報告書を配布したり、県教育委員会のホームページに公開したりするなど、実践やその成果を県内の小中学校や市町等教育委員会に横展開します。

5 県立夜間中学（みえ四葉ヶ咲中学校）について

教育機会確保法の成立以降、三重県における夜間中学などの義務教育段階の学び直しのあり方について、県教育委員会を中心に検討を進めてきました。令和2年度に県内のニーズ調査の実施や有識者を交えた検討委員会を開催し、令和3年度からは夜間学級体験教室「まなみえ」を開催するとともに、令和4年度に夜間中学入学希望調査を実施しました。その結果、夜間中学への入学を希望する方が県内広域に存在していたことから、令和4年10月、県立夜間中学を令和7年4月に開校する方針を表明しました。

開校に向けて、令和5年6月、設置場所として県立みえ夢学園高等学校内の研修棟を選定しました。その後、7月に夜間中学設置検討委員会を設置し、必要な事項について検討を行った上で、令和6年3月に「三重県立みえ四葉ヶ咲中学校設置基本方針」を策定しました。

校名については、県民を対象に公募し、応募のあった中から、夜間中学設置検討委員会委員の意見をふまえ10案を選定した後、県内公立中学校の生徒等を対象として投票を実施しました。その投票結果と校名に込められた思いや願いをふまえ、令和6年1月、教育委員会において「みえ四葉ヶ咲中学校」を校名候補として選定し、3月に「三重県中学校条例」の制定により決定しました。

① 「県立みえ四葉ヶ咲中学校」の概要について

- ・設置場所：県立みえ夢学園高等学校施設内研修棟（津市柳山津興）
- ・めざす学校の姿：一人ひとりの願い（○○たい）が芽生える 伸びる 広がる 学校
- ・入学対象者：三重県内に在住・在勤の学齢期（満15歳に達した日以降の最初の3月31日まで）を過ぎた人で、以下のいずれかの要件を満たす人
 - ・さまざまな理由により義務教育を修了していない人
 - ・不登校などの理由により義務教育を十分に受けられなかった人
 - ・本国やわが国で義務教育を修了していない外国籍の人
 - ・その他学校長が入学を認めた人

※学齢期の生徒も受け入れることができるよう、「学びの多様化学校」の指定を文部科学省へ申請する。

- ・学校規模：全校生徒50人程度を想定する。
 - ・修業年限：3年間で中学校の教育課程を修了することとするが、個々の状況に応じて最長9年を目安として在籍を可能とする。
 - ・入学時期・編入学対応：4月入学を基本としつつ、年度途中の入学希望者に対しても、個々の状況に応じて入学を認めることとする。また、適切な学びの期間を設定するため、中途学年の2年、3年からの編入学も可能とする。開校時においても、入学希望者の学習状況を確認し、全ての学年への入学を可能とする。
 - ・誰もが通いやすい学習環境：生徒がそれぞれの事情に合わせて学ぶ時間を選択することができるよう、昼間部と夜間部を設置する。また、通学が困難な生徒のため、分校または分教室の設置を検討する。
- ② 夜間中学体験教室「まなみえ」について
- 令和3年度から開催している夜間中学体験教室「まなみえ」については、令和6年度も継続して四日市会場（県立北星高等学校）と津会場（県総合教育センター）で開催し、習熟度別授業のほか、令和4年度から引き続き行っている校外学習やオンラインによる交流会なども計画しています。なお、「まなみえ」で得られた知見については、県立夜間中学の在り方の検討に積極的に活用します。
- ③ 分校の設置の検討について
- 通学が困難な方の学びの機会を確保するため、分校または分教室の設置が必要かについて、ニーズ調査の結果や他県の先行事例等をふまえ引き続き検討します。
- ④ 「学びの多様化学校」について
- 「学びの多様化学校」では、年間の総授業時間数を減らしたり体験型学習を多く実施したりするなど、不登校生徒の状況に合わせて、柔軟な教育課程を実践することが可能です。本県においても、さまざまな理由により不登校となっている学齢期の生徒の多様な教育機会を確保するため、令和6年度に、文部科学省へ「学びの多様化学校」の指定を申請する予定であり、今後、教育課程を検討します。
- ⑤ その他、今後の取組について
- ・基本方針に基づいて教育課程の編成や生徒の受入れ等に係る仕組みづくりについて、適切に検討し準備を進めます。また、県教育委員会における検討状況を市町教育委員会と共有し、県・市町相互の協働関係の深化を図りながら、就学支援の在り方や、学齢期生徒の受入れ制度等について、話し合いを進めます。
 - ・研修棟を改修し、教室や保健室等の整備をします。

9 学力の育成について

I 学力の育成

学力が向上することは、自己肯定感やチャレンジしようとする気持ちを高め、将来の夢を実現する可能性や選択肢の拡大につながります。子どもたちが学ぶ楽しさを実感し、主体性を持って他者と協働した学びを進めることが大切です。

学習指導要領をふまえた授業改善や個に応じた指導の着実な実施、児童生徒の学習内容の定着状況の確認を進めるとともに、学習習慣・読書習慣等の改善について、学校・家庭・地域が一体となった取組が進むよう支援します。

1 令和5年度全国学力・学習状況調査結果

- ・教科に関する調査において、平均正答率が全国平均を上回った教科は、小中学校合わせた5教科中1教科（中学校数学）でした。
- ・児童生徒質問紙調査結果は、授業時間以外の学習時間や読書時間が経年で減少傾向にあり、全国平均よりも短い状況が続いています。

【参考】

〈全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙結果〉

() の数値は、全国との差を示します。

① 平日の学習時間（1時間以上）

| | H29 | H30 | H31 | R3 | R4 | R5 |
|-----|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 小学生 | 61.6 (-2.8) | 62.7 (-3.5) | 64.2 (-1.9) | 59.6 (-2.9) | 56.5 (-2.9) | 54.0 (-3.1) |
| 中学生 | 66.5 (-3.1) | 67.5 (-3.1) | 67.5 (-2.3) | 73.3 (-2.6) | 68.5 (-1.0) | 64.9 (-0.9) |

② 休日の学習時間（1時間以上）

| | H29 | H30 | H31 | R3 | R4 | R5 |
|-----|----------------|-----|-----|----------------|----------------|----------------|
| 小学生 | 47.9 (-9.4) | — | — | 53.4 (-7.6) | 48.2 (-7.9) | 44.7 (-7.8) |
| 中学生 | 62.0 (-7.4) | — | — | 70.9 (-6.7) | 64.7 (-6.1) | 59.6 (-5.7) |

③ 授業時間以外の読書時間（平日10分以上）

| | H29 | H30 | H31 | R3 | R4 | R5 |
|-----|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 小学生 | 61.8 (-1.5) | 64.4 (-1.8) | 63.9 (-1.8) | 58.6 (-2.6) | 56.8 (-2.8) | 57.2 (-2.8) |
| 中学生 | 47.7 (-3.7) | 49.6 (-3.9) | 45.5 (-4.9) | 46.1 (-4.0) | 44.1 (-4.5) | 44.7 (-4.7) |

④ 平日のテレビゲームの時間（3時間以上）

| | H29 | H30 | H31 | R3 | R4 | R5 |
|-----|----------------|-----|-----|----------------|----------------|----|
| 小学生 | 19.4 (+1.8) | — | — | 31.4 (+2.4) | 33.1 (+2.4) | — |
| 中学生 | 23.6 (+2.2) | — | — | 38.9 (+6.6) | 33.4 (+3.6) | — |

2 みえスタディ・チェック

(1) 目的

- ・児童生徒が自らの学習内容の定着状況を確認し、目標を持って主体的に学習に取り組む意欲を育みます。

(2) 実施時期、実施学年、実施教科（県独自で平成 26 年度から実施）

| | 第 1 回 | 第 2 回 |
|------|---------------------------------------|--|
| 学年 | 小学校第 4、5 学年 中学校第 1、2 学年 | 小学校第 5 学年 中学校第 2 学年 |
| 人数 | 各学年 15,000 人×4 学年 | 各学年 15,000 人×2 学年 |
| 実施期間 | 4～5 月 | 1～2 月 |
| 時間 | 小学校 1 教科 25 分又は 45 分 中学校 1 教科 50 分 | 小学校 1 教科 45 分 中学校 1 教科 50 分 |
| 教科 | 国語、算数・数学、理科 *理科は、小学校第 4 学年は実施なし | 国語、算数・数学、理科 *理科は、3 年に 1 回程度実施 *令和 6 年度は、理科実施予定 |
| 質問調査 | 学習や生活等に関する質問 *令和 4 年度から実施(CBT) | _____ |

(3) CBT による実施

- ・みえスタディ・チェックの設問を 1 人 1 台端末に提供して、児童生徒が端末上で解答します。記述式問題については、紙媒体で配付する解答用紙に記入します。
- ・設問ごとに、正解の場合は、さらに難しい問題を、不正解の場合は、学習内容を遡った問題を端末に提供します。本県の経年課題である「割合」「図形」「読む力・伝える力」に関する設問は、さらに 1 問提供します。あわせて、設問ごとの解説を提供します。
- ・児童生徒は、みえスタディ・チェック終了後、1 人 1 台端末ですぐに設問ごとの正解・不正解を確認することができます。
- ・教員は、みえスタディ・チェック終了後、すぐに自動採点・集計が行われることにより、児童生徒一人ひとりや学校、学級の強み・弱み、経年比較、どの問題でどれぐらいの児童生徒がつまづいているのかを即時に把握できます。

3 令和 6 年度の取組

(1) 市町教育委員会との連携

- ・市町教育委員会が年度始めに作成した「学力向上アクションプラン」について、全国学力・学習状況調査やみえスタディ・チェックの結果をもとに、取組内容等の更新に向けた意見交換を定期的に行い、各学校における学力向上の取組が組織的・計画的に進むよう取り組みます。あわせて、授業力向上に向け、市町等の求めに応じた研修等への支援を行うとともに、学習習慣等の確立に向けた取組を進めます。

(2) 授業改善および学習内容の理解・定着を図るための取組

①効果的な少人数指導の推進

- ・効果的な少人数指導を推進するため、指導主事や学力向上アドバイザーが少人数指導推進校を計画的に訪問して、校長との懇談を行うとともに、国語のティーム・ティーチング（以下「TT」という。）および算数・数学の習熟度別指導の指導方法等について指導・助言を行います。
- ・みえスタディ・チェックの結果や少人数指導推進校の児童生徒を対象としたアンケート結果に基づいた検証を進め、効果が見られた指導方法について研修会等を通じて水平展開します。

②授業改善および理解・定着を図る取組

- ・学習指導要領で求められている資質・能力を育成するための授業改善がさらに進むよう、教員を対象に、国の調査官を招聘し、公開を伴う提案授業に対する講評や講演による授業改善研修会を開催します。
- ・全国学力・学習状況調査やみえスタディ・チェック等を活用し、学力向上に向けた学校全体の計画的な取組を促進します。あわせて、国語、算数・数学の単元別ワークシートや、経年課題である「割合」「図形」「読む力・伝える力」について学び直しができるワークシートを1人1台端末に提供し、つまずきの克服につなげます。

(3) 若手教員等の育成を核とした授業力向上の取組

- ・若手教員が多く在籍する市町や学校の中からモデル校を指定し、月2回程度授業力向上アドバイザーを派遣して若手教員等の授業や、組織的・継続的に授業改善を図る校内研修への指導・助言を行います。

※令和6年度モデル校：4市町16校（松阪市、南伊勢町、伊賀市、名張市）

- ・モデル校を複数のグループに分け、学期に1回程度グループ内で提案授業と事後協議を行います。授業力向上アドバイザーに加え、県指導主事が指導・助言を行います。

(4) 学習習慣・読書習慣等の確立

- ・第1回みえスタディ・チェックの実施にあわせて、「学習や生活等に関する質問」調査を実施し、その結果を分析して、早い段階から、課題の改善に向けて市町や学校の状況に応じた支援を行います。
- ・学校・家庭・地域がともに学ぶ機会の提供や、三重県PTA連合会と連携した家庭学習の習慣化の啓発、1人1台端末を活用した学習習慣・読書習慣等の改善に向けた取組を進めます。

II 少人数教育

1 令和5年度の取組と課題

(1) 少人数学級の取組

小学校1・2年生での30人学級（下限25人）、中学校1年生での35人学級（下限25人）を継続することで、令和5年5月1日現在、小学校1年生では90.7%、2年生では85.7%の学級が30人以下となり、中学校1年生では91.3%の学級が35人以下となりました。加えて、国を先取りする形で小学校5年生を35人学級としました。

少人数学級を実施している学校においては、毎年、指導上の効果や児童生徒の変容、保護者の反応などを確認しています。令和5年度においては、授業につまずく児童生徒の減少、授業中の集中力の増加、話し合い活動の充実、落ち着いた学校生活の実現などが報告されており、保護者の安心感や信頼感の向上にもつながっています。引き続き、少人数学級を実施し、基本的な生活習慣の定着と学力の向上を図り、安全で安心して学べる環境を確保することが必要です。

(2) 少人数指導の取組

- ・平成28年度から令和4年度まで、少人数指導のより効果的な指導方法を検証するため、国語、算数・数学、理科を対象に、習熟度別指導やTTといった指導形態を予め設定した少人数指導推進校を指定し、実践的な研究を進めてきました。
- ・平成28、29年度の少人数指導推進校において、算数・数学の習熟度別指導で、より効果が見られたことをふまえ、平成30年度から少人数指導の加配配置校において、算数・数学の少人数指導については、総授業時数の70%以上で習熟度別指導を実施することとしました。
- ・令和5年度からは、これまでの研究で蓄積してきた指導のポイントや実践事例をまとめた「効果的な少人数指導推進ガイドブック」を活用した少人数指導を、小学校国語は全学年、小学校算数は小学校3年生以上、中学校数学は全学年に対象学年を拡大し、推進しました。

＜少人数指導推進校における研究の対象学年・対象教科・指導形態＞

| | 対象学年 | 対象教科 | 指導形態 |
|--------|------|-------|-------------|
| H28、29 | 小5 | 算数 | 習熟度別指導またはTT |
| | | 国語、理科 | TT |
| | 中2 | 数学 | 習熟度別指導 |
| H30、R1 | 小5 | 算数 | 習熟度別指導 |
| | | 国語、理科 | TT |
| | 中2 | 数学 | 習熟度別指導 |
| R2～4 | 小5 | 算数 | 習熟度別指導 |
| | 中2 | 数学 | 習熟度別指導 |
| R5 | 小全学年 | 国語 | TT |
| | 小3～6 | 算数 | 習熟度別指導 |
| | 中全学年 | 数学 | 習熟度別指導 |

2 令和6年度の取組

(1) 少人数学級の取組

- ・児童生徒一人ひとりの状況に応じ、きめ細かく行き届いた支援を行うため、これまでの本県独自の小学校1・2年生30人学級（下限25人）、令和3年度から順次実施している3・4・5年生35人学級に加え、令和6年度は国を先取りして6年生を35人学級とします。中学校については、引き続き1年生での35人学級（下限25人）を実施します。

(2) 少人数指導の取組

- ・算数・数学の習熟度別指導については、これまでの取組でより効果が見られた、基礎コースでの課題解決の見通しを持たせ段階的に理解させる指導や、具体物の操作や視覚支援を多く取り入れた指導、発展コースでの思考時間を十分確保した指導に取り組みます。また、算数・数学の少人数指導推進校においては、引き続き総授業時数の70%以上で習熟度別指導を実施します。
- ・小学校国語のTTにおいては、これまでの取組でより効果が見られた、教員2人の明確な役割分担と、児童の学習状況をふまえた指導に取り組みます。
- ・少人数指導推進校を指定し、効果的な指導方法の水平展開を図るなど、少人数指導の質的向上に取り組みます。

【参考資料】三重県の少人数教育の取組

| | H15 | H16 | H17 | H18 | H19～H22 | H23 | H24～R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|------------|-------------------------|---------------------------|-------------------------|---|---------|--|--|--|--|--|--|
| 小学校 | 1年生 30人学級 (下限25人) | 1・2年生 30人学級 (下限25人) | | | | 国:1年生 35人学級 +1・2年生 30人学級 (下限25人) | 国:1年生 35人学級 +1・2年生 30人学級 (下限25人) + 2年生 36人以上 学級解消 | 国:1・2年生 35人学級 +1・2年生 30人学級 (下限25人) + 3年生 35人学級 | 国:1～3年生 35人学級 +1・2年生 30人学級 (下限25人) + 4年生 35人学級 | 国:1～4年生 35人学級 +1・2年生 30人学級 (下限25人) + 5年生 35人学級 | 国:1～5年生 35人学級 +1・2年生 30人学級 (下限25人) + 6年生 35人学級 |
| 中学校 | --- | --- | 1年生 35人学級 (下限25人) | 1年生 35人学級 (下限25人) 弾力的実施 | | | | | | | |
| 小学校 中学校 | 少人数指導を実施するための教員配置 | | | | | | | | | | |

10 高校教育について

1 未来を創造し社会の担い手となる力の育成

(1) 自律した学習者の育成

各教科の基礎的な知識および技能を習得し、その知識を活用して思考することにより、知識を相互に関連づけて理解を深めるとともに、知識を他の学習や生活の場面で活用できるよう「探究的な学び」を推進します。

また、教科横断的なSTEAM教育や地域課題の解決に向けた学習など、社会とのつながりを意識した学習に取り組み、学習の前後で、自己肯定感をはじめ、創造力や表現力、協働する力など社会で求められる資質・能力やチャレンジする意欲などの伸長を把握し、取組の改善につなげます。

これらの教育活動を通じて、高校生が学ぶ意義を理解し、変化する社会の中で豊かに生きる自律した学習者を育みます。

(2) グローカル教育の推進および理数教育の充実

グローバル社会において、特に求められる資質・能力（異なる文化・伝統に立脚する人々と共生できる能力や態度、価値を見つけ生み出す感性と力、探究心等）を育成する取組を進め、国際舞台で活躍できる人材の育成をめざします。

高校生の留学支援やオンライン海外交流を実施するとともに、高校生を対象にした「レベル別英語ディベートセミナー」を開催し、英語での発信力や論理的思考力の向上を図っています。また、文部科学省からSSH（スーパーサイエンスハイスクール）の指定を受けた6校が、課題研究を中心とした先進的な理数系教育に取り組んでいます。

(3) ICTを活用した教育の推進

各学校では、1人1台端末を活用し、一人ひとりの興味・関心や習熟度に応じた学びや協働的な学びを進めるとともに、学校と家庭で切れ目なく学習内容の理解や学習習慣の定着、生徒の特性に応じた学びを進めています。

生徒の学びを保障するため、病気療養中の生徒に対して、教室での授業の配信を行っていますが、今年度から、法令改正により、不登校生徒に対しても授業の配信が可能となったことから、学校と連携のうえ、生徒の状況に応じて、ICTを活用した学習支援に取り組めます。

また、オンラインを活用した海外や県内外の高校との交流、大学との授業連携、企業人からの講話や技術指導等を取り入れている学校もあり、生徒の幅広いニーズに対応しています。

(4) DX人材の育成や生成AI活用に向けた実践研究

文部科学省からDXハイスクール（高等学校DX加速化推進事業）の指定を受けた13校において、ハイスペックPCやドローン等の最新のICT機器や、高度な実習施設整備等の環境整備を進め、情報、理数教育を重視するカリキュラムやICTを活用した教科横断的な探究的な学びを推進します。

また、職業学科の県立高校において、先進的な取組を行う企業等との連携により、プログラミングやARを活用した学習を取り入れ、実社会の課題解決につながる取組を進めるとともに、生徒のデジタルスキルが向上する手法の研究、DX人材育成プログラムの開発に取り組みます。

学校現場において生成AIを効果的に活用するため、指定校（中学校、高校それぞれ3校程度）において、AI等を含む情報教育の実証研究等を行っている事業者と連携したパイロット的な取組を実施します。生成AIに関する事業者や研究者等を招聘し、研究授業や教員研修等を実施するとともに、指定校間での情報交換等を実施し、知見の蓄積を進めます。

(5) 職業教育の充実

専門性を高める取組、急激に進化する先端技術や社会の変化等に対応した取組等をとおして、実践力、課題解決力を備えた職業人や地域産業を担う人材等の育成をめざします。また、先端技術を活用している企業への訪問や、経営者等の講演、従業員とのディスカッション等を取り入れるなど、実社会とつながる職業教育の推進を図ります。

今年度も引き続き、工業高校や農業高校等において老朽化している実習設備の新たな設備への整備を行うとともに、生徒がより高度な専門的知識・技術を習得できるよう、専門家による指導や全国規模の競技会への参加、看護・介護の実習を支援します。

(6) 主権者教育等、主体的に社会を形成していく力の育成

各学校では、公民科や家庭科を中心に、授業や特別活動の時間を活用しながら、主権者教育や消費者教育を体系的に推進します。

今年度、主権者教育モデル校として県立高校3校程度を指定し、有識者等の助言を得ながら主権者教育の年間指導計画の検証・改善を図るとともに、有識者等による出前授業や、有識者等と高校生による意見交換会等を実施するなど、モデル校において「主権者教育モデルプラン」を作成し、好事例を広く横展開していきます。

また、生徒の可能性や能力を最大限に伸ばし、次世代のリーダーを育成するため、同じ学問分野に興味を持つ生徒同士を集め、その道で活躍する著名人による講演・座談会等を実施し、よりよい社会の実現に向けた生徒の主体性を育みます。

(7) 熊野青藍高校の開校に向けて

令和7年度に開校する熊野青藍高校が、過疎化や少子化が進む紀南地域における唯一の高校として、円滑に開校できるよう準備を進めるとともに、地域課題解決学習やICTを活用した魅力ある学びを提供できるよう、2校舎が一体となった活動や連携した授業の開発を、木本高校、紀南高校とともに進めます。

(8) 上野高校における新たな学びに係る実践研究

文部科学省の「新時代に対応した高等学校改革推進事業」の指定校である上野高校において、学際領域学科を設置することをめざし、普通科の特色化、魅力化を実現するための研究に取り組んでいます。令和7年度の学科改編に向け、コーディネーターを配置して、関係機関等との連携体制整備を図るとともに、新たな学校設定科目の開設や総合的な探究の時間のカリキュラム開発等を進めます。

2 キャリア教育の推進

(1) キャリア教育の充実

生徒が自らの自己肯定感を高め、将来の夢や目標に向け主体的に学びに取り組み、社会で活躍できるよう、各学校において策定した計画に基づいて、入学時からの教育活動全体をとおした、組織的・系統的なキャリア教育を推進します。

また、興味・関心のある職種・業種や地域の企業について詳しく調べたり、自宅で家族との進路相談の際に活用したりすることができる「職業ポータルサイト」の情報の更新・充実を図るとともに、生徒が自らの希望に沿った職業理解や企業研究を進め、主体的に進路を選択する力を身に付けられるよう、企業と連携して実施するキャリア教育に取り組む学校や生徒を支援します。

(2) 進路実現に向けた支援の充実

就労に係る専門的な経験を持つ支援員（就職実現コーディネーター）を、生徒の進路決定や卒業生の職場定着に課題を抱える普通科、総合学科の高校を中心に配置し、障がいのある生徒や外国人生徒を含めた就職を希望する全ての生徒の就職実現につなげます。

また、令和5年度から、他者との関わり方等の面から支援が必要な生徒の就職実現に向けて、就労支援機関等と高校が状況の共有や支援方策を意見交換することにより、各校における支援体制を整えるとともに、入学後の早い段階から進路相談やソーシャルスキルトレーニング、職場実習に取り組んでいます。

3 三重県立高等学校入学者選抜

(1) 再募集の応募資格について

県教育委員会では、令和4年度と令和5年度の2年間にわたり、再募集のあり方について協議を重ねてきました。

令和8年度選抜（現在の中学2年生が対象）から、県立高校の最後の受検機会となる再募集については、誰一人取り残されることのない教育を推進する観点から、一人でも多くの人が高専で学ぶことができるように、応募資格を次のとおり改めることとしました。

<新たな応募資格> *下線部が新たな部分

- ・県立高校および私立高校等に合格していない人（私立高校等の最終の入学手続きをしていない人を含む）

（例外）私立高校等の最終の入学手続きをした人でも、以下の場合は応募可

- ・県内私立高校には設置されていない職業学科の高校を志願する場合
- ・経済的な要因によるやむを得ない事情があり、中学校等の校長がその事情を認める場合

令和6年度と令和7年度の2年間で、中学生や保護者、中学校教員に対して、新たな応募資格についての周知を行います。

(2) 入学者選抜におけるデジタル化について

入学者選抜に係る事務負担の軽減を図るため、令和4年度からWeb出願（入学願書と調査書をデジタル化してWeb上で出願）を導入し、より使いやすい出願システムとなるよう、改良を重ねてきました。今年度は、Web出願における選抜手数料の納付について、従来の収入証紙による方法に加えて、クレジットカードによる電子納付を導入し、さらなる業務の効率化に取り組みます。

また、学力検査における採点業務の負担を軽減するため、令和5年度にデジタル採点システムを県立高校10校で試験的に導入しました。今年度は、デジタル採点システムの課題や留意点を検証したうえで、全校での導入に向けて準備を進めます。

熊野青藍高等学校 ～「美し国三重・東紀州の人づくり」の推進～

めざす 学校像

持続可能な社会の一員として、ふるさとを想い、未来に希望を持って
幸福を実現する人材を地域とともに育てる「開かれた学校」

育みたい 資質・能力

- 自己肯定感を高め、夢や目標の実現に向けて主体的に学び続ける力（自立）
- 人との出会い・つながりを大切にし、互いのよさを生かして協力・協働する力（共生）
- 自分の可能性を信じ、何事にも積極的に挑戦し未来を切り拓く力（創造）

学びのコンセプト

仲間とつながる 地域とつながる 全国・世界とつながる

特色ある 学び

- ◆2校舎の独自性を大切にしつつ、統合により連携を強化して学びを充実
- ◆幅広い選択科目を設置し、個に応じたきめ細かな教育を実現
- ◆「防災・減災・復旧・復興」がキーワードの防災教育をはじめ、地域社会の課題解決をめざした探究活動『東紀州未来学』を実施

《《《「つながる」学びの推進》》》》

○2校舎が一体となった学び

- ◆体育祭・文化祭・学習成果発表会等の行事を両校舎で合同開催
- ◆移動用バスで両校舎の合同活動をサポート

○地域と連携した学びや活動

- ◆地域との連携や外部指導員の活用により部活動を活性化
- ◆コミュニティ・スクールの仕組みにより、地域と共に学びを支援

《《《生徒の進路希望の実現に向けて》》》》

○普通科特進コース

- ◆国公立大学・難関私立大学合格に向けて、徹底サポート

○普通科普通コース

- ◆大学・短大・看護専門学校・公務員・就職等、幅広い希望に対応

○総合学科

- ◆多彩な系列の学びで、進学から就職まで、幅広い希望に対応

《《《《これまでの2校舎それぞれの歴史や取組を生かした特色ある学び》》》》》》

学びの選択肢の充実（設置予定の科目群）

木本校舎（熊野市）

普通科（全日制） 3学級

- ◆国語・数学・英語等の共通教科を中心として、確かな学力などの「夢をかなえる力」を育成

特進コース

- ◆2年次から、文系・理系に分かれた発展的な学習で、主体的に学ぶ力を育成

普通コース

- ◆文系科目を中心に、一部の理系科目も選択でき、幅広い学びで自己のキャリアを形成

普通科（定時制） 1学級

- ◆仕事や社会生活と学習を両立
- ◆一人ひとりのペースで「なりたい自分」を実現

定時制普通科

- ◆少人数での学び直して「社会生活で必要な学力」を育成

紀南校舎（御浜町）

総合学科（全日制） 1学級・・・（連携）・・・1学級

- ◆系列ごとの科目と、系列共通の選択科目の設置
- ◆生徒の出前授業など地域交流を推進

リベラルアーツ系列

- ◆国語・数学・英語等の共通教科やスポーツ・芸術系科目等から幅広く選択

情報ビジネス系列

- ◆パソコン・会計系の資格取得等につながる、実社会で役立つ科目を選択

- ◆長期にわたる就労体験（インターンシップ）を実施
- ◆地域での体験型の授業が充実

地域デザイン系列

- ◆地域創造・文系科目や共通選択科目等から幅広く選択

産業マイスター系列

- ◆ビジネス・医療福祉系の科目等、地域産業に関わる科目を選択

1 1 外国人児童生徒教育について

1 三重県の現状

本県における、令和5年度の日本語指導が必要な外国人児童生徒数は、令和3年度以降、再び増加傾向にあります。在籍する学校数も増加し、散在化が進んでいます。

○本県における日本語指導が必要な児童生徒数 2,842人

| 年度 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 小学校(人) | 1,811 | 1,803 | 1,690 | 1,761 | 1,765 |
| 中学校(人) | 714 | 642 | 609 | 593 | 731 |
| 義務教育学校(人) | 2 | 2 | 2 | 2 | 3 |
| 小計(人) | 2,527 | 2,447 | 2,301 | 2,356 | 2,499 |
| 県立高等学校(人) | 253 | 262 | 288 | 276 | 276 |
| 県立特別支援学校(人) | 51 | 58 | 68 | 68 | 67 |
| 合計(人) | 2,831 | 2,767 | 2,657 | 2,700 | 2,842 |

※ 小中学校、義務教育学校は公立学校の人数

○在籍小中学校数 247校(小:174校、中:72校、義務:1校)

○在籍高等学校数 15校17課程(全日制:7校、定時制:9校、通信制:1校)

○在籍特別支援学校数 9校

○日本語指導が必要な外国人児童生徒が在籍する市町村数 20市町

桑名市、木曾岬町、いなべ市、東員町、四日市市、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、大台町、伊勢市、鳥羽市、志摩市、伊賀市、名張市、紀北町、紀宝町

○言語数 32言語(小・中学校、義務教育学校)

| ポルトガル語 | スペイン語 | フィリピン語 タガログ語 | 中国語 | ビザイヤ語 | 左記5言語の全体 に占める割合 |
|--------|-------|-----------------|------|-------|--------------------|
| 36.9% | 14.6% | 16.7% | 6.7% | 6.3% | 81.2% |

○言語数 17言語(県立高等学校)

| ポルトガル語 | フィリピン語 タガログ語 | スペイン語 | ビザイヤ語 | ベトナム語 | 中国語 | タミル語 | 左記7言語の全体 に占める割合 |
|--------|-----------------|-------|-------|-------|------|------|--------------------|
| 31.2% | 28.3% | 13.8% | 11.6% | 2.2% | 2.2% | 1.8% | 90.9% |

○日本語指導が必要な外国人生徒のうち、高等学校等に進学または就職した生徒の割合

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------------|-------|-------|-------|
| 外国人生徒進学等希望者数 | 254人 | 191人 | 150人 |
| 進学等をした生徒の割合 | 97.6% | 94.0% | 98.7% |

○県立高等学校に在籍する外国籍生徒の進路状況(令和4年度)

| | 進学 | 就職(無期 雇用) | その他 | | | 進路未定 |
|-------|-------|--------------|----------------|---------------------|----------------------|------|
| | | | 就職をめざ して活動中 | 有期雇用・ フリーター 等 | 海外の大学 入学・帰国 予定 | |
| 外国籍生徒 | 37.7% | 35.8% | 7.8% | 8.3% | 5.9% | 4.4% |
| 高校生全体 | 66.9% | 29.6% | 0.2% | 1.4% | 0.2% | 1.8% |

2 本県における外国人児童生徒教育に係る取組

(1) 小中学校における取組

① 外国人の子どもの就学等についての取組

県内全ての市町で不就学が生じないように、対象児童生徒の情報の把握や定期的な状況確認、就学案内(複数の母語で書かれた就学案内のパンフレットの活用や円滑な受入れ)の対応を徹底し、先進事例の情報提供等による就学の促進を図ります。

② 外国人児童生徒への日本語指導や学習支援

ア 市町の取組に対する支援

市町は、外国人児童生徒に対して、特別の教育課程を編成して行う日本語指導やJSLカリキュラム*を活用した授業を実施しています。特に、外国人児童生徒が集住する7市(桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊賀市)では、初期適応指導教室の設置や母語支援員の配置等を行っており、その取組に対して、「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」により、財政的支援を行っています。

*日本語の力が不十分なため、日常の学習活動に支障が生じている子どもたちに対して、学習活動に参加するための力の育成を図るためのカリキュラム

イ 外国人児童生徒への支援に係る教員の配置増

国は外国人児童生徒に係る教育の充実を図るため、平成29年度から令和8年度の10年間で加配定数を段階的に基礎定数化しています。令和5年度は基礎定数化に伴い、国の定数は106人(昨年度比12増)となりました。あわせて県独自の加配(常勤講師7人、非常勤講師34人分)を配置し、外国人児童生徒への支援に努めています。

ウ 外国人児童生徒巡回相談員の配置

市町の取組を補完する観点から、外国人児童生徒の日本語習得状況に応じた学習支援を行うため、外国人児童生徒巡回相談員18人を配置(令和6年度からタガログ語対応1人増)します。また、令和5年度から、巡回相談員によるオンライン支援を行い、遠隔での日本語指導を推進しています。

| | | | | | | |
|---|------|----------|---------|---------|---------|-------|
| 〔 | R4年度 | ポルトガル語7人 | スペイン語3人 | タガログ語3人 | ビザイヤ語2人 | 中国語1人 |
| | R5年度 | ポルトガル語7人 | スペイン語3人 | タガログ語3人 | ビザイヤ語2人 | 中国語2人 |
| | R6年度 | ポルトガル語7人 | スペイン語3人 | タガログ語4人 | ビザイヤ語2人 | 中国語2人 |

県内19市町へ4,086回派遣(令和5年度実績)

エ オンライン日本語教育の体制構築

令和2年度から民間団体が配信する同時双方向の日本語教育を受講できる体制を整えています。令和5年度は、希望する全ての児童生徒が受講できるようにし、59人が授業時間や放課後に日本語教育のオンライン授業を受講しました。

③ 外国人児童生徒教育における教職員研修等

県内全ての市町教育委員会の外国人児童生徒教育担当者や関係機関等の担当者が情報交換を行い、外国人児童生徒教育の一層の充実を図るための方策について協議することを目的とした外国人児童生徒教育検討会議を開催します。

④ 外国人児童生徒の進路保障のための取組

関係機関と連携を図りながら外国人生徒が希望する進路へ進めるよう支援します。
(県内7市による進路ガイダンスの開催等)

(2) 高等学校における取組

① 外国人生徒が入学する前の取組

ア 外国人生徒に係る特別枠入学者選抜の実施

外国人生徒にとって比較的学びやすい環境にある英語関連学科や総合学科など22校32学科・コースで、入国後の在日期间が6年以内の者を対象として実施しています。

② 外国人生徒が入学した後の取組

ア 外国人生徒支援専門員の配置

日本語指導が必要な外国人生徒が在籍する高等学校に外国人生徒支援専門員4名を配置し、母語による学習支援や進路相談を行います。

イ 日本語指導アドバイザーの配置

日本語指導の拠点となる高等学校に日本語指導アドバイザー1名を配置し、外国人生徒への日本語指導を行うとともに、日本語指導を行う教職員の指導力向上について支援します。

③ 外国人生徒の進路保障のための取組

外国人生徒が将来の生活を見通して進路を選択できるよう、進学、就職に係るセミナーを実施するとともに、就職実現コーディネーター3名を日本語指導が必要な外国人生徒が多く在籍する高等学校に配置し、外国人生徒を中心に、働くことへの理解を深め、就職活動に臨むことができるよう、きめ細かなキャリアカウンセリングや求人開拓等の就職支援を行います。

(3) 特別支援学校における取組

外国人児童生徒および保護者が、安心して学校生活を送ることができるよう、外国人児童生徒支援員(ポルトガル語対応1名)を配置し、児童生徒の指導と支援に係る必要な情報の翻訳および通訳を実施するとともに、他の言語についても通訳の派遣を行います。

1 2 特別支援教育について

1 現状

(1) 特別な支援を必要とする児童生徒数

発達障がい等特別な支援を必要とする児童生徒が増加するとともに、一人ひとりの障がいの状況は、重度・重複化、多様化しています。「特別支援学校^(*1)」「特別支援学級^(*2)」「通級指導教室^(*3)」において、障がいの特性や教育的ニーズをふまえた指導と必要な支援を行っています。

- *1 特別支援学校：教育上特別な支援を必要とする児童生徒のための学校
- *2 特別支援学級：小中学校において、教育上特別な支援を必要とする児童生徒のために置かれた学級
- *3 通級指導教室：通常の学級で各教科など大部分の教育を受けている児童生徒が、障がいに応じて一部特別の指導を受けるために専任の教員を配置している教室で、小中学校では平成5年度、高等学校では平成30年度から制度化。

【令和5年5月1日現在】()内は前年同時期からの増減

| | |
|-------------------------------|--------------|
| 県立特別支援学校(18校<分校4校を含む>)在籍児童生徒数 | 1,828人(+43人) |
|-------------------------------|--------------|

【令和5年5月1日現在】()内は前年同時期からの増減

| | 小学校 | 中学校 | 合計 |
|--------|---------------|--------------|----------------|
| 特別支援学級 | 916学級(+18学級) | 384学級(+18学級) | 1,300学級(+36学級) |
| | 4,367人(+186人) | 1,751人(+78人) | 6,118人(+264人) |
| 通級指導教室 | 90教室(+5教室) | 21教室(+3教室) | 111教室(+8教室) |
| | 1,066人(+78人) | 235人(+40人) | 1,301人(+118人) |

(2) 特別支援学校の生徒の進路状況

特別支援学校高等部生徒の卒業後の進路は、一般企業への就職や福祉事業所の利用等さまざまです。生徒の進路希望実現のため、職業観・勤労観を育む教育や、早期からの計画的な職場実習の実施とともに、生徒の可能性を広げ、幅広い選択肢から進路を選択できるよう継続的な職場開拓等を行っています。

【令和6年3月末現在】

| | |
|------------------------------|------|
| 特別支援学校高等部の一般企業就職希望者(54人)の就職率 | 100% |
|------------------------------|------|

令和5年度特別支援学校高等部卒業生進路状況

【令和6年3月末現在】

| | 一般企業 | 福祉関係 ^{*4} | 進学 | その他 ^{*5} | 合計 |
|------|-------|--------------------|------|-------------------|------|
| 内定者数 | 54人 | 192人 | 3人 | 8人 | 257人 |
| 割合 | 21.0% | 74.7% | 1.2% | 3.1% | 100% |

*4 就労継続支援A型事業所(障がい者と雇用契約を結び、就労機会の提供や、就労に必要な訓練を行う障がい福祉サービス事業所)25人を含む。

*5 教育訓練機関、医療機関、家庭

2 令和6年度の取組

(1) 早期からの一貫した支援の推進

- ① 特別な支援を必要とする児童生徒への一貫した支援を行うため、情報引継ぎツールであるパーソナルファイル^(*6)の活用を一層促進します。また、中学校から高等学校への支援情報の引継ぎについて、引き続き市町等教育委員会と連携して目的や意義等を中学校へ周知することにより促進します。
- ② かがやき特別支援学校では、県立子ども心身発達医療センターと連携し、県全体の小学校、中学校、高等学校への発達障がいに関する支援に係る相談・助言等を行います。
- ③ 特別支援学校と小中学校等との交流および共同学習では、ボッチャ等の障がい者スポーツや図工、音楽といった授業への参加など対面による直接的な交流に加えて、作品、手紙等を交換する間接的な交流やオンラインによる交流に取り組みます。また、副次的な籍^(*7)については、一部の市町で取組を進めるとともに、他の地域にも広げられるよう市町等教育委員会との協議を進めます。

*6 パーソナルファイル：本人および保護者が必要な支援情報を記入して作成し、学校や医療、保健、福祉、労働等の関係機関から提供を受けた情報（個別の教育支援計画、個別の指導計画、母子手帳、お薬手帳等）を綴じ込んでいくファイル。支援情報を円滑かつ確実に引継ぐために、保護者が学校・進路先・関係機関等と支援情報を共有する。

*7 副次的な籍：特別支援学校小・中学部に在籍する児童生徒が、居住する地域の市町の小・中学校および義務教育学校に副次的な籍をもち、地域とのつながりを維持・継続するためのもの。

(2) 高等学校での取組

- ① 高等学校に発達障がい支援員（4名）を配置し、巡回相談を効果的に進め、生徒の実態把握や心理検査の実施、生徒・保護者への教育相談等を行います。
また、大学進学後も安心して大学生活を送ることができるよう、令和5年度に大学で受けられる支援についてチラシを作成し、高等学校へ配付しました。引き続きチラシの活用方法についてコーディネーター会議等で周知します。
- ② 伊勢まなび高等学校、みえ夢学園高等学校、北星高等学校においては、発達障がい等特別な支援を必要とする生徒を対象として、コミュニケーションスキルを高め、自己理解を深めて、社会に出て必要とされるスキルを習得するため、通級による指導を行っています。また、令和6年度から紀南高等学校において、通級による指導を始めるとともに、引き続き実施校の拡充に向けて取り組みます。

(3) 教員の専門性の向上

- ① 発達障がい支援に係る専門性の向上と指導者の育成のため、通級による指導担当教員のほか、市町等教育委員会が推薦する小中学校教員、高等学校教員、特別支援学校の地域支援コーディネーター等を対象に、年間を通じて発達障がいのある児童生徒への指導・支援に係る研修を実施します。

- ② 特別支援学校のセンター的機能として、小中学校の特別支援学級の教員等を対象に、障がい種別の指導・支援の方法や教材・教具の活用等に関する研修を実施します。
- ③ かがやき特別支援学校では、県立子ども心身発達医療センターと連携し、小中学校、高等学校の通級による指導担当教員等を対象とした発達障がいに係る研修会を開催します。

(4) 医療的ケア児通学支援

スクールバス乗車中に吸引等の医療的ケアが必要な児童生徒は、車内での安全なケアの実施が困難なことから、登校時は保護者が送迎しています。通学に係る保護者の負担の一部を軽減するため、登校時に看護師等が福祉車両等に同乗し、吸引等の医療的ケアを行う取組（週1回程度）を実施します。

(5) 特別支援学校の生徒の就労支援

- ① 特別支援学校では、自己肯定感を高めることを大切にしながら、一人ひとりの発達段階に応じたキャリア教育を進めるとともに、地域生活への円滑な移行への支援を行います。
- ② キャリア教育サポーター（3名）を特別支援学校に配置し、生徒本人の状況に合った業種・業務と必要な支援の方法を企業に提案する形の職場開拓を行います。
- ③ ステップアップカフェや関係部局、関係機関と引き続き連携し、障がい者の雇用促進を図るとともに、各特別支援学校が企業向け見学会等を開催し、障がい者雇用への理解啓発を図ります。
- ④ テレワーク支援員（1名）を特別支援学校に配置し、生徒の状況や体力等に応じた在宅就労など、ICTを活用した新しい働き方に対応した事業所の開拓や職場実習の実施等の取組を進めます。
- ⑤ 企業や関係機関等と連携し、清掃や看護・介助業務補助に係る技能検定や講習会を実施します。また、農業経営体等の協力による作業学習に取り組みます。

(6) ICTの活用について

各教科や交流および共同学習、職業教育等において、児童生徒がICTを主体的に活用し、障がいの状況に応じた学習活動を進められるよう、GIGAスクールサポーターの活用やICTを効果的に活用した実践事例の共有を進めるとともに、児童生徒がICTを活用する機会を広げます。

また、今後の1人1台端末の更新に向けて、共同調達に必要な共通仕様書等を策定します。

(7) 特別支援学校の整備

① 盲学校および聾学校の整備について

盲学校および聾学校の校舎の老朽化対応と、聾学校の津波浸水にかかる安全対策のため、校舎を津市城山の県立施設跡地へ新築移転することとしており、令和8年9月からの使用開始をめざします。

令和6年度は木材調達や埋蔵文化財調査等を進めるとともに、建築工事を始めます。

② 松阪・南勢地域の特別支援学校について

松阪あゆみ特別支援学校および玉城わかば学園に、知的障がい部門に加えて肢体不自由部門を令和9年4月に設置することをめざし準備を進めてきました。令和5年度に松阪あゆみ特別支援学校の新館棟建築の基本設計を進めたところ、新館棟の建築工事期間中も本館棟を使い続けるために、給水管・排水管迂回、バス回転・駐車場整備、新ひろば整備など、新館棟建築工事着手前に多くの準備工事が必要になりました。

このため、度会特別支援学校に在籍する児童生徒の就学先の変更時期について、松阪あゆみ特別支援学校は令和10年4月、玉城わかば学園は令和9年4月をめざします。

令和6年度は、松阪あゆみ特別支援学校について、校舎増築のための実施設計を行います。

③ 特別支援学校西日野にじ学園について

特別支援学校西日野にじ学園については、児童生徒数の増加が続いていることから、狭隘化への対応として、他の学校施設の活用の可能性について検討を進めます。

13 いじめや暴力のない学びの場づくりについて

「三重県いじめ防止条例」（平成30年4月1日施行）の基本理念をふまえ、社会総がかりでいじめの問題の克服に取り組み、児童生徒が安全・安心に生活できる環境づくりを推進します。また、子どもたちに自他の生命を大切にし、いじめや暴力を許さず相手を思いやる心や、個性を認め尊重する態度、いじめの防止に向けた主体的かつ自主的な行動ができる力を育成します。

I いじめ

1 現状と課題

【本県はいじめの認知件数（校種別）国公立】

（単位：件）

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R4-R3 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 小学校 | 2,353 | 2,401 | 2,684 | 3,026 | 3,958 | 932 |
| 中学校 | 677 | 873 | 823 | 980 | 1,095 | 115 |
| 高等学校 | 224 | 253 | 333 | 332 | 426 | 94 |
| 特別支援学校 | 13 | 17 | 21 | 19 | 39 | 20 |
| 計 | 3,267 | 3,544 | 3,861 | 4,357 | 5,518 | 1,161 |

（児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）

令和4年度はいじめの認知件数は5,518件で、全国的な傾向と同様に増加傾向にあります。いじめから児童生徒を守るためには、いじめがどの児童生徒にもどの学校でも起こりうることを改めて認識するとともに、いじめを積極的に認知したうえで、管理職をはじめ学校いじめ防止委員会で共有し、いじめの解消に向けた組織的な対応を迅速に進めることが重要です。

全ての児童生徒がいじめを許さない気持ちを持ち、いじめの防止に向けて主体的に行動できる力を身につけられるよう、道徳等の授業や児童会・生徒会活動、学級活動などの機会を通じて、一人ひとりの違いを理解し他者との絆を大切にしながら、課題を解決する力を育成する取組を一層推進する必要があります。

2 令和6年度を取組

(1) いじめの未然防止の取組

①いじめ予防につながる授業の実証研究の実施（新規・再掲）

いじめ予防につながる道徳教育の充実を図るため、自他の立場や感じ方、考え方などの違い等が理解できるようになってくる小学3・4年生を対象として、理論に基づくいじめ予防につながる授業の実証研究を行い、研究の成果を県内小中学校に横展開します。

②弁護士によるいじめ予防授業の実施

特別の教科「道徳」で遵法精神について学び始める小学5・6年生を対象に、児童生徒が社会性や規範意識を高められるよう、法律やルールに基づく責任や情報モラル等の観点も加えたいじめ予防授業を実施します。

③いじめ防止のための教材開発（新規）

小学5・6年生の児童が社会性や規範意識を高め、いじめをなくそうとする行動につながられるよう、弁護士によるいじめ予防授業の教材を作成します。また、教材を活用した授業を全ての小学校で行うための教職員研修を実施します。

（2）いじめ防止の周知啓発

①「STOP！いじめ」ポータルサイトの活用

いじめに悩む子どもたちへのメッセージや、子どもたちが「いじめ防止」や「情報モラルの向上」をテーマに作成した動画、いじめ防止応援サポーターや学校の主体的な取組事例、いじめ相談窓口など、いじめ防止についての情報を集約するポータルサイトを活用し、県民にいじめ防止を啓発します。

②いじめ防止強化月間での取組

4月と11月のいじめ防止強化月間で、ピンクシャツ運動を実施するとともに、ホームルーム活動等で、児童生徒同士がいじめの問題をテーマに話し合い、いじめをなくすために自分にできることは何か考え行動するなど、児童生徒の内面に働きかける取組を推進します。また、児童生徒が県内主要駅やショッピングモールでの啓発イベント等に参加するなど、児童生徒が主体となった取組を推進します。

③いじめ防止に係る動画作成およびコンテスト

小中学校および高等学校、特別支援学校に対して、「いじめ防止」および「情報モラルの向上」をテーマにした動画を作成する学校を20校程度募集します。応募した学校の参加児童生徒は、「いじめ防止」および「情報モラルの向上」に係る研修会で意見交流を行うとともに、動画作成の趣旨とポイントを理解したうえで、メッセージ動画を作成します。児童生徒が作成した動画は「STOP！いじめ」ポータルサイト上でコンテストを実施し、県民投票による優秀作品の選定を行い、広く県民にいじめ防止を啓発します。

（3）支援体制の拡充

①スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）等の配置拡充

いじめを受けた児童生徒や不登校児童生徒、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアに対応するため、SCの各学校への配置時間を68,644時間に拡充（前年度比5,215時間増）するとともに、教育支援センターにも引き続き配置します。SSWの配置時間も25,119時間に拡充（前年度比495時間増）し、各学校および教育支援センターからの要請に応じた派遣、福祉や医療機関等の関係機関と連携した支援を行います。また、SCやSSW等の専門家とも連携して、児童生徒の日常的な相談に対応する教育相談員を中学校と高校に引き続き配置します。

②いじめ問題対応サポーター（新規）、いじめ対策アドバイザーの活用

保護者や学校からの相談に応じるいじめ問題対応サポーターを生徒指導課に1名配置するとともに、学校の対応に係る検証や効果的な対応策などの助言を行う弁護士や臨床心理士等をいじめ対策アドバイザーとして県立学校に派遣し、きめ細かな支援を行います。

③いじめ対応情報管理システムの運用（令和6年4月から運用）

これまで、学校が認知したいじめについては、所管の市町等教育委員会および県教育委員会へ翌月に報告を行っていたことから、報告時にはいじめを起因とする欠席日数が多くなっているなど、状況が深刻化している場合があります。

このような課題を解決するため、今後は、いじめ対応情報管理システムを用いて、学校が認知したいじめの情報を随時入力し、学校と市町等教育委員会および県教育委員会が状況を共有することで、いじめの問題に迅速に対応します。また、県教育委員会では、いじめの状況をふまえ、SCやSSW等による学校への支援を行います。

なお、文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」にあわせて作成する「いじめ 三重県別記様式集計」については、本システムを活用して作成可能となるため、学校の報告書作成作業が軽減されます。

④ネットパトロール

児童生徒に関わる誹謗中傷・人権侵害・個人情報の流布など、インターネット上の問題ある書き込み等を早期に発見し、早期対応・解決につなげていくため、専門業者によるネットパトロールを実施します。

（4）いじめ問題担当教員研修

いじめ問題を直接担当する教員を対象に、いじめのとらえ方や認知した時の初期対応、児童生徒や保護者対応の留意点を学び、ケースワークで話し合う実践的な研修を県内7会場で実施し、いじめへの対応力を高めます。

II 暴力行為

1 現状と課題

【本県の暴力行為の発生件数（校種別）国公立】

（単位：件）

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R4-R3 |
|------|-------|-------|-----|-------|-------|-------|
| 小学校 | 792 | 563 | 567 | 592 | 724 | 132 |
| 中学校 | 352 | 411 | 316 | 379 | 499 | 120 |
| 高等学校 | 132 | 128 | 56 | 59 | 89 | 30 |
| 計 | 1,276 | 1,102 | 939 | 1,030 | 1,312 | 282 |

（児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）

暴力行為の発生件数は、小・中・高等学校ともに増加しています。暴力行為の背景には、ストレスや悩みなど心の問題や、複雑な課題を抱える家庭がある場合があります。また、暴力行為の多くは自分の気持ちをうまく伝えられないことにより感情的になって行為に及んでいます。これらのことから、一人ひとりに丁寧に関わり、気持ちや思いを受け止めながら支援や指導を行っていくことが必要です。

また、子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、「生命（いのち）の安全教育」を推進する必要があります。

2 令和6年度の取組

生徒指導や非行防止について専門的な知識や経験を有する生徒指導特別指導員を学校に派遣し、児童生徒の問題行動の防止や立ち直りの支援を行います。必要に応じてSCやSSWを派遣し、チームとしての支援を進めるとともに、福祉等の関係機関と連携して対応します。

児童生徒が暴力行為をしないよう、感情をコントロールし、他人に配慮しながらも自分の思いを伝えるなどのコミュニケーション力向上に係る教職員対象の研修を行い、各学校での取組につなげます。

また、「生命（いのち）の安全教育」についても、生徒指導の担当教員が集まる会議等で、性暴力対策に関する国の方針や目的などを説明し、文部科学省の作成する教材や、警察・公認心理師会等の専門家による授業を紹介することで、各学校の取組を推進します。

1 4 不登校の状況にある児童生徒への支援について

1 現状と課題

令和4年度における小中学校の不登校児童生徒は3,958人で前年度から718人増加しています。高等学校（全日制・定時制）の不登校生徒は1,193人で、前年度から335人増加しています。

不登校児童生徒のうち、教員（養護教諭以外）を除いてどの相談機関等にもつながっていない児童生徒が約4割いることから、学校や教育支援センターと情報共有しながら訪問型支援を一層進めるとともに、それぞれの状況に応じて医療や福祉など関係機関と連携した支援を行っていく必要があります。

また、誰一人取り残されない学びの保障に向けて、学校内外における多様な学びの場を充実させる必要があります。

【不登校児童生徒数（校種別）国公立】

（単位：人）

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R4-R3 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 小学校 | 675 | 702 | 832 | 1,066 | 1,368 | 302 |
| 中学校 | 1,670 | 1,687 | 1,688 | 2,174 | 2,590 | 416 |
| 小・中 合計 | 2,345 | 2,389 | 2,520 | 3,240 | 3,958 | 718 |
| 高等学校（全・定） | 771 | 904 | 873 | 858 | 1,193 | 335 |
| 小・中・高 合計 | 3,116 | 3,293 | 3,393 | 4,098 | 5,151 | 1,053 |

（児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）

2 令和6年度取組

（1）校内教育支援センターの設置促進（新規）

自分のクラスに入りづらさを感じる児童生徒が、校内で安心して学ぶことができる場として、校内教育支援センターの設置が望まれていることから、新たに設置する中学校の環境整備や指導員の配置支援を行い、その成果を広く周知することで設置促進につなげます。

（2）フリースクール等で学ぶ子どもたちへの支援（一部新規）

フリースクール等民間施設が行う不登校児童生徒の社会的自立に向けた体験学習等への支援を引き続き行います。また、要請に応じて臨床心理士・精神保健福祉士等の専門家を派遣します。

また、令和6年度新たに、フリースクール等民間施設に通所している義務教育段階の児童生徒および高校生年代の子どもがいる経済的な事情のある世帯に対して利用料の一部を補助します。

さらに、フリースクール等民間施設関係者や利用者への調査結果をもとに、支援のあり方について関係部局とともに検討します。

【フリースクール等で学ぶ子どもたちへの経済的な支援について】

1. 対象世帯

県内公立小中学校若しくは県立学校（通信制は除く。）に在籍する児童生徒、または県立学校を中退して在籍がない、若しくは県内公立中学校を卒業後進路が決定していない高校生年代の者で、対象となるフリースクール（以下「対象フリースクール」という。）を利用（学習塾としての利用は除く。）しようとする者がいる世帯のうち、次の各号のいずれかに該当する世帯。

- (1) 生活保護を受けている世帯
- (2) 就学援助を受けている世帯
- (3) 保護者全員の道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が非課税である世帯
- (4) 児童扶養手当を受給している世帯

2. 補助対象経費および補助金額

(1) 対象経費

対象フリースクールに支払う月ごとの利用料
（入学金、施設整備費、体験活動費の類を除く）

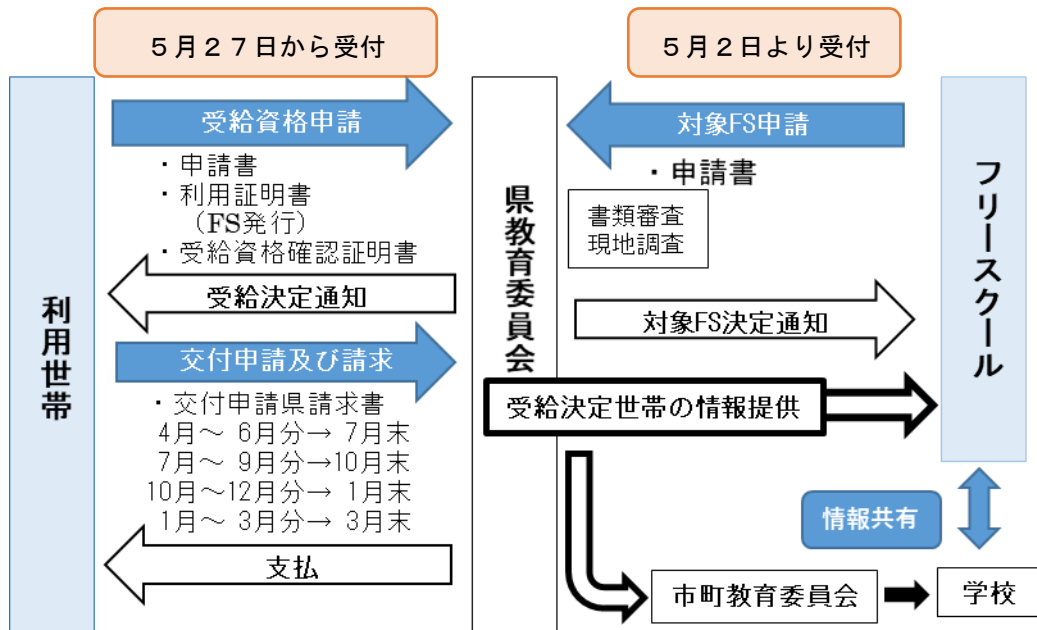
(2) 対象金額

ひと月の利用料の2分の1の額、1児童生徒等につき15,000円を上限

3. 対象フリースクールの要件

- (1) 不登校児童生徒等の将来の社会的自立をめざして、学習支援および教育相談等に関する取組の提供を主たる目的としていること。
- (2) 事業実施の前年度に指導要録上、出席と認められている県内の利用者がいること。
- (3) 利用者が在籍する学校で授業をしている時間帯に不登校児童生徒等の受入れができること。
- (4) 利用者が安全安心に活動できるよう、複数の者が指導支援（学習支援や相談業務）に携わることができること。
- (5) 利用料を明確にし、Webページ等で広く情報提供がされていること。
- (6) 利用者が在籍する学校の校長からの要請により、活動状況の情報を提供するなど、学校と連携できること。
- (7) その他、教育長の要請に応じて、活動状況の情報を提供したり現地調査に応じたりすること。

4. 制度のイメージ（フリースクール：FSと表記）



※県立学校の場合は、県教委から学校へ情報提供

(3) 相談体制の充実

心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の学校や教育支援センターへの配置・派遣時間を拡充し、不安や悩みを抱える児童生徒一人ひとりに応じて、福祉や医療機関等とも連携した支援を推進します。また、引き続き教育相談員を配置し、気になる生徒に声を掛けるなど、生徒が抱える悩みや不安を早期に発見するとともに、専門的な支援が必要な場合はSCやSSWに引き継ぎます。

(4) 県立教育支援センターの運営

高校段階で不登校等の状況にある子どもたちの社会的自立に向けた支援を行う県立教育支援センターが2年目を迎えます。

令和5年度は、49名の登録があり、通所での支援に加え、保護者相談に取り組むとともに、必要に応じて所属校や関係機関とのケース会議に参加するなどの支援に取り組みました。

令和6年度も、次の一步を踏み出す力を蓄えることのできる居場所として、学習支援や体験活動、カウンセリング等に取り組みます。また、一人ひとりの状況に応じて心理や福祉の専門家による訪問型支援を行います。

(5) 市町が設置する教育支援センターの機能強化

県内全ての教育支援センターにSCやSSWを配置するとともに、通所している児童生徒および保護者への支援のみならず、通所していない不登校児童生徒に対する訪問型支援や、地域の福祉や医療機関とのネットワークを活用した不登校支援を進めるため、SCとSSWを8地域9教育支援センターに重点配置します。

また、不登校支援アドバイザーを委嘱し、教育支援センターが行う訪問型支援等についての助言や教育支援センターからの要請に応じた訪問型支援を行います。

<重点配置>

桑名市、鈴鹿市、津市ほほえみ教室、津市ふれあい教室、松阪市、伊勢市
伊賀市、名張市、熊野市

(6) 保護者への支援

令和5年度は、不登校児童生徒の保護者が必要な情報を得て、適切な支援につながる機会として「不登校の子ども保護者相談会」を県内9会場で実施し、158人の参加がありました。令和6年度も引き続き、県内9会場で実施します。

【開催日および会場】

| | |
|---------------------|---------------------|
| 令和6年 6月 2日（日）四日市庁舎 | 令和6年 6月 30日（日）伊賀庁舎 |
| 令和6年 7月 20日（土）松阪庁舎 | 令和6年 9月 1日（日）鈴鹿庁舎 |
| 令和6年 9月 21日（土）尾鷲庁舎 | 令和6年 10月 19日（土）アスト津 |
| 令和6年 11月 10日（日）桑名庁舎 | 令和6年 12月 7日（土）伊勢庁舎 |
| 令和7年 2月 1日（土）津庁舎 | |

(7) オンラインの居場所づくり

令和4年7月から、不登校の状況にある中高生等が他者や社会とつながるきっかけを得たり、自身の興味・関心の幅を広げたり、強みに気付いたりできるようになることを目的として、オンラインを活用した交流や施設見学などの機会づくりに取り組んできました。

今年度も、中高生の興味関心を惹くテーマを設定し、連続した企画を設けるなどオンラインでの多様な活動や同年代との交流の場づくりを進めます。

<令和5年度実績>

- ・メタバース（仮想空間）活用 16回 参加人数 のべ 368名
（テーマ別トーク、クイズ大会、「三重まつり協力隊」イベント参加等）
- ・Zoom 活用 56回 参加人数 のべ 30名
（イラスト教室、MieMu バックヤードツアー、オンライン修学旅行等）

(8) 不登校の効果的な支援策を検討するための検討会の開催

令和5年度は、有識者や学校関係者、市町教育支援センターや民間団体の関係者、臨床心理士、福祉の関係者等による「不登校児童生徒支援推進検討会」を3回開催し、不登校児童生徒やその保護者に寄り添った支援のための方法や福祉機関との連携について意見をいただきました。

検討会での意見を取りまとめ、一人ひとりの社会的自立に向けて自己肯定感が育まれる取組や不登校児童生徒およびその保護者の気持ちに寄り添った支援、SCやSSW等の専門人材との連携の推進について、市町教育委員会および県立学校に依頼しました。

今年度は、医療機関との連携について取り組む予定です。

(9) レジリエンス教育の推進

令和3年度から、学校生活や友人関係などで、つまずきや失敗、思うようにいかない状況をしなやかに受け止めて適応し、回復する力（レジリエンス）を育む取組を実践しています。レジリエンスを育成することは、児童生徒の自己肯定感や自己効力感、学習意欲、精神的健康を向上させることにつながります。

今年度も、実践校（約20校）担当者を対象に、研修会や実践交流会を開催し、各校での実践につなげます。

また、発達段階に応じて継続的にレジリエンス教育に取り組むことができるよう、新たなプログラムの作成に取り組みます。

(10) スクリーニングの活用による早期からの支援

教員がSSWとともにスクリーニングを活用し、潜在的に支援が必要な児童生徒を早期に把握する取組を、令和4年度（伊賀市）から始めています。

令和5年度の伊賀市と四日市市での実施から、今年度は伊賀市、四日市に加え、鳥羽市と県立高校1校に拡充して実施し、地域資源や外部機関と連携した取組を進めます。

15 子どもたちの安全・安心の確保について

学校・地域・関係機関が連携して通学路等における子どもたちの安全確保に取り組む体制を構築するとともに、子どもたちが危険予測、危険回避の能力を身につけるよう安全教育を推進します。

1 現状と課題

令和5年度に不審者として報告のあった件数は、小学校136件、中学校101件、高等学校122件、特別支援学校7件で、全体では366件となっており、令和4年度と比較すると73件減少しています。

【不審者情報（校種別） 公立】 (単位：件)

| 校種 | R3 | | | | R4 | | | | R5 | | | |
|-----|-----|-----|------|--------|-----|-----|------|--------|-----|-----|------|--------|
| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支援学校 |
| 計 | 151 | 113 | 149 | 1 | 176 | 117 | 138 | 8 | 136 | 101 | 122 | 7 |
| 年度計 | 414 | | | | 439 | | | | 366 | | | |

(三重県教育委員会調べ)

令和5年度における園児および児童生徒（国公立）の交通事故による死傷者発生件数は348件で、令和4年度より54件増加しています。交通事故のうち、自転車運転中の事故が157件で全体の45.1%を占めています。

【児童生徒の交通事故による死傷者数の状態別発生状況 国公立】 (単位：件)

| 年 | 運転中 | | | | 同乗中 | | | | 歩行中 | その他 | 計 |
|----|------|------|------|--------|--------|------|------|------|-------|------|--------|
| | 自動車 | 自二 | 原付 | 自転車 | 自動車 | 自二 | 原付 | 自転車 | | | |
| R1 | 1(0) | 4(1) | 3(0) | 147(1) | 139(0) | 3(0) | 0(0) | (0) | 37(1) | 3(0) | 337(3) |
| R2 | 1(0) | 3(0) | 7(1) | 99(0) | 107(0) | 0(0) | 0(0) | 1(0) | 30(0) | 0(0) | 248(1) |
| R3 | 1(0) | 1(0) | 5(0) | 102(0) | 91(0) | 1(0) | 3(0) | 1(0) | 29(0) | 0(0) | 234(0) |
| R4 | 0(0) | 3(0) | 4(0) | 142(2) | 116(0) | 0(0) | 1(0) | 0(0) | 28(0) | 0(0) | 294(2) |
| R5 | 0(0) | 5(1) | 3(0) | 157(1) | 139(4) | 0(0) | 1(0) | 0(0) | 43(0) | 0(0) | 348(6) |

(三重県警察資料に基づき作成（カッコ内の数字は死者で内数）)

各市町の通学路交通安全プログラムに基づく合同点検の結果をふまえ、対策必要箇所の安全対策について、関係部局と取り組むとともに、安全教育の推進や見守り活動の強化等を通じて、地域社会全体で子どもたちを守る体制づくりを進める必要があります。

また、自転車乗車中の死亡事故のうち、半数以上が頭部に致命傷を負っている中、令和5年度に実施した県立高校の生徒の通学時におけるヘルメット着用率が4.6%と低いことから、着用率を上げる取組が必要です。

2 令和6年度の取組

(1) 通学路の安全対策

令和4年度実施の通学路における合同点検で把握した対策必要箇所のうち、学校および市町教育委員会が担当する361箇所については、令和5年度末までに全ての箇所で対策を実施しました。令和5年度に新たに把握した、対策必要箇所は721箇所、学校および市町教育委員会が担当する箇所は271箇所となっており、その271箇所のうち247箇所(91.1%)で対策を実施しました。

対策必要箇所の対策状況については、県土整備部や県警察本部と連携して引き続き確認するとともに、対策が進まない箇所については、当該市町への個別の聞き取りを行い、対策に向けて助言するなど、児童生徒の安全確保に努めます。

(2) 地域社会全体での見守り

通学路等における子どもの安全確保のため、県警察本部と連携してスクールガード(学校安全ボランティア)のスキルアップを図る講習会を実施します。また、スクールガード・リーダーを育成する講習会を実施し、スクールガード・リーダーを核とした地域の見守り体制の整備を進めます。

(3) 安全対策の推進

学校安全アドバイザーを委嘱し、木本高校を拠点校に、通学路の安全点検や安全マップの作成を通して地域の小中学校と連携した安全教育や安全対策を推進します。また、その成果を広く県内に普及します。

(4) 教員対象の講習会の実施

児童生徒の危険予測・危険回避能力を育成するため、教員を対象とした校種別の防犯教室講習会および交通安全教室講習会を開催し、指導力向上の取組を進めます。

(5) 自転車乗車中のヘルメット着用率を上げるための取組

本年度の着用率調査の結果をふまえ、県立学校の管理職や教員対象の会議等でヘルメット着用の重要性を伝えるとともに、他県の取組状況を情報収集しながら、関係機関と連携して各学校の取組を推進します。また、「高校生による交通安全を考える研修会」(仮称)を開催し、ヘルメットの着用率を上げるためのアイデアを話し合うなど生徒主体の取組を推進します。

16 人権教育について

本県では、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」のもと、人権に関する問題への取組を推進し、「不当な差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会の実現」を図っています。県教育委員会では、三重県人権教育基本方針に以下の主な個別的人権問題を教育として解決に向けて取り組むべき問題として位置づけ、子どもたちがそれらの問題を自分の課題としてとらえ、人権を守るための実践行動ができる力を身につけられるよう、基本方針に基づき「人権感覚あふれる学校づくり」、「人権尊重の地域づくり」、「教職員の育成・支援」の取組を進めています。

主な人権問題とは、部落問題、障がい者、外国人、子ども、女性の人権に係る問題のほか、高齢者、患者（HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者等）、犯罪被害者、アイヌの人々、刑を終えた人・保護観察中の人等の人権に係る問題、性的指向・性自認、貧困等、ひきこもりに係る人権課題、インターネットによる人権侵害、災害と人権、北朝鮮当局による拉致問題等 などです。

1 三重県人権教育基本方針に基づく取組

(1) 教職員の育成・支援

教職員が、確かな人権感覚と指導力をもって人権教育に取り組めるよう、教職員の指導を行う管理職や各校の人権教育推進担当者等、人権教育を進める要となる教職員を対象に研修を行い校内全体への取組の広がりをつくとともに、教職員が必要とする情報の提供や相談支援等を行っています。

(2) 人権感覚あふれる学校づくり

- ① 教科等指導、生徒指導、学校経営などの教育活動全体を通じて一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校づくりに取り組み、子どもが安心して学ぶことのできる環境づくりを進めています。
- ② 人権尊重の意識や実践行動ができる力を育むため、人権学習の内容の充実に努めています。

(KPI 指標)

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|
| 人権学習によって人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもの割合 | 86.9% (現状値) | 89.5% (目標値) | 92.1% (目標値) | 94.7% (目標値) | 97.3% (目標値) | 100.0% (目標値) |
| | | 93.1% (実績) | 94.1% (実績) | | | |

※ 県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において、「差別をなくすために何かできることをしたい」と思うかどうかを問う質問に「思った」「どちらかといえば思った」と回答した生徒の割合

(3) 人権尊重の地域づくり

地域に人権尊重の意識を広めるため、学校が行う人権教育に係るさまざまな取組や課題について、家庭・地域（自治会・NPO等）と情報共有や協議を行い、教育的に不利な環境のもとにある子ども等の支援や、保護者・地域住民とともに子どもの主体者意識を育む人権活動等に取り組んでいます。

2 課題

(1) 教職員の育成・支援に係る課題

教職員が土地購入の際にその土地が被差別部落であることを理由に契約の解除を申し出るという部落差別行為を行い、その行為に対して「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」に基づく説示が出されました。また、教職員間で子どもの人権に関わる不適切な言動が明らかになるなど、教職員の人権意識に関わる深刻な問題が発生しています。

令和3年度に実施した「人権問題に関する教職員意識調査」で、「個人がもっと努力すべき」「社会的弱者は特別扱いされている」という考え方を肯定する割合が一定数存在することが分かっています。こうした考え方は「誰一人取り残さない」教育の実現を阻むものであるため、教育的に不利な環境のもとにある子どもを中心に据えた取組の重要性について、研修会等を通じてさらに発信していく必要があります。

(2) 人権感覚あふれる学校づくりに係る課題

学校において、人権侵害（差別事象）が発生し、その背景に地域の差別意識や学習の不十分さ等の要因があることが分かっています。近年、個別的な人権問題に関する法律や条例の施行がなされており、令和4年には人権教育の推進を規定した「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」が制定されるなど、人権問題を解決するため人権教育の果たすべき役割の重要性が増しています。

(3) 人権尊重の地域づくりに係る課題

地域の人々の関係性の希薄化・地域コミュニティの弱体化が課題となっている中で、家庭の経済状況や社会的事情等によって子どもの将来が左右されないよう、教育的に不利な環境のもとにある子どもの自己実現を可能にするための取組が求められています。さらに、学校や地域において、一人ひとりの子どもに適した支援等が必要となっています。

本県では、学校・家庭・地域が連携して教育的に不利な環境のもとにある子どもの自己実現を支える「子ども支援ネットワーク」が全ての中学校区で整備されています。令和6年度以降、これまでの成果を参考に、各学校における子どもたちの主体性を育む社会的活動を促進し、子どもたちの人権尊重の意識や主体性を育む必要があります。

3 今後の対応

(1) 教職員の育成・支援

教職員に対して差別解消条例に基づく説示が出されたことを受け、次の取組を行います。

- (ア) 部落問題に関する認識を深めるためのオンデマンド研修を全教職員対象に実施
- (イ) 教職員が部落問題に関する法や条例の趣旨、内容を確認し、部落問題についての認識を深めるための研修リーフレットを作成し、全教職員に配付
- (ウ) 部落問題についての認識を深めるための校内研修を全公立学校で実施

また、教職員の人権感覚や指導力等の資質向上に向け、さまざまなニーズに即して次のような育成・支援を行います。

- (エ) 管理職や人権教育推進委員会等代表者を対象とした研修会を実施
- (オ) 学校が開催する研修会等を指導主事等が支援

- (カ) 人権教育の取組の推進につながる情報提供と人権教育相談を実施
- (キ) 改定した三重県人権教育基本方針に基づく取組を進める際の指針となる「人権教育ガイドライン」の作成

(2) 人権感覚あふれる学校づくり

人権問題への理解を深める学習活動の充実と子どもが安心して学べる環境づくりを進めます。

- (ア) 人権学習指導資料等の活用促進を通して、個別的な人権問題を解決するための教育を推進
- (イ) 教育活動全体を通じた人権教育が進められるよう、人権教育サポートガイドブックや人権教育サポートガイドブックⅡの活用を促進
- (ウ) 人権が尊重される授業づくりについての実践研究を推進
- (エ) 人権教育カリキュラムの活用・改善により、学校における人権教育を総合的・系統的に推進

(3) 人権尊重の地域づくり

学校における人権教育の取組を通じて保護者や地域住民の人権意識を高め、子どもの成長を支える地域連携の仕組みづくりを進めます。

- (ア) 学校が進める人権教育について家庭・地域がともに協議や共通理解を行う人権教育推進協議会や子ども支援ネットワークの活動を活性化
- (イ) 家庭・地域に人権尊重の意識を広める活動を推進し、子どもたちが各地域で取り組んだ教育活動の成果を発表し、自分たちにできることを話し合う「『人権が尊重される三重』をつくるこどもサミット事業」を実施

17 体力向上と運動部活動について

1 子どもの体力向上

(1) 現状

子どもの体力向上に資するよう、スポーツ庁は、平成20年度から小学校5年生と中学校2年生の全員を対象に「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（以下「全国体力調査」という。）を実施しています。令和5年度全国体力調査の現状については、以下のとおりです。

① 実技について

体力合計点については、全国平均値と比べ、中学校男子は上回り、小学校男女および中学校女子はやや下回りました。

| 体力合計点 | 小学校第5学年 | | 中学校第2学年 | |
|-------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| | 男子 | 女子 | 男子 | 女子 |
| 三重県 | 52.53点 (R1比:↘ R4比:↗) | 54.17点 (R1比:↘ R4比:↘) | 41.51点 (R1比:↘ R4比:↘) | 47.16点 (R1比:↘ R4比:↘) |
| 全国 | 52.59点 (R1比:↘ R4比:↗) | 54.28点 (R1比:↘ R4比:↘) | 41.32点 (R1比:↘ R4比:↗) | 47.22点 (R1比:↘ R4比:↘) |

種目別の比較では、持久走や20mシャトルランの記録低下が大きく、コロナ禍の影響から心肺機能を高めるような運動を十分にできなかったことが考えられます。

② 運動意識、運動習慣、生活習慣について

運動意識では、「体育・保健体育の授業は楽しい」「自主的に運動やスポーツをする時間を持ちたい」と回答した児童生徒の割合が、小中学校男女ともに全国平均を上回りました。

| R5比較 | | 小学校男子 | | 小学校女子 | | 中学校男子 | | 中学校女子 | |
|------|------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 三重県 | 全国 | 三重県 | 全国 | 三重県 | 全国 | 三重県 | 全国 |
| 運動意識 | 体育・保健体育の授業が楽しい。 | 77.5% | 74.7% | 60.5% | 59.0% | 61.0% | 53.6% | 42.4% | 38.6% |
| | 自主的に運動やスポーツをする時間を持ちたい。 | 66.6% | 66.0% | 54.4% | 54.0% | 60.8% | 59.8% | 42.5% | 41.9% |

運動習慣では、「体育授業を除く1週間の総運動時間420分以上」の児童生徒の割合が、令和4年度と比較すると小学校男子以外は低下傾向にあり、小中学校男女ともコロナ禍以前（令和元年度）の水準に戻っていません。

体育授業を除く1週間の総運動時間420分以上の児童生徒の割合

| | 小学校第5学年 | | 中学校第2学年 | |
|-----|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| | 男子 | 女子 | 男子 | 女子 |
| 三重県 | 50.1% (R1比:↘ R4比:↗) | 25.4% (R1比:↘ R4比:↘) | 81.4% (R1比:↘ R4比:↘) | 63.9% (R1比:↘ R4比:↘) |
| 全国 | 50.1% (R1比:↘ R4比:↗) | 27.4% (R1比:↘ R4比:↘) | 77.7% (R1比:↘ R4比:↗) | 57.2% (R1比:↘ R4比:↘) |

生活習慣では、全国と同様に「スクリーンタイムが4時間以上」の児童生徒の割合が増加し、「朝食を毎日食べる」児童生徒の割合が減少しています。

スクリーンタイムが4時間以上の児童生徒の割合

| | 小学校第5学年 | | 中学校第2学年 | |
|-----|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| | 男子 | 女子 | 男子 | 女子 |
| 三重県 | 29.1% (R1 比:↑ R4 比:↑) | 24.1% (R1 比:↑ R4 比:↑) | 32.7% (R1 比:↑ R4 比:↓) | 30.9% (R1 比:↑ R4 比:↑) |
| 全国 | 28.2% (R1 比:↑ R4 比:↑) | 23.8% (R1 比:↑ R4 比:↑) | 29.7% (R1 比:↑ R4 比:↑) | 28.4% (R1 比:↑ R4 比:↑) |

※スクリーンタイム:平日1日当たりのテレビ、スマートフォン、ゲーム機等による映像の視聴時間

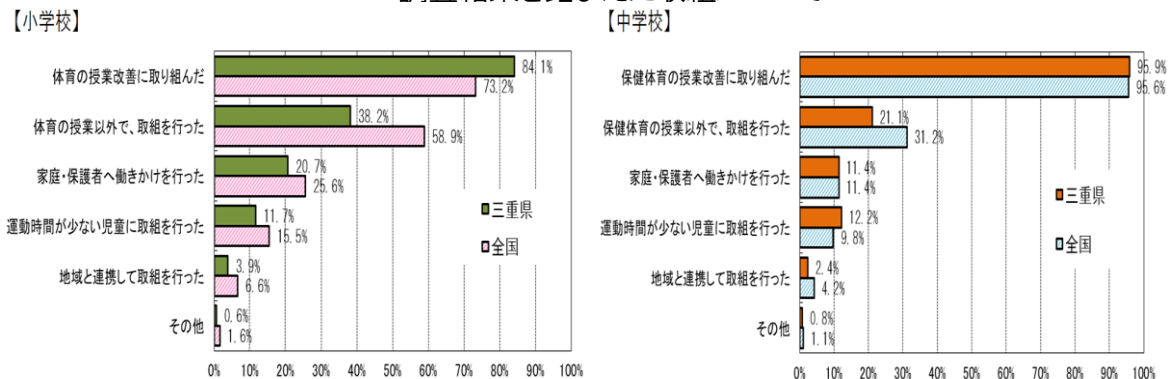
朝食を毎日食べる児童生徒の割合

| | 小学校第5学年 | | 中学校第2学年 | |
|-----|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| | 男子 | 女子 | 男子 | 女子 |
| 三重県 | 79.2% (R1 比:↓ R4 比:↓) | 77.1% (R1 比:↓ R4 比:↓) | 78.9% (R1 比:↓ R4 比:↓) | 71.4% (R1 比:↓ R4 比:↓) |
| 全国 | 80.8% (R1 比:↓ R4 比:↓) | 79.4% (R1 比:↓ R4 比:↓) | 79.9% (R1 比:↓ R4 比:↓) | 72.7% (R1 比:↓ R4 比:↓) |

③ 子どもの体力向上に係る学校の取組等について

「令和4年度の全国体力調査結果を踏まえた取組をしていますか」という設問に対して、「している」「予定している」と回答した学校のうち、体育・保健体育の授業で改善に取り組んだ割合は、小中学校とも全国割合を上回っています。しかしながら、体育・保健体育の授業以外で取組を行った割合は、小中学校とも全国割合を下回っています。

調査結果を踏まえた取組について



(2) 課題

運動意識の高い児童生徒は、体力合計点が高く、「体育授業を除く1週間の総運動時間」も多い傾向が見られることから、「運動する意欲・意識」を高め、「運動機会」を確保し、「運動習慣」の定着を図ることが重要です。授業改善により、運動意識を高く保ちつつ、「1学校1運動」などの授業以外の取組を充実させることで運動機会を増やし、運動に親しむ習慣をつくる必要があります。

また、朝食を毎日食べる児童生徒は、そうでない児童生徒よりも体力合計点が高く、スクリーンタイムが4時間以上の児童生徒は、1分～4時間未満の児童生徒よりも体力合計点の低いことから、子どもたちの「生活習慣」を見直し、運動時間とスクリーンタイムのバランスに留意しながら、体力向上につなげる必要があります。

(3) 今後の取組

子どもたちの健康の保持増進と体力・運動能力の向上を図るため、市町教育委員会と連携し、以下の取組を行います。

① 指導主事による計画的な学校訪問、指導・助言

小学校体育指導充実非常勤講師配置校を中心に学校訪問の回数を増やします。体力向上に係る各学校の現状や課題を把握するとともに、他校の効果的な取組について情報共有するとともに必要に応じて指導・助言を行います。

② 教員研修の充実

就学前および小・中・高等学校元気アップ研修会を実施し、児童生徒が体育を楽しんでいると感じ、結果として体力向上を図ることができる授業実施に向けた教員の指導力向上に取り組めます。

③ 「体力向上のPDCAサイクル」の確立

「体力向上のPDCAサイクル」の確立を推進するため、元気アップブロック別協議会（小、中、高校）を実施し、全国体力調査の結果や1学校1運動の好事例を共有することで、「みえ子どもの元気アップシート」のさらなる有効活用を図ります。

④ 「生活習慣チェックシート」の活用

良好な生活習慣の定着に向けて、「生活習慣チェックシート」の活用を推進します。

⑤ トップアスリートの学校派遣

国事業「トップアスリート派遣」を活用し、トップアスリートによる体育・保健体育授業を実施することで、運動やスポーツをすることが好きになり、自主的に運動する時間を持ちたいと思う児童生徒を増やします。

2 運動部活動（中学校における休日の部活動の地域移行）について

少子化の進行や指導者不足等の理由から、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、生徒にとって望ましい部活動を持続可能なものとするためには、休日における中学校の部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めていく必要があります。

(1) 現状

令和4年12月に国の方針として「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定されたことを受け、県では、令和5年12月に、市町において中学校における休日の部活動の地域移行に係る取組の参考となるよう、「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」を策定しました。

また、県の協議会（部活動のあり方検討委員会）や市町との意見交換会、コーディネーターの活用などにおいて、情報共有や課題の検討を行っています。

(2) 課題

地域移行については、「運営団体・実施主体（受け皿）の確保」、「指導者の確保」、「費用負担」の課題に加え、「平日と休日の活動の連携と引継ぎ」、「地域移行に関する生徒や保護者の理解」、「けがなど緊急時に円滑に対応できる体制」など運営上の課題もあります。現在、多くの市町において協議会が設置されており、各協議会において、地域のニーズをふまえ「運営団体・実施主体の確保」、「指導者の確保」、「費用負担」などの課題について検討をすすめていく必要があります。

(3) 今後の取組

市町によっては合意形成や条件整備等に時間を要するため、市町の実情等に応じた取組を支援します。

① 部活動の地域移行に向けた国実証事業

国が実施している子どもたちが地域でスポーツに継続して親しめる環境整備を進める際の課題解決に取り組むための実証を県においては、令和6年度は7市町（令和5年度3市町）で行い、その成果を他市町と共有し、効果的に活用できるよう取組を推進します。

(取組例) コーディネーターに関する取組
運営団体・実施主体の体制整備や質の確保に関する取組
困窮世帯への支援に関する取組 など

② 地域移行体制構築に対する支援（部活動地域移行スタートアップ事業）

地域移行を見据え、市町が地域の実情や社会資源に合わせて工夫を凝らした拠点型の合同部活動などの地域連携や、国実証事業の対象外となるものの地域移行に向かう取組に対して補助することで、体制構築に対する支援を行います。

③ 運営団体・実施主体の確保

運営団体・実施主体には、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、市町体育・スポーツ協会等があり、スポーツ推進局と連携しながら、引き続き関係団体等に対して協力を依頼します。

また、直ちに地域移行が困難な場合においては、必要に応じて拠点型の合同部活動を実施することや、部活動指導員や外部指導者を活用することで円滑な地域移行に向けた取組が実施できるよう市町に対して支援、助言します。

④ 指導者の確保

(公財) 日本スポーツ協会公認指導者資格を取得するための研修を実施します。

さらに、部活動の地域連携・地域移行に協力できる指導者人材を集約し、市町と共有する地域人材バンクを構築します。人材バンクの構築にあたっては、部活動の地域連携・地域移行の特設HPを開設し、登録フォームをHPとリンクさせるとともに、広域的な人材確保につながるよう、県競技団体および市町担当課を通じて市町競技団体や総合型地域スポーツクラブ等に周知し、指導者の拡充を図ります。

⑤ 部活動のあり方検討委員会の実施

有識者や関係団体の代表者による会議を設置し、三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針に基づき、中学校における休日の部活動の地域連携・地域移行について協議します。

⑥ 市町へのサポート

各市町のガイドライン・方針および教職員の兼職兼業に係る要綱等の策定についてサポートします。また、市町教育委員会担当者との意見交換会、県のコーディネーターの市町訪問等を通して、市町の取組が円滑に進むようそれぞれの市町が抱えている課題に対し、具体的な解決策や必要な支援策について検討し、指導・助言を行います。

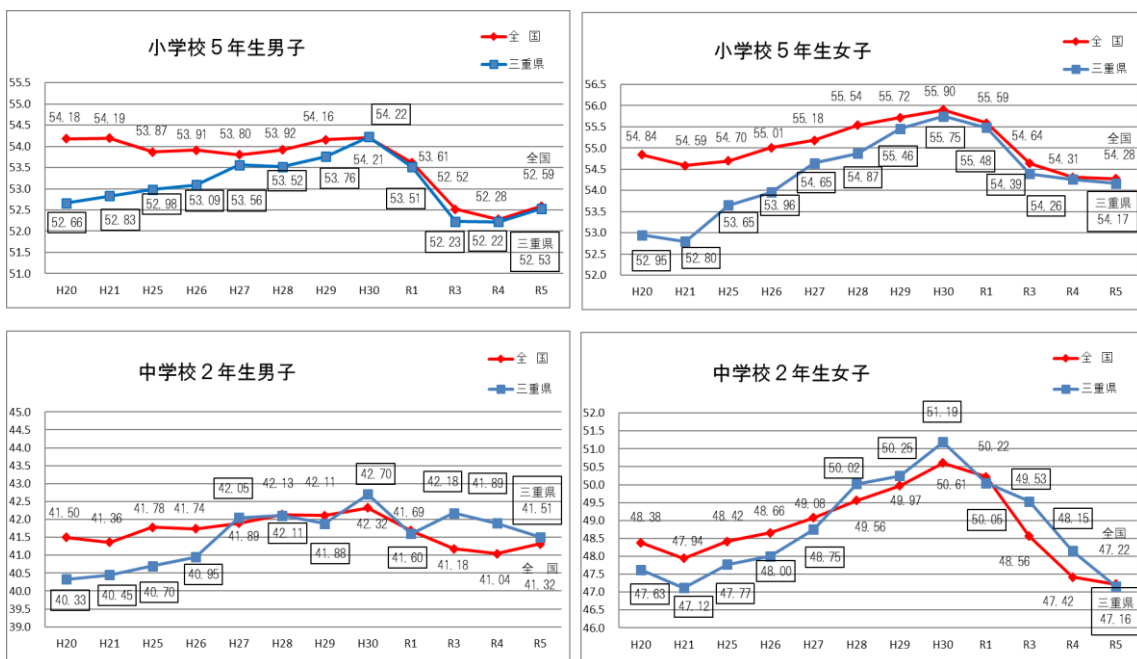
⑦ 国への要望

各市町が財政状況に影響されず円滑に地域移行を進められるよう、恒久的な補助事業の構築や必要な財源の確保、国民への周知など、支援の充実を国に要望します。

また、経済的に困窮する世帯の生徒をはじめ、保護者負担の軽減等、継続して幅広い支援を国に要望します。

(参考)

＜平成 20 年度（初回）以降の全国体力調査における体力合計点（握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20m シャトルラン（持久走）、50m 走、立ち幅とび、ボール投げの 8 種目総得点）の推移＞（平成 22、24 年度は抽出調査、平成 23 年度、令和 2 年度は調査中止）



| 令和 5 年度と令和元年度の比較 | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|----------------------|-------|---|-------|---|--------|---|--------|---|
| | | 小学校男子 | | 小学校女子 | | 中学校男子 | | 中学校女子 | |
| 体力合計点（点） | | -0.98 | ↓ | -1.31 | ↓ | -0.09 | ↓ | -2.89 | ↓ |
| 各 実 技 テ ス ト 種 目 | 握力（kg） | -0.35 | ↓ | -0.22 | ↓ | +0.34 | ↑ | -0.75 | ↓ |
| | 上体起こし（回） | -0.69 | ↓ | -0.95 | ↓ | -0.79 | ↓ | -1.81 | ↓ |
| | 長座体前屈（cm） | +0.35 | ↑ | +0.40 | ↑ | +0.32 | ↑ | +0.34 | ↑ |
| | 反復横とび（点） | -1.05 | ↓ | -1.38 | ↓ | -0.75 | ↓ | -1.82 | ↓ |
| | 持久走（秒） | | | | | +11.52 | ↓ | +20.18 | ↓ |
| | 20mシャトルラン（回） | -2.48 | ↓ | -2.88 | ↓ | -5.37 | ↓ | -6.33 | ↓ |
| | 50m走（秒） | +0.06 | ↓ | +0.08 | ↓ | -0.04 | ↑ | +0.14 | ↓ |
| | 立ち幅とび（cm） | +0.17 | ↑ | -0.88 | ↓ | +2.88 | ↑ | -3.62 | ↓ |
| | ハンドボール投げ・ソフトボール投げ（m） | -1.01 | ↓ | -0.31 | ↓ | +0.07 | ↑ | -0.60 | ↓ |

※持久走は中学生のみ。持久走と20mシャトルランのいずれかを選択して実施

| 令和 5 年度と令和元年度の比較 | | | | | |
|------------------|--------------------|--------------------|-------|-------|-------|
| | | 小学校男子 | 小学校女子 | 中学校男子 | 中学校女子 |
| 運動習慣 | 総運動時間420分以上（%） | -0.1 | -2.0 | -6.2 | -4.8 |
| | 運動意識 | 運動やスポーツをすることが好き（%） | +1.8 | -1.1 | +0.9 |
| 体育が楽しい（%） | | +1.9 | -1.6 | +2.4 | -1.6 |
| 生活習慣 | 肥満である児童生徒の割合（%） | +2.7 | +1.2 | +1.0 | +0.3 |
| | 朝食を「毎日食べる」（%） | -0.9 | -2.8 | -1.9 | -6.5 |
| | 睡眠時間「8時間以上」（%） | -0.1 | -2.8 | -2.2 | -3.5 |
| | スクリーンタイム「4時間以上」（%） | +0.5 | +5.2 | +7.2 | +7.7 |

※総運動時間：1週間の体育の授業を除く運動時間

18 健康教育・食育について

1 学校保健の推進

家庭や社会の環境変化に伴い、子どもたちの基本的な生活習慣の確立が難しくなっていることに加え、薬物乱用や性に関する問題等、子どもたちを取り巻くさまざまな課題が顕在化しています。加えて、新型コロナウイルス感染症のような新興感染症を含む、感染症への対応が必要となっています。

また、アレルギー疾患や心の健康に課題を抱える子どもも増加しており、これらの健康課題に適切に対応し解決するためには、関係機関が連携し、学校教育活動全体で健康教育を推進していく必要があります。

県教育委員会では、これらの現状をふまえ、特に以下の取組を進めます。

(1) 学校保健推進体制支援事業

複雑化・多様化する個別の現代的健康課題を抱える児童生徒たちに対し、養護教諭がより一層きめ細かな心身のサポート・ケアを行える体制の構築や専門性の向上がこれまで以上に求められていることから、退職養護教諭等を大規模で一人配置の学校へ派遣して、定期健康診断や疾病管理等の保健管理、児童生徒等への保健指導や健康相談、感染症に係る衛生管理等の業務について支援を行います。令和5年度は県内小学校、高等学校3校に3人派遣しましたが、令和6年度は県内小・中・高等学校6校に6人派遣予定です。

(2) 歯と口の健康づくり

本県の12歳児のDMFT指数(一人平均むし歯数)は、年々減少しているものの、令和4年度は0.61本(令和3年度比-0.13本)と、依然として全国平均の0.56本(令和3年度比-0.07本)より高くなっています。県教育委員会では、「歯と口の健康づくり」推進地域および推進校を指定し、専門医や学校関係者等による検討委員会を組織し、課題等について協議するとともに、専門医等を学校に派遣しています。

むし歯予防に有効なフッ化物洗口については、県内の小学校、特別支援学校を合わせて令和5年度は65校で実施しており、今後は、市町等教育長会議や市町健康教育担当者連絡協議会等において、その有効性や安全性、実施方法などについて説明するとともに、県歯科医師会、県医療保健部と連携して研修会や先進地視察を実施します。さらに、各市町等教育委員会を訪問し、情報提供と実施に向けた協議を行い、フッ化物洗口への理解促進と実施校拡大に努めていきます。

(3) 熱中症防止対策

今般、全国的に夏季において非常に気温が高く、熱中症による健康被害が懸念されています。児童生徒等の熱中症を防ぐため、暑さ指数(WBGT)等を参考にして学校教育活動の実施の可否を判断し、児童生徒等へ適切に指導を行うこと等が必要です。

県教育委員会では、活動場所の暑さ指数が31℃以上の場合は「運動は中止する」、暑さ指数が28℃以上31℃未満の場合は「熱中症の危険性が高いため、激しい運動や体温が上昇しやすい運動は避け、必要に応じて運動は中止する」等、暑さ指数に応じた対応方針を示し、熱中症事故防止の徹底を図っています。

今年度も、熱中症事故の防止について、引き続き適切に対応するよう市町等教育委員会および県立学校に通知しました。また、令和6年4月から、気温が著しく高くなることにより、熱中症による重大な健康被害が生ずるおそれのある場合、国から「熱中症特別警戒アラート」が発表されることとなったため、同アラートの発表時には徹底した熱中症予防対策を講じ、児童生徒の安全対策に万全を期するよう、改めて県立学校へ対応方針について通知するとともに、市町等教育委員会へ参考を送付します。

(4) 感染症対策

学校における感染症対策については、予防、早期発見・早期治療、まん延の防止の3点が重要です。そのため、県教育委員会では、各学校や関係機関がその流行状況等について把握し、感染の予防や拡大の防止に向けた適切な対策を講じることができるよう、学校等欠席者・感染症情報システム（症候群サーベイランスシステム）の適切な運用について周知します。

また、政府や文部科学省から示された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等の通知や留意事項などをふまえ、感染症対策を適切に講じつつ、さまざまな教育活動が円滑にできるよう、また、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように取り組んでいきます。

(5) がん教育

がん教育については、中学校学習指導要領では令和3年度から、高等学校学習指導要領では令和4年度から保健体育の授業で、がんについても取り扱うものとする記載されています。

子どもたちが、発達段階に応じてがんについて学び正しく理解することを通じて、自他の健康と命の大切さについて主体的に考えることができるよう、国のがん教育等外部講師連携支援事業を活用して、がん教育を推進します。

また、医療機関や市町等教育委員会、がん経験者、県行政関係者からなる協議会を開催するとともに、教職員等を対象に研修会を開催し、小中学校および県立学校のがん教育授業に外部講師を派遣します。

(6) 性に関する指導

性に関する指導は、学習指導要領に基づき、保護者の理解を得て計画性をもって行うことが重要であり、児童生徒の発達段階をふまえ、学校教育活動全体を通じて指導することが大切です。

その上で、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取ることができるよう、各学校の状況に応じて、希望する県立学校に産婦人科医や助産師等を派遣するなど、性に関する指導を行います。

(7) 薬物乱用防止教育

薬物乱用と健康との関わりについて、子どもたちが早い時期から認識を深められるよう、関係機関と連携して薬物乱用防止教室や教職員を対象にした指導者講習会を開催します。

(8) 若年層（高校生）の献血

高校生が献血の意義や制度について理解し、自ら行動できる態度を育成するため、医療保健部や県赤十字血液センターと連携し、「献血セミナー」の計画的な実施や、献血バスの導入、献血ルームの利用促進について、引き続き働きかけていきます。

2 学校給食と食育の推進

健康な生活を送るために健全な食生活は欠かせないものですが、不規則な食事や朝食欠食等、子どもたちの食生活には、さまざまな状況がみられます。

また、地域の食文化や地場産物、生産者等について関心を高めるとともに、地産地消についての意識を醸成するため、学校給食等を活用した食育の推進が求められています。

さらに、学校給食については、安全・安心な学校給食の実施に向け、食品の安全確保や異物混入の未然防止を含めた衛生管理の徹底を図る必要があることに加え、食物アレルギーの児童生徒が年々増加していることから、安全性を最優先した適切な対応が求められています。

これらの状況をふまえ、以下の取組を進めます。

(1) 学校における食育の推進

①朝食摂取率向上

子どもたちが自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を身につけるとともに、朝食をしっかりと食べる習慣の定着に向けて、「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」を実施します。入賞作品を中心に、紹介動画を作成し、県ホームページに掲載します。市町等教育委員会をはじめとした関係部局と連携して児童生徒の取組を推進するとともに、家庭への啓発の機会として活用します。

②教職員の資質向上と指導の充実

学校における食に関する指導は、学級担任や教科担任等と栄養教諭が連携し、給食の時間や教科の学習、特別活動など学校教育活動全体で取り組んでいます。

さらに、食に関する指導をより充実させるために教職員や市町教育委員会担当者を対象とした講習会を開催し、専門家による講演や県の事例の情報共有等をおして、教職員の資質向上を図り、食育を推進していきます。

③「食育月間」および「食育の日」等に係る取組

国の食育推進基本計画で定めた「食育月間（6月）」、三重県第4次食育推進計画などにに基づき、県農林水産部と連携して、学校における食育の推進を図ります。学校の取組事例を集約し、県ホームページで紹介するとともに、市町等担当者に情報共有し、取組を広めます。

(2) 学校給食における地場産物の活用推進

①「みえ地物一番給食の日」の取組

毎月第3日曜日をはさんだ前後1週間に「みえ地物一番給食の日」を設定し、地場産物を活用した学校給食や食育の取組を推進します。また、各地域の取組（給食献立・食育）を県ホームページで紹介し、周知を図ります。

②地場産物活用率向上の取組

県内の地場産物活用率の高い献立や公益財団法人三重県学校給食会の開発食材の活用について、市町教育委員会に情報提供します。また、各地域での地場産物活用における課題について、議会での議論を踏まえ、県農林水産部と連携しながら、生産者団体等に対して、学校給食で使用する食材に求められることを伝えます。さらに、県農林水産部と連携し、未利用食材を活用する事業について市町に紹介するとともに、学校給食での活用や食を通じた地域の理解が進むよう、食育の一層の推進を図ります。

(3) 学校給食における安全管理の徹底

①「異物混入対応方針」の周知・徹底

県教育委員会が作成した「異物混入防止等対応方針」と「学校給食における異物混入・ヒヤリハット事例集」に基づき、学校給食関係者への担当者会等を通じて周知・徹底を図り、学校給食への異物混入の防止を図ります。

②学校給食における窒息事故の防止

学校給食における窒息事故については、給食時間における適切な指導により、未然に防ぐことが大変重要です。注意喚起文書の発出、市町担当者会等の機会をとらえて、周知徹底を図ります。

③食物アレルギー対応

食物アレルギーを有する児童生徒に対し、各学校や地域の実態に応じた適切な対応が行われるよう、市町等教育委員会と連携し、取り組みます。県教育委員会が作成した「学校におけるアレルギー疾患対応の手引」や「学校におけるアレルギーヒヤリハット・発症事例集」による適切な対応について、担当者会等の機会を活用し、周知徹底を図ります。

④衛生管理等に係る周知

「学校給食による食中毒」、「学校給食への異物混入発生」、「学校給食における窒息事故」、「食物アレルギーによるアナフィラキシー」等について、市町等教育委員会担当者連絡協議会の機会を活用し、県教育委員会が作成した「学校管理下における危機管理マニュアル」による適切な対応の周知徹底を図ります。

⑤個別対応食ガイドブック

令和3年度、県立特別支援学校での個別対応食の実践をとりまとめ、市町の小学校・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒への対応にも使用できるガイドブックを作成しました。また、令和4年度は「学校給食の安全と充実に向けた講習会」で、県子ども心身発達医療センターにおける実践を紹介し、個別対応食の提供等に関する理解を深める取組を行いました。今後は、特別支援学校の実践を詳しくとりまとめた改訂版の作成に向けて取り組む予定です。

19 社会教育について

1 社会教育推進体制の整備

(1) 現状

「社会教育法」に基づき、社会教育の推進を図るため、PTAや子ども会等の社会教育関係団体や、NPO等の団体、大学等の高等教育機関、放課後子ども教室や家庭教育支援の関係者等、さまざまな主体と連携し、社会教育施設の設置・運営や講座の開設など学習環境の醸成を図っています。

- ① 三重県社会教育委員から、本県の社会教育施策について、広い視野から長期的な視点で提言をいただくとともに、市町の社会教育関係者の取組を活性化させるためのネットワーク構築に向けた議論を進めています。
- ② 社会教育主事、社会教育委員、社会教育施設の関係者等の資質向上と連携強化を図るため、研修や情報交換を行い社会教育推進の体制を整備しています。
- ③ 地域課題の解決に向けた公民館等社会教育施設の活性化促進や、地域と学校をつなぐコーディネーターの育成および資質向上を図るため、講習や講座等を開催しています。

(2) 課題

社会教育の推進と地域の教育力向上を図るため、社会教育関係団体等が情報を共有し、協働できる環境を整備するとともに、地域と学校をつなぐコーディネーターの新たな人材発掘や後継者育成を進めていく必要があります。

(3) 今後の対応

各地域で学びを通じた人づくりやつながりづくり、地域づくりが展開され、「一人ひとりの幸せ」や「持続可能な地域社会」を実現できるよう、関係団体等をつなぐネットワークの強化に取り組みます。

また、公民館等の社会教育施設において地域課題の解決に資する学びの場が創出されるよう講習等を実施するとともに、地域と学校をつなぐコーディネーターの資質向上を図る講座を開催し、社会教育に携わる人材の育成に取り組みます。

2 子どもの読書活動推進

(1) 現状

「第四次三重県子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭、地域、学校と連携し、発達段階に応じて、子どもたちがさまざまな図書にふれる読書機会の拡充や、読書に親しむ習慣形成の取組を進めています。

① 子ども読書活動推進会議を開催し、専門的な知識や実践に基づく幅広い意見をいただき、活動活性化の検討を行っています。

また、家庭や学校、地域の方々、企業、団体など、社会全体で子どもの発達段階に応じた読書活動や、読書に親しむ習慣づくりを推進するための新たなネットワークの構築について準備を進めています。

② 乳幼児期から児童期における家庭での読書の重要性についての理解を促進するため、家庭での取組のきっかけづくりとなるチラシを作成し、市町図書館、子育て支援関係機関等を通じ、保護者への普及啓発を図っています。

さらに、県立学校のモデル校において、地域や家庭、生徒等の意見をふまえて策定した計画に基づき図書館のリニューアルを進めています。

(2) 課題

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであるため、子どもに読書の魅力を伝え、発達段階に応じた読書活動を推進していく必要があります。

(3) 今後の対応

子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、令和7年度から5年間を計画期間とする「第五次三重県子ども読書活動推進計画（仮称）」の策定作業を進めます。

子どもの発達段階に応じた読書活動や読書習慣づくりを推進するため、趣旨に賛同する会員を募り、家庭や学校、地域の方々、企業、団体などの多様な主体が出会い、交流する機会を創出するためのネットワークを構築し、会員が持つさまざまな資源を活用できるようコーディネートします。

また、子どもたちが本を身近なものと感じ、読書を楽しむことができるよう、「家読（うちどく）」の一層の普及啓発を図るとともに、同世代の子ども同士で本を紹介し合う読書経験の共有や、さまざまな図書にふれる機会の拡充を図ります。

さらに、学校の特性を生かした学びや授業づくりを進めるとともに、生徒がより行きたくなる県立学校図書館をめざして、図書館リニューアルを引き続き進めます。

3 青少年教育施設

(1) 施設の概要

青少年教育施設は、体験活動を通じて基本的な能力を育み、心身ともに健全な青少年の育成を図るため設置されています。県においては、鈴鹿青少年センター（昭和 60 年開設）と熊野少年自然の家（昭和 52 年開設）を設置し、それぞれ指定管理者が運営しているところです。

指定管理者のもと来館者の安全安心を確保し、より魅力ある施設となるよう、多くの方が学び楽しむことができる学習プログラムやイベントを開催します。

(2) 鈴鹿青少年センター

ダイセーフォレストパーク（鈴鹿青少年の森）と合わせて官民連携手法により事業を進めていく立地ポテンシャルを有していることから、両施設の運営・維持管理の効率化や活性化を図り、持続可能な公共サービスの提供と収益改善を実現するため、民間活力を導入して施設改修を実施しました。

令和 6 年 4 月のリニューアルオープン後、F 1 日本グランプリや県民の日イベントにより、県内外から多くの利用があり順調な滑り出しとなっています。今後も、リニューアルした施設を効果的に広報することで利用者の拡大を図ります。

また、運営状況等をモニタリングすることで要求水準が満たされ、青少年をはじめとした幅広い世代が集い、交流できるよう、民間活力を活用した施設の管理・運営を進めます。

【コンセプト】

青少年をはじめとした、幼児から高齢者までの幅広い世代が、自然に親しみ、学び、楽しみながら心身の健康維持や学習活動等を行うことができ、県内外の方々が集い、にぎわい、つながるような施設、空間をめざします。

【PFI 事業契約の内容】

契約期間：令和 4 年 3 月 24 日から令和 23 年 3 月 31 日まで

契約金額：5,025,940,533 円

契約相手方：鈴鹿フォレストパートナーズ株式会社

※本事業のために設立された SPC（特別目的会社）

契約内容：・センターの設計・改修およびセンターと森公園の運営・維持管理
・金利変動によるセンターの整備費[割賦支払金]改定に伴う変更[令和 6 年 6 月]
・物価変動によるセンターの運営・維持管理費および修繕・備品更新費改定に伴う変更[令和 8 年度以降（予定）]

(3) 熊野少年自然の家

平成 22 年度から指定管理者制度を導入しており、引き続き令和 5 年度から 5 年間の指定管理者を選定しました。

令和 6 年度は、管理者と連携し、心身ともに健全な青少年が育成されるよう、豊かな自然環境を活用して、集団宿泊体験や自然体験活動の機会を提供します。

また、利用者にとって快適な環境を提供するため、経年劣化に伴う LED への改修工事を実施することで施設の適正な維持管理を行います。

【施設運営の基本的な方向性】

学校、スポーツ少年団等の社会教育関係団体、地域の自治会等住民団体その他の多様な主体と連携し、子どもたちの体験学習の機会の拡充と利用者の拡大を図り、少年の健全育成に寄与します。

また、施設の安全管理に努めるとともに利用者の視点に立って効果的な管理運営を図っていきます。

【指定管理協定の内容】

指定期間：令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

指定管理料：213,355,000 円

協定相手方：有限会社熊野市観光公社

協定内容：熊野少年自然の家の運営・維持管理

20 文化財の保存・活用・継承について

1 文化財を保存・活用・継承する意味

文化財は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群、埋蔵文化財、文化財の保存技術に区分されます。

こうした文化財は、我が国の特色ある歴史的風土の中で生まれ、今日まで守り伝えられたものです。我が国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、将来の文化の向上発展の基礎をなすものです。そのため、文化財は貴重な国民的財産として今後も適切に保存され、地域への愛着や誇りを育むための人づくりや地域づくり等に有効に活用され、後世へと確実に継承していく必要があります。

令和2年度、県教育委員会では「三重県文化財保存活用大綱」を策定し、本県における文化財の保存・活用・継承について、その基本的な方向性を明確にするとともに、県内においてその取組を地域社会総がかりで進めていくうえでの共通の基盤を示しました。

2 現状

(1) 文化財の件数

本県には、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」をはじめ、国および県指定等の文化財が、令和6年3月末現在、1,233件あります。このほか、市町指定等の文化財が1,812件、埋蔵文化財が約14,500か所あります。

(令和6年3月31日現在)

| 種別 | 国指定等 | 県指定等 | 合計 | 備考 |
|-----------------------|------|------|-------|--------------|
| 有形文化財 | 191 | 365 | 556 | 建造物、美術工芸品等 |
| 無形文化財 | 1 | 2 | 3 | 工芸技術等 |
| 民俗文化財 | 11 | 63 | 74 | 生業、民俗芸能等 |
| 無形民俗文化財 | 10 | 38 | 48 | |
| 有形民俗文化財 | 1 | 25 | 26 | |
| 記念物 | 85 | 166 | 251 | 遺跡、庭園、動物、植物等 |
| その他 | 338 | 11 | 349 | |
| 伝統的建造物群保存地区 | 1 | — | 1 | |
| 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 | 15 | 11 | 26 | |
| 登録有形文化財（建造物） | 319 | — | 319 | |
| 登録有形民俗文化財 | 1 | — | 1 | |
| 登録記念物 | 2 | — | 2 | |
| 合計 | 626 | 607 | 1,233 | |

(2) 文化財の保存・活用・継承への対応

① 文化財の調査と指定

文化財を将来にわたって保存、継承するため、県にとって特に重要な文化財については、県文化財保護審議会への諮問・答申を経て、「三重県文化財保護条例」に基づき指定を行っています。また、全国的にみて貴重な文化財については、国指定等となるよう、所有者の意向を確認しながら国への働きかけを行います。

② 文化財の現状把握と支援

国・県指定等の文化財の保存状況や、天然記念物の生息状況等を把握するため、県教育委員会では文化財保護指導委員を任命し、文化財巡視や必要な調査を行っています。また、修復や再生、継承のための取組を要する文化財については、それぞれの実情に応じた支援をするとともに、国および県の補助事業により財政的支援も行っています。

<地域文化財総合活性化事業>

文化財の修復・整備等の事業とあわせ、事業者による活用事業を行うことで、文化財を生かした魅力ある地域づくりにつなげる活動を支援しています。

| 年度 | 件数 | 補助額 | 補助率 |
|-------|---------|----------|--------------------------------|
| 令和5年度 | 50件 | 90,000千円 | 国指定：県10%以内（国50%） 県指定：県50%以内 |
| 令和6年度 | 44件（予定） | 90,000千円 | |

(3) 三重県文化財保存活用大綱(県)の策定と文化財保存活用地域計画(市町)作成の支援

平成31年4月に施行された改正文化財保護法に基づき、令和2年7月、県教育委員会では「三重県文化財保存活用大綱」を策定し、本県における文化財の保存・活用・継承の取組を地域社会総がかりで進めていくうえでの共通の基盤を示しました。本大綱は「みえ県民力ビジョン」「三重県教育ビジョン」「三重県地域防災計画」のうちの文化財に関する方針を具体的に示したものとして位置づけられており、策定以降その周知に努めています。

また、市町においては、域内における文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を都道府県の大綱を勘案して作成できることが改正文化財保護法にて示されました。

県は大綱に基づき、地域計画作成に対して市町の実情に応じた支援を行っています。令和5年度末現在、3市町（明和町・伊賀市・四日市市）の文化財保存活用地域計画が文化庁の認定を受け、1市が作成中です。

<作成の現状>

- 文化庁認定済 明和町（令和2年12月認定） 伊賀市（令和5年7月認定）
四日市市（令和5年12月認定）
- 作成中 鈴鹿市

3 課題

文化財には、経年劣化、過疎化・少子高齢化等による後継者や担い手の不足、自然災害の多発、防災・防犯対策等、多くの課題があり、その保存と継承が年々厳しくなっています。また、自然環境の変化や開発等による貴重な動植物の絶滅等が危惧されています。そのため、行政による技術的・財政的支援の必要性が増しています。

文化財の保存・活用・継承を進めるためには、多くの県民が文化財について学び、親しみ、その価値を理解することが大切であり、地域住民を中心としたさまざまな主体の参画によって、文化財を保存、継承し、積極的に活用していく魅力ある地域づくりに向けた取組が求められています。

また、近年の気候変動は、想定外の自然災害を日本列島に引き起こしており、発生が危惧される南海トラフ地震でも甚大な被害をもたらすと想定されています。守り伝えられてきた文化財が地域の象徴として大きな役割を果たすことがあり、文化財を自然災害からどのように守っていくかが大きな課題となっています。

4 今後の対応

(1) 市町による文化財保存活用地域計画の作成支援

三重県文化財保存活用大綱に基づき、文化財を人づくり・地域づくり等の核となる生きた財産として保存・活用・継承していくための取組を、市町や所有者等と連携して推進します。また、市町における文化財保存活用地域計画の作成が進むよう、市町に対し積極的に支援をしていきます。

修復や再生、継承のための取組を要する文化財については、市町や所有者、保持団体等の思いに寄り添いながらそれぞれの実情に応じた支援や助言を行います。

(2) 文化財に関わる人材の育成

文化財の保存・活用・継承につなげるため、国宝・国指定文化財等の県が誇る文化財、文化財の保護・保全活動の現状等について、展示会、講演会、インターネットや各種メディア等を通じた情報発信等を積極的に行います。また、「みえ祭協力隊」「なんでも実験考古学」など、文化財の保存・活用・継承の普及啓発イベントの実施を通して、今後もさまざまな形で文化財に関わることのできる人材となってもらいたいことをめざします。

(3) 文化財の指定および天然記念物の保護

県内に存在する文化財の情報収集・調査を積極的に行い、新たに価値が認められた文化財について、指定等の手続きを的確に進め、保護を図っていきます。天然記念物の保護に関しては、最新の調査状況をふまえ、環境変化に合った適切な保護ができるよう保護管理指針の見直しを行います。

(4) 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の追加指定および保存・管理

①追加指定対応

世界遺産追加登録に向けて関係市町との意見交換・協議を進めるとともに、広く県民を対象とした講演会等を開催し、資産の保存・活用への多様な主体の参画を促進します。

②保存・管理

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」が良好に保存・管理されるよう、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会を通じて、奈良・和歌山両県や関係市町等と連携して取り組んでいきます。

(5) 鳥羽・志摩の海女習俗

平成 29 年 3 月に「鳥羽・志摩の海女漁の技術」として国の重要無形民俗文化財に指定された鳥羽・志摩の海女習俗については、鳥羽市・志摩市・関係団体等と連携し、海女漁の文化財的価値の保存・継承を図っていくとともに、ユネスコ無形文化遺産登録を視野に、引き続き情報発信を進めていきます。

(6) 災害発生時における文化財対応

災害発生時には文化財レスキュー活動が円滑に行われるよう、県の関係部局・市町・文化財所有者等との連携を強化するとともに、文化財情報の収集・整備・共有を行い、文化財保護指導委員には文化財レスキューのためのスキルアップ研修を行います。また、大規模災害発生時には、国・国立文化財機構文化財防災センターに救援要請し、広域的な協力を受けられるよう調整します。

(7) 文化財専門職員の育成等

文化財を適切に保存・活用・継承する専門知識を持った人材育成のため、県内教員・市町職員等に対し、国・県等が実施する各種の会議・研修への参加を広く積極的に呼びかけます。また、文化財専門職員を配置していない市町に対しては、その配置を勧めていきます。

2 1 教職員の資質向上について

1 教職員の資質向上に係る考え方

社会の変化は加速度を増し、複雑で予測困難となっており、これからの学校には、一人ひとりの子どもが自分のよさや可能性を認識するとともに、多様な人々と協働しながら、さまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められています。

そのため教職員は、子ども一人ひとりの力を最大限に引き出し、主体的な学びを支援する役割を果たすことができるよう、教職生活全体を通じて新しい知識や技能を学び続ける必要があります。さらに、学校が抱えるさまざまな課題の解決に向け、組織的・協働的に取り組む姿勢も必要となっています。

本県においても、学校における教職員の年齢構成が変化し、経験豊かな教員の指導技術の継承が難しくなっている状況も生まれています。また教員のICT活用指導力など、学ぶ内容や学び方の変化等に対応して求められる資質・能力もあり、これまで以上に組織的、計画的な人材育成を行うことが求められています。

研修担当（県総合教育センター）では、教職員が経験や職種に応じて身につけるべき資質・能力を示した「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」をふまえ策定した「令和6年度三重県教職員研修計画」に基づき、教職に必要とされる素養や専門性に係る研修を実施し、教職員の資質向上を図ります。

2 令和6年度の教職員研修の重点取組

(1) 「令和6年度三重県教職員研修計画」に基づいた質の高い研修を実施

- ① 全ての教職員がコンプライアンス等の素養や、授業力等の高い専門性を身につけられるよう、系統的かつ体系的に研修を実施します。特に、不祥事を「自分事」として捉え、自己の使命と職責の重大さを認識し、自らを厳しく律することができるよう、コンプライアンス研修を法定・悉皆研修に位置づけます。
- ② 学校における授業改善や教育活動が組織的かつ計画的に推進されるよう、マネジメント力の向上に向けた研修を実施します。さらに、従来の新任管理職研修に加えて、2、3年目の管理職等を対象にした、時代や社会の変化に対応した研修を実施します。【新規】

(2) 学習指導要領に対応した研修を実施

- ① 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が推進されるよう、「教科等研修」や「授業研究推進リーダー育成研修」等において、より実践的な研修を実施します。
- ② 文部科学省の「生徒の英語力向上推進事業」の委託を受け、教員の英語指導力向上に向けた研修等を実施します。
- ③ 教員一人ひとりが、1人1台学習端末等のICT機器を効果的に活用した授業が実践できるよう、ICT活用指導力向上に向けた研修を実施します。

(3) 自己肯定感を涵養する教育推進事業【新規】

- ① 県内にモデル校において、教職員の資質・能力の向上を図る研修等を通じて、自己肯定感を涵養する授業づくりを推進します。

- ② 専門性の高い講師による学校づくりの視点や、教職員のコミュニティの育成の基礎等、自己肯定感の涵養につながる実践等を学ぶ研修を実施します。
- ③ 県内公立学校の校長等の教育関係者を対象に、子どもたちがありのままの自分が認められていると実感することができる教育実践と学校づくりについて学ぶことができる講演会を実施します。

(4) 自他の生命と人権を大切にする教育が推進されるための研修を実施

いじめへの組織的な対応や児童生徒、保護者への支援のあり方等について学ぶ研修を実施するとともに、不登校児童生徒への早期からの支援や学校における組織的支援を行うための研修を実施します。

(5) 研修に参加しやすい環境の整備

- ① 集合研修とWeb会議システムを活用した双方向型研修、オンデマンド研修を効果的に組み合わせ実施します。また、情報教育研修の「放課後ICT活用研修」や、教科等研修の「見逃し配信」を実施します。
- ② 市町教育委員会や県内教育研究所等と連携して地域で、今日的教育課題に対応したブロック別研修を実施します。

(6) 新規採用者のスタート支援事業【新規】

- ① 新規採用者の課題に焦点を当てた動画教材を作成し、それらを活用した採用前研修を実施します。
- ② 新規採用者の研修において、悩みや不安を共有する場面を多く設け、新規採用者の自己肯定感の涵養につながるよう支援します。
- ③ 中堅教諭等資質向上研修、教職6年次研修、管理職研修等において、新規採用者をはじめとする若手教員への支援の必要性について啓発を行い、教職員の同僚性の向上につなげます。

3 令和6年度の教職員研修の概要

(1) 経験や職種に応じた研修（法定・悉皆研修）（年間のべ204講座）

毎年、研修内容の見直しや実施方法等の工夫・改善を図り、教職員の負担に配慮しつつ、より効果が高まるようにしています。

令和6年度は、コンプライアンス等の素養や、授業力等の高い専門性を身につける研修、不登校児童生徒への支援やいじめへの対応について学ぶ研修を引き続き実施します。また、児童生徒の自己肯定感の涵養につながる研修を新たに実施します。

それ以外にも、初めて特別支援学級または通級等の指導にあたる教員や、経験3年未満の常勤講師等を対象とした研修をそれぞれ実施します。また、次年度の採用予定者を対象とした研修を実施し、業務に係る悩みや不安が軽減されるよう支援します。

(2) 専門性を高める研修（希望研修）

① 授業力の向上（年間54講座〈のべ69講座〉）

子どもたちの学力向上と主体的・対話的で深い学びの実現や、学びを通じた自己肯定感の涵養をめざし、教職員の授業力、実践的指導力の向上につながる研修を実施します。

また、校務等で研修に参加できなかった、または、もう一度見直したい教職員のために、後日、研修を視聴できるように「見逃し配信」を実施し、継続的な授業改善を支援します。

ア 高い専門性を身につけることができるよう、上記の各教科の研修、授業改善研修（県立学校教科教育研究会との連携講座、機関との連携講座）や常勤講師等研修のほか、授業力の向上の支援につながるよう、司書・司書教諭研修、実習助手研修、校務担当職員研修等を実施します。また、三重県教育ビジョンの改定やニーズに対応して自己肯定感の涵養につながる研修や複式学級についての研修等を新たに構築します。

イ 学習指導要領に基づき、第1・2ステージの教員を対象に、子どもたちの主体的・対話的な学びを引き出す授業づくりについて学ぶ研修、第3・4ステージの教員を対象に、子どもたちの発達段階や習熟度に応じ、創意工夫を凝らした授業づくりについて学ぶ研修を実施する等、教員のライフステージに応じた研修を実施します。

ウ 令和6年度は、「グローバル人材育成のための英語力向上事業」（文部科学省委託事業）のうちの「生徒の英語力向上推進事業」により、児童生徒の英語力向上に係る教員研修を実施します。

② 教育課題への対応力の向上（年間34講座〈のべ60講座〉）

ア テーマ研修

人権教育や特別支援教育等、喫緊の教育課題に対応したテーマ別の研修を実施します。人権教育研修では、部落問題をはじめ、LGBT等個別的人権問題を解決するための教育や授業等での具体的な取組を学ぶ研修を実施します。また、不登校児童生徒への支援や、いじめ防止や対応についての生徒指導や学級経営等、9つのカテゴリで研修を実施します。

イ ICT活用指導力向上に向けた研修

学習指導要領の趣旨・内容をふまえ、学校教育の情報化を担う教員を育成することから、教員一人ひとりのICT活用指導力の向上に向けた研修を実施します。

i) 情報教育研修

授業でICTを活用して指導する能力や子どものICT活用を指導する能力等を高めるため、情報リテラシーや思考ツールの有効な活用方法を学ぶ研修等を実施します。あわせて、端末の効果的な活用を推進し、児童生徒の主体的な学びや協働的な学びを進めるための放課後ICT活用研修「学年等に応じたICT活用放課後研修」と「授業でのICT活用放課後研修」を遠隔研修で実施します。

ii) 教員ICT活用地域支援研修

地域のニーズに応じて、1人1台端末を活用した実践交流や、教科指導等におけるICT機器の効果的な活用法等について研修を実施します。

③ 英語教育に関する研修（年間35講座〈のべ36講座〉）

英語教育を取り巻く環境が大きく変化する中、個々の教員が一人で取り組むのではなく、学校間、市町間、自治体間でそれぞれの事例を共有し、課題に共に向き合う体制づくりが必要です。そこで、令和6年度は文部科学省の「生徒の英語力向上推進事業」を受託し、英語教育の改善に向けて、以下の4点に取り組みます。

ア ICTを活用した児童生徒の英語力向上に係る取組（各校種で実施）

言語活動を充実させ児童生徒の英語での発信力向上を図るため、研究推進校等においてICT活用の効果検証を行い検証結果を踏まえた実践公開を伴うICT活用研修を実施したり、山梨、静岡、三重、鹿児島が連携し4県の教職員が共に学ぶオンライン合同研修等でICTの活用に係る取組について共有したりします。

イ 児童生徒の英語力向上に係る事例の普及に重点を置いた教員研修の実施

児童生徒の英語力向上に向けた系統的な指導のあり方を学ぶ基礎と、児童生徒の自己肯定感を高めるための学習意欲向上と学習改善につながる指導と評価の一体化やICT活用等をふまえた英語の授業づくり（公開授業を含む）・Small Talkの実践等、学校や教員の課題に応じてテーマ別に学ぶ専門性向上研修を実施します。

ウ 県外の先進地域への視察および情報収集

先進的に指導と評価の一体化やICT活用に係る推進事業を行った県外への視察・情報収集を行い、その結果を研修の内容に反映するとともに英語通信や指導主事会等で共有します。

エ 市町教育委員会等との連携

各地域で、小学校英語ブロック別研修や中学校英語地域別研修を実施します。

④ 教育相談に関する専門性の向上（年間27講座）

子どもたちの気持ちを受け止め、寄り添った対応ができるよう、教職員の教育相談に係る資質の向上をめざし、経験に応じた研修を実施します。

また、令和6年度も引き続き、不登校に係る研修に重点を置き、不登校児童生徒やその保護者の心の理解を深めるため、第2・3ステージの教員を対象としたステップアップ研修において、「不登校の支援と理解」の研修を実施します。さらに、地域における不登校支援の中核となる人材を育成するため、教育支援センター指導員育成研修を実施し、事例検討を中心とした研修を行い、実践力向上を図ります。

（3）中核的リーダーを育成する研修

学校が抱える課題が複雑化・多様化している状況の中、課題を解決していくためには、校長のリーダーシップのもと、組織として教育活動に取り組む必要があることから、組織的な教育活動を推進する学校の中核的リーダーとなる教員を育成するため、種別ごとに年間5～6回の連続講座として実施します。

① 学校組織マネジメントリーダー育成研修

管理職とともにめざす学校像実現に向けた学校改善を先導し、よりよい組織づくりを推進する学校の中核的な人材を育成することを目的に、5回の連続講座として実施します。

② 授業研究推進リーダー育成研修

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につながる授業研究を推進する学校の中核的な人材を育成することを目的に、5回の連続講座として実施します。

③ 教育相談リーダー育成研修

学校の教育相談体制の確立を図るため、計画的に組織づくりを推進する中核的な人材を育成することを目的に、6回の連続講座として実施します。

（4）出前研修

地域や学校の課題に応じて校内研修等の支援を行うことで、教員一人ひとりの授業力向上および授業改善等、教育活動や学校運営の質的向上を図るために、依頼のあった学校、市町等教育委員会のニーズに合わせて、集合研修や遠隔研修で実施します。

① 授業研究推進出前研修

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につながる授業研究の推進に向けて、学校における組織的な授業改善に向けた取組におけるポイント等について、講義や演習をとおして学ぶ研修を実施します。

② 学校マネジメント出前研修

組織的・計画的に教育活動の質を向上させるための方策として、学校マネジメントを推進するポイント等について、講義や演習をとおして学ぶ研修を実施します。

(5) 自己肯定感を涵養する教育推進事業【新規】

子どもたちが学ぶ楽しさ・わかる喜び、「自分も一人の人間として大切にされている」という実感につながる教育を行うことができるよう、教職員の資質・能力の向上を図る研修等を実施します。

① 子どもたちの自己肯定感を涵養する授業づくり支援事業

県内公立学校にモデル校を設置し、各校の取組に応じた講師を招聘した校内研修を実施し、教職員の資質・能力の向上を図ることで、自己肯定感を涵養する授業づくりを推進します。また、取組の成果を総合教育センターWebページに掲載するとともに成果報告会を実施し、県内に広く周知します。

② 自己肯定感の涵養につながる教育を推進する研修

自分も一人の人間として大切にされているという実感や、多様な他者との関わり等から自己肯定感やウェルビーイングの向上につなげるため、学校づくりの視点や、教職員のコミュニティの育成の基礎を学ぶことを通じて、子どもたちの自己肯定感の涵養につなげる視点とはなにかを整理し、教育活動の中で生かせる研修を実施します。

③ 三重の教育談義

県内公立学校の校長等の教育関係者が集うにあたり、児童生徒一人ひとりの自己肯定感を涵養する教育を推進するために、子どもたちがありのままの自分が認められていると実感することができる教育実践と学校づくりについて学ぶことができる講演会を実施します。

(6) 外国人児童生徒等への日本語指導指導者養成研修

平成 29 年度から独立行政法人教職員支援機構と連携し、全国の学校関係者および教育委員会の指導主事等を対象に、日本語指導に関する専門的な知識や手法について学ぶ研修を実施しています。その中で、先進的に日本語指導に取り組んでいる県内公立学校等の視察を行い、三重県の取組を全国に発信しています。